

消 防 防 災 年 報

令和 5 年度版

三 重 県

「消防防災年報」の利用にあたって

本書は、三重県内の消防、予防、防災、保安行政に関する各種データをもとに、毎年度、その現況をお示し、消防関係者はもとより多くの方々に、消防防災に関する参考資料として刊行しています。

＜ご利用にあたっての注意点＞

- ① 本書は、令和5年度版報告書として、原則、令和6年4月現在及び令和5年(度)中における概況をとりまとめたものです。
- ② データによっては調査基準日が異なるため、図表ごとに調査時点などを記載していません。
- ③ 可能な限り過去からのデータの推移を示していますが、見やすさを考慮しているため、データによって掲載年数が異なっております。
- ④ 一部のデータは速報値を使用しているものもありますので、後に確定値に変更する場合があります。

目 次

第1 消防行政

1	消防組織	1
2	消防力の整備状況	9
3	消防の広域化及び連携・協力	10
4	消防救急デジタル無線の整備	11
5	緊急消防援助隊	13
6	消防相互応援協定等	16
7	消防財政	18
8	火災の現況	24
9	救急活動の現況	35
10	救助活動の現況	44
11	消防表彰	47

第2 予防行政

1	火災予防運動	50
2	防火管理制度	51
3	消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度	53
4	防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度	54
5	消防設備士制度	57
6	危険物規制	59
7	危険物施設の状況	59
8	危険物施設の事故	61
9	危険物取扱者制度	62

第3 防災行政

1	防災対策の概要	64
2	防災業務	66
3	令和5年の天候概況	90

第4	防災航空行政	
1	概要	102
2	防災ヘリコプターの性能・諸元	102
3	防災ヘリコプターの用途	102
4	運航体制	103
5	緊急運航の要請方法	103
6	防災ヘリコプターの性能・各種装備品	105
第5	三重県防災通信ネットワーク	
1	防災通信ネットワークの整備	114
2	防災通信ネットワークの運用	114
3	防災ヘリコプター通信用無線の整備	118
4	市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用	118
5	市町村防災行政無線等の整備	119
6	防災行政無線局無線従事者資格取得と現況	119
7	防災通信ネットワークの現状と課題	119
8	その他	119
第6	保安行政	
1	高圧ガス指導事業	120
2	液化石油ガス指導事業	127
3	銃砲火薬類指導事業	132
4	電気工事業等指導事業	136
第7	消防教育訓練	
1	教育訓練	138
第8	附 表	
附表	1 消防の概要	150
	2 令和5年市町別火災発生件数及び火災による損害額	153
	3 令和5年救急活動状況	155
	4 令和5年事故種別救助出動件数及び救助活動件数	159
	5 階級別消防職員及び消防団員数	161
	6 消防ポンプ等現有状況	163
	7 消防水利等現有状況	165
	8 非常勤消防団員の報酬及び出動手当	167
	9 無線通信施設及び火災通報施設等の現況	169
	10 主な事故種別区分による月別出動件数	171
	11 消防本部別防火対象物数	173
	12 消防本部別5階以上（地階を除く）防火対象物数	175
	13 主な消防用設備の設置状況	177
	14 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期	178
	15 危険物施設数の推移	179
	16 令和5年度消防本部別危険物施設数及び事業所数	181

掲 載 デ ー タ 索 引

第 1 消防行政

第 1 表	県内 15 消防本部の概況	1
第 2 - 1 表	階級別、年齢区分別消防吏員数	2
第 2 - 2 表	消防吏員における女性消防吏員の割合の推移	3
第 3 表	市町別消防団員数等一覧	4
第 4 表	階級別、年齢区分別消防団員数	5
第 5 表	女性防火クラブの現況	8
第 6 - 1 表	少年消防クラブの現況	8
第 6 - 2 表	幼年消防クラブの現況	8
第 7 表	消防力の整備状況	9
第 8 表	緊急消防援助隊の登録状況	14
第 9 表	緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別）	15
第 10 表	消防相互応援協定の締結状況	16
その 1	県内統一協定	16
その 2	市町間協定	16
その 3	県内・県外団体間	17
第 11 表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び住民 1 人当たりの消防費の推移	18
第 12 表	市町の消防費性質別歳出決算額の推移	19
第 13 表	市町の消防費決算額の財源内訳	20
第 14 表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	21
第 15 表	国庫補助金による県内の消防施設等整備状況	21
第 16 表	消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移	22
第 17 表	消防組合の消防費決算額の財源内訳	23
第 18 表	火災種別ごとの比較	25
第 19 表	季節別火災発生件数	26
第 20 表	月別発生件数	26
第 21 表	市町別出火率	27
第 22 表	火災による死者の年齢別理由別分類	27
第 23 表	出火原因別上位の推移	28
第 24 表	令和 5 年中の火災の出火原因別損害状況	29
第 25 表	1 日当たりの損害（365 日計算）	30
第 26 表	火災種別ごとの出火件数の割合	30
第 27 表	年次別焼損面積の推移	31
第 28 表	年次別建物火災状況	32
第 29 表	令和 5 年の主な火災	34
第 30 表	事故種別出動件数の推移	37
第 31 表	主な事故種別出動件数の構成比	37
第 32 表	傷病程度別搬送人員数の推移	38
第 33 表	年齢区分別事故種別搬送人員数	39
第 34 表	各種講習の実施状況	41
第 35 表	救助隊の設置状況	44
第 36 表	救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移	45
第 37 表	事故種別救助活動状況	46
第 38 表	消防表彰受章者数	47
①	国が行う表彰	47
②	県が行う表彰	48
③	日本消防協会が行う表彰	48
④	三重県消防協会が行う表彰	48
第 39 表	令和 5 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者	49

第1図	消防吏員数の推移	2
第2図	年齢層別消防吏員数の推移	3
第3図	消防団員数の推移	5
第4図	年齢層別消防団員数の推移	5
第5図	消防団員の平均年齢の推移	6
第6図	消防団員の就業形態	6
第7図	女性消防団員数の推移	7
第8図	年次火災発生件数	24
第9図	死傷者の年次別比較	24
第10図	主な火災種別ごと割合の推移	25
第11図	火災の時間別発生状況	26
第12図	主な出火原因の年次推移	28
第13図	火災による損害額の推移	29
第14図	県民一人当たり損害額	30
第15図	年次別焼損面積の推移	31
第16図	建物火災の年次別比較	32
第17図	林野火災の年次別比較	33
第18図	救急救命士運用隊の推移	36
第19図	救急出動件数及び救急搬送人員数の推移	36
第20図	現場到着所要時間の推移	40
第21図	病院収容所要時間の推移	41
第22図	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の 1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移	42
第23図	救助出動件数の推移	45
第24図	救助種別出動割合	45

第2 予防行政

第1表	県内の防火管理実施状況	52
第2表	防火管理者資格取得者数（消防長開催）	53
第3表	防火対象物定期点検報告制度実施状況	56
第4表	消防設備士免状取得者数	57
第5表	消防設備士義務講習受講者数	58
第6表	製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様	61
第7表	危険物取扱者免状種別取得者数	62
第8表	危険物取扱者保安講習受講者数	63
第1図	危険物施設数の状況	60
第2図	危険物施設の規模別構成比	60
第3図	危険物施設等の事故発生件数の推移	61

第3 防災行政

第1表	市町地域防災計画の修正報告状況	66
第2表	防災啓発実績	72
第3表	防災関係機関の防災資機材等一覧	80
第4表	自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の 防災資機材等一覧	81
第5表	広域防災拠点等 資機材備蓄状況	86
第6表	津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表	91
第7表	令和5年に県内で震度1以上を観測した地震	95
第8表	2023（令和5）年の警報・注意報の発表状況（気象）	98
第9表	令和5年災害の被害総括表	99

第4 防災航空行政

第1表	令和5年度防災ヘリコプター運行状況（JA119M）	107
第2表	令和5年度緊急運航活動概要	108

第5 三重県防災通信ネットワーク

第1表	防災行政無線箇所数一覧	115
第2表	有線系設備箇所数一覧	116
第3表	防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧	116
第4表	市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用	118
第5表	市町村防災行政無線（同報系）	118
第1図	三重県防災通信ネットワークシステム系統図	117

第6 保安行政

第1表	高压ガス製造事業所処理量別区分	120
第2表	高压ガス製造事業所数	121
第3表	ガス種別移動式製造設備数	121
第4表	高压ガス貯蔵所貯蔵量区分	122
第5表	特定高压ガス消費者となる貯蔵量	122
第6表	高压ガス貯蔵所・特定高压ガス消費事業所数	123
第7表	高压ガス販売事業所数	123
第8表	製造保安責任者・販売主任者免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	124
第9表	高压ガス関係試験実施状況（三重県実施分）	124
第10表	年度別高压ガス施設保安検査数	125
第11表	年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く）	126
第12表	高压ガス保安関係団体一覧	126
第13表	液化石油ガス販売所等数	128
第14表	管轄別販売事業者・販売所数	128
第15表	管轄別保安機関の認定数（事業者数）	128
第16表	液化石油ガス設備士免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	129
第17表	液化石油ガス設備工事届数	129
第18表	特定液化石油ガス設備工事事業者数	129
第19表	立入検査件数	130
第20表	支援員による立入検査結果	130
第21表	L P ガス事故件数（全国・三重県）	131
第22表	L P ガス事故原因別内訳（令和4年）	131
第23表	県内L P ガス事故の概要	131
第24表	火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況	132
第25表	火薬類の許可件数	133
第26表	火薬及び爆薬の消費状況	133
第27表	猟銃等の製造所・販売所数	133
第28表	火薬類取扱保安責任者等試験実施状況	134
第29表	火薬類製造業者等立入検査の実施状況	135
第30表	火薬類製造業者等の違反件数	135
第31表	第一種電気工事士免状交付状況	136
第32表	第二種電気工事士免状交付状況	136
第33表	電気工事業者登録及び届出	136
第34表	電気工事業者立入検査等実施状況	136
第35表	電気用品販売業者立入検査実施状況	137

第7 消防教育訓練

第1表	教育訓練課程	139
第2表	令和5年度教育訓練実施状況	140
第3表	消防学校修了者数推移状況	140
第4表	消防職員教育訓練修了者数	141
第5表	消防団員修了者数	149

消 防 行 政

第1 消防行政

1 消防組織

(1) 常備消防機関（消防本部）

令和6年4月1日現在、県内に15消防本部、28消防署、62分署・出張所が設置されており、消防吏員数は県全体で2,622人である。消防吏員数が100人未満の消防本部が5本部あり、そのうち、特に小規模な消防本部（消防吏員数が50人以下）が1本部となっている。

1消防本部あたりの平均管轄人口は約11.7万人であり、30万人以上の管轄人口を有するのは1本部、人口10万人以上30万人未満は5本部、10万人未満は9本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にある。また、1消防本部あたりの管轄面積は、約100km²から700km²超までと様々で平均管轄面積は約385km²となっている。

県内の15消防本部が行う県内29市町の消防事務の処理方式は、単独設置が7本部（7市町）、事務委託方式が5本部（15市町）、一部事務組合方式が3本部（8市町）となっている。〔第1表〕

第1表 県内15消防本部の概況（令和6年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署・ 出張所	管轄人口 (人)※1	管轄面積 (km ²)	管轄市町名 ※2	事務処理 方式
桑名市消防本部	257	3	5	215,437	394.90	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	377	3	8	334,533	221.21	◎四日市市、 川越町、朝日町	事務委託
菰野町消防本部	59	1	0	41,056	107.01	菰野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	225	2	5	195,589	194.46	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	81	1	2	49,313	191.04	亀山市	単独設置
津市消防本部	365	4	9	271,000	711.18	津市	単独設置
伊賀市消防本部	177	1	7	85,989	558.23	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	120	1	2	75,248	129.77	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	207	1	6	143,121	384.26	◎伊勢市、 玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	47	1	1	16,838	107.34	鳥羽市	単独設置
志摩市消防本部	146	1	5	51,494	287.79	◎志摩市 南伊勢町(旧南勢町)	事務委託
松阪地区広域消防組合 消防本部	286	4	5	194,000	767.70	松阪市 多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合 消防本部	85	1	3	20,273	729.22	大台町、大紀町 南伊勢町(旧南島町)	事務組合
三重紀北消防組合 消防本部	110	3	1	30,006	449.25	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	33,545	541.10	◎熊野市、 御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,622	28	62	1,757,442	5,774.46		

※1 管轄人口は「令和6年度消防防災・震災対策現況調査」による

※2 ◎は事務を受託している市

(参考)

県内の常備消防体制は、平成9年4月2日付けで南牟婁郡の3町1村（当時）が消防体制の常備化にかかる政令指定を受け、平成10年4月1日に3町1村から委託を受けた熊野市が消防事務の受託業務を開始し、県内全市町村すべての常備化が完了した。

その後、平成17年12月31日に久居市と一志郡の3町1村（当時）を管轄していた久居地区広域消防組合が解散し、翌日市町村合併した津市に統合した。

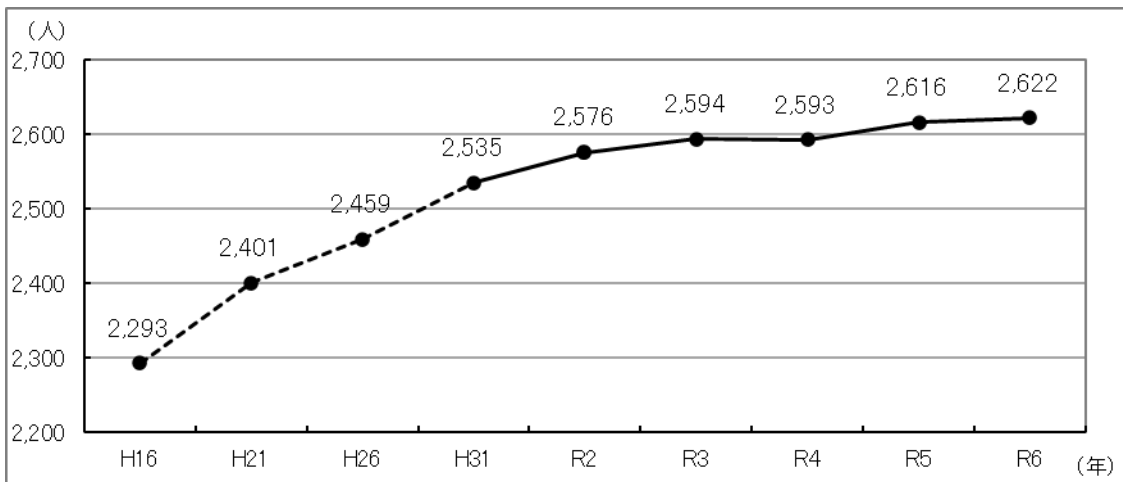
また、平成19年3月31日に名張市と旧名賀郡青山町（※平成16年11月1日伊賀市に合併）を管轄していた伊賀南部消防組合が解散し、翌日から名張市は新設された名張市消防本部が、旧名賀郡青山町地区は伊賀市消防本部が管轄することとなった。

さらに、令和3年3月31日に志摩市と旧度会郡南勢町（※平成17年10月1日南伊勢町に合併）を管轄していた志摩広域消防組合が解散し、翌日から志摩市は新設された志摩市消防本部が、旧度会郡南勢町地区は南伊勢町から事務委託を受けた志摩市が管轄することとなって、現在の15消防本部体制となっている。

① 消防吏員数の推移

県内15消防本部に勤務する消防吏員数は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在の吏員数は、前年度に比べ6人（0.23%）増の2,622人となっている。なお、平成16年4月1日現在の吏員数と比較すると、20年間で329人（14.3%）増加しており、年平均約16.5人の増員が行われている。〔第1図〕

第1図 消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



② 階級別年齢区別にみる消防吏員数

消防吏員の階級は、消防正監から消防士まで8階級あり、その構成比を見ると、令和6年4月1日現在、最も多いのが消防司令補で28.5%、次に消防士長が27.0%となっている。また、年齢別では、40歳代が28.7%と最も多く、次に30歳代の26.5%、50歳代20.4%の順となっており、平均年齢は40.2歳となっている。〔第2-1表〕

また、年齢層別消防吏員数の推移をみると、30歳未満及び30歳以上50歳未満が減少傾向にあり、50歳以上が増加傾向にある。〔第2図〕

第2-1表 階級別、年齢区分別消防吏員数（令和6年4月1日現在）

【階級別】

（人（括弧内は構成比））

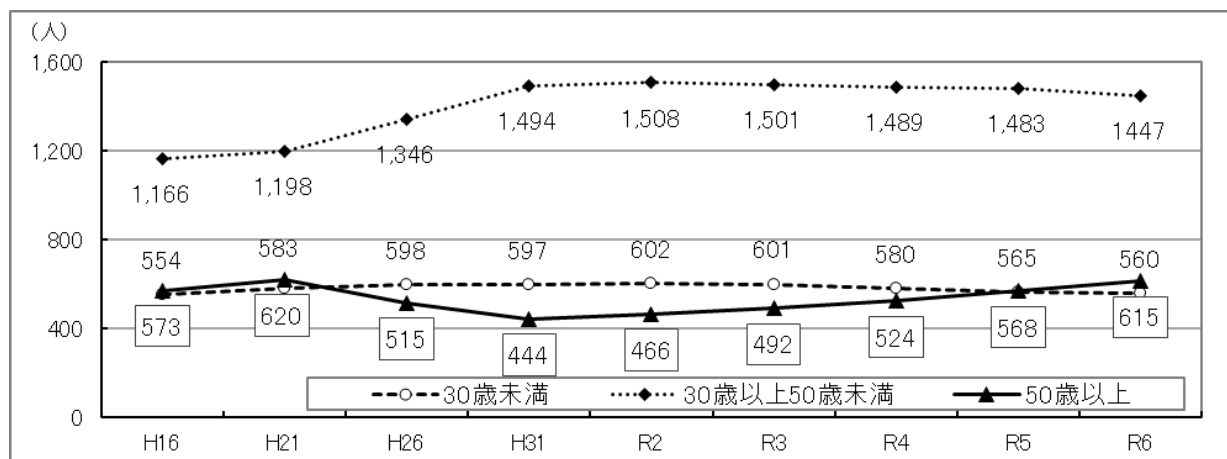
消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
6 (0.2%)	34 (1.3%)	138 (5.3%)	376 (14.3%)	748 (28.5%)	709 (27.0%)	41 (1.6%)	570 (21.7%)	2,622

【年齢区分別】

（人（括弧内は構成比））

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
28 (1.1%)	532 (20.3%)	695 (26.5%)	752 (28.7%)	535 (20.4%)	80 (3.1%)	40.2歳

第2図 年齢層別消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



③ 女性消防吏員の活躍の推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、令和6年4月1日現在3.7%となっており、警察、自衛隊、海上保安庁といった他の分野と比較して、低い水準となっている。

このため、総務省消防庁では、全国の消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5.0%に引き上げることを共通目標とし、各消防本部の実情に応じて、女性消防吏員比率の数値目標の設定と計画的な増員を全国の消防本部に対し要請している。

令和6年4月1日現在、県内の15消防本部のうち、11消防本部で77人の女性消防吏員が在籍しており、消防吏員に占める女性消防吏員の割合は2.9%で、全国における女性消防吏員の割合より低くなっている。〔第2-2表〕

第2-2表 消防吏員における女性消防吏員の割合の推移（各年4月1日現在）

【三重県】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
消防吏員数	2,459	2,474	2,509	2,540	2,546	2,535	2,576	2,594	2,593	2,616	2,622
うち女性消防吏員数	41	47	50	56	62	65	68	72	73	77	77
女性消防吏員の割合	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.6%	2.8%	2.8%	2.9%	2.9%

【全国】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
消防吏員数	159,787	160,649	161,618	162,375	163,369	163,907	165,044	165,463	165,929	166,287	167,384
うち女性消防吏員数	3,711	3,850	4,035	4,240	4,475	4,736	5,021	5,304	5,585	5,829	6,124
女性消防吏員の割合	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%	3.2%	3.4%	3.5%	3.7%

(2) 非常備消防機関（消防団）

消防団員数は、各市町の条例で定数が規定されており、令和6年4月1日現在、県内29市町の条例定数の総数は13,972人、実団員の総数は12,217人であり、定数に対する充足率は87.4%となっている。〔第3表〕

第3表 市町別消防団員数等一覧（令和6年4月1日現在）

市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率	市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率
津市	2,287	1,905	83.3%	東員町	98	96	98.0%
四日市市	620	552	89.0%	菰野町	168	159	94.6%
伊勢市	559	527	94.3%	朝日町	62	61	98.4%
松阪市	1,420	1,203	84.7%	川越町	118	112	94.9%
桑名市	776	643	82.9%	多気町	330	308	93.3%
鈴鹿市	505	488	96.6%	明和町	225	206	91.6%
名張市	500	391	78.2%	大台町	405	310	76.5%
尾鷲市	220	185	84.1%	玉城町	70	64	91.4%
亀山市	415	386	93.0%	度会町	165	165	100.0%
鳥羽市	490	443	90.4%	大紀町	320	227	70.9%
熊野市	500	348	69.6%	南伊勢町	470	449	95.5%
いなべ市	327	320	97.9%	紀北町	400	339	84.8%
志摩市	695	619	89.1%	御浜町	150	119	79.3%
伊賀市	1,410	1,353	96.0%	紀宝町	185	157	84.9%
木曽岬町	82	82	100.0%	合計	13,972	12,217	87.4%

(参考)

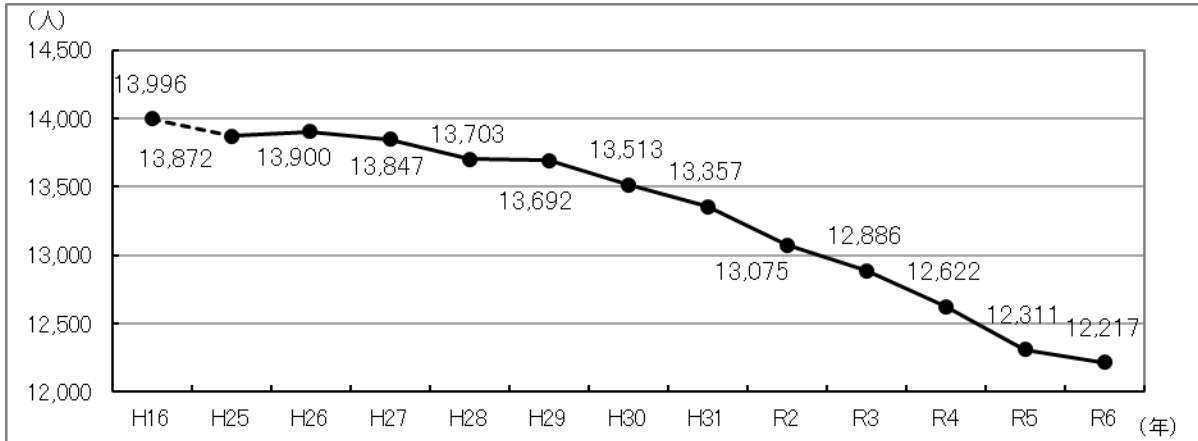
消防団は、市町村の非常備の消防機関で、原則として市町村単位に1団を置くこととされている。県内の消防団は、平成22年4月1日から現在の29市町29団体制となっている。また消防団は、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5倍）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっている。

消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っており、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開し、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

① 消防団員数の推移

県内の消防団員数は、減少傾向にあり、平成16年と令和6年の4月1日現在の団員数を比較すると20年間で1,779人（12.7%）減少しており、これまで最少であった令和5年4月1日現在から更に94人減少して、過去最少人数となっている。〔第3図〕

第3図 消防団員数の推移（各年4月1日現在）



② 階級別年齢区別にみる消防団員数

消防団員の階級は、団長から団員まで7階級あり、最も多いのが団員（70.7%）で、次に班長（13.6%）、部長（6.4%）の順となっている。

また、年齢区別では、40歳代（33.5%）が最も多く、次に50歳代（23.7%）、30歳代（23.4%）の順となっており、平均年齢は44.7歳となっている。〔第4表〕

さらに、年齢層別消防団員数の推移をみると、近年は、50歳以上の年齢層は増加するものの、50歳未満の年齢層はいずれも減少する傾向にある。〔第4図〕

第4表 階級別、年齢区別消防団員数（令和6年4月1日現在）

【階級別】

（人（括弧内は構成比））

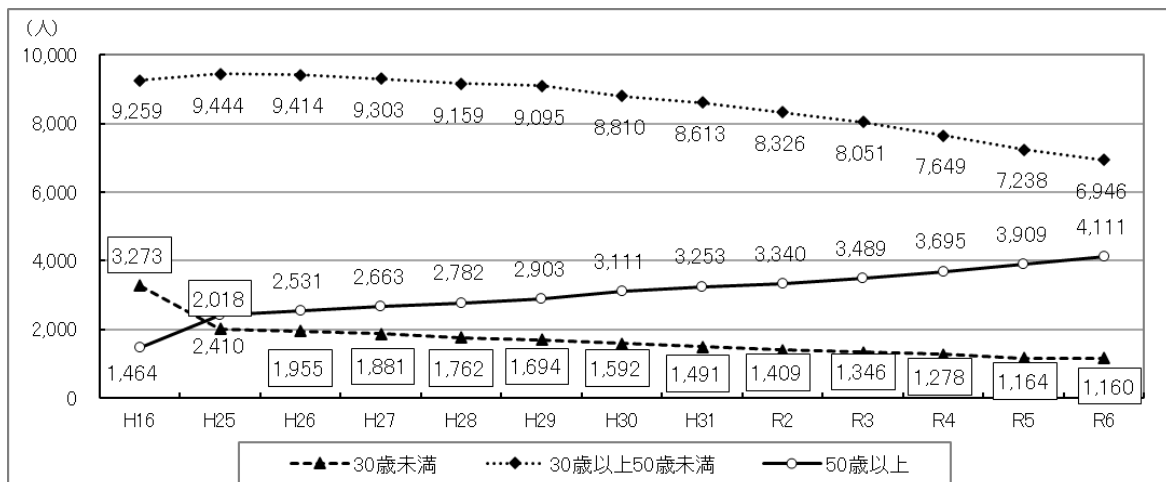
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
29 (0.2%)	155 (1.3%)	438 (3.6%)	507 (4.1%)	781 (6.4%)	1,667 (13.6%)	8,640 (70.7%)	12,217

【年齢区別】

（人（括弧内は構成比））

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
69 (0.6%)	1,091 (8.9%)	2,859 (23.4%)	4,087 (33.5%)	2,892 (23.7%)	1,219 (10.0%)	44.7歳

第4図 年齢層別消防団員数の推移（各年4月1日現在）

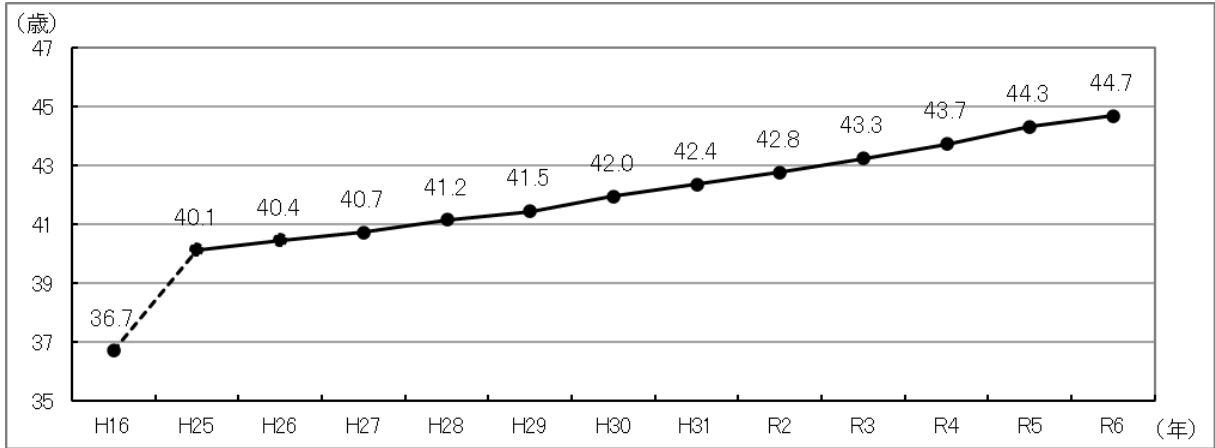


③ 消防団員の平均年齢の推移

県内の消防団員の平均年齢は、令和6年4月1日現在、44.7歳で、平成16年4月1日現在の平均年齢（36.7歳）から20年間で8.0歳上昇している。〔第5図〕

なお、令和6年4月1日現在の全国平均は44.0歳で、本県は全国平均をやや上回っている状況にある。

第5図 消防団員の平均年齢の推移（各年4月1日現在）

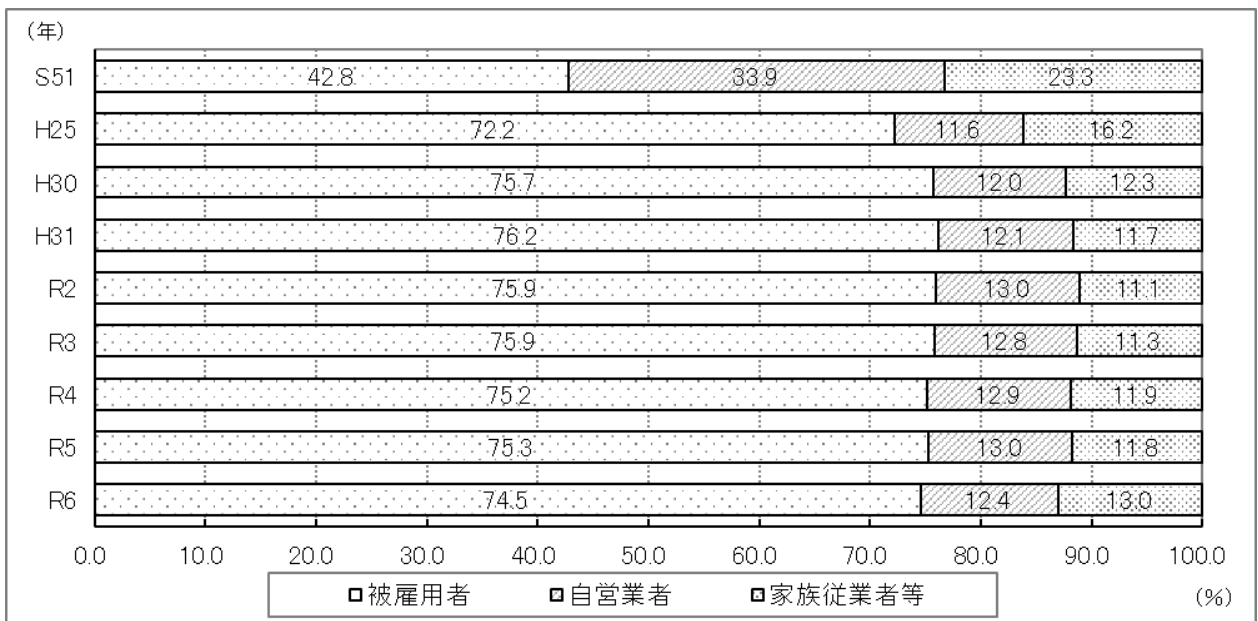


④ 消防団員の就業形態

消防団員のほとんどは、他に本業を持ちながら活動を行っているが、その就業形態（職業）は、被雇用者が圧倒的に多く、令和6年4月1日現在、その割合は74.5%となっている。

近年ほぼ同様の比率で推移しているが、48年前（昭和51年度）と比較すると、被雇用者の比率増と自営業者の比率減が顕著となっている。〔第6図〕

第6図 消防団員の就業形態（各年4月1日現在）



⑤ 女性消防団員の割合

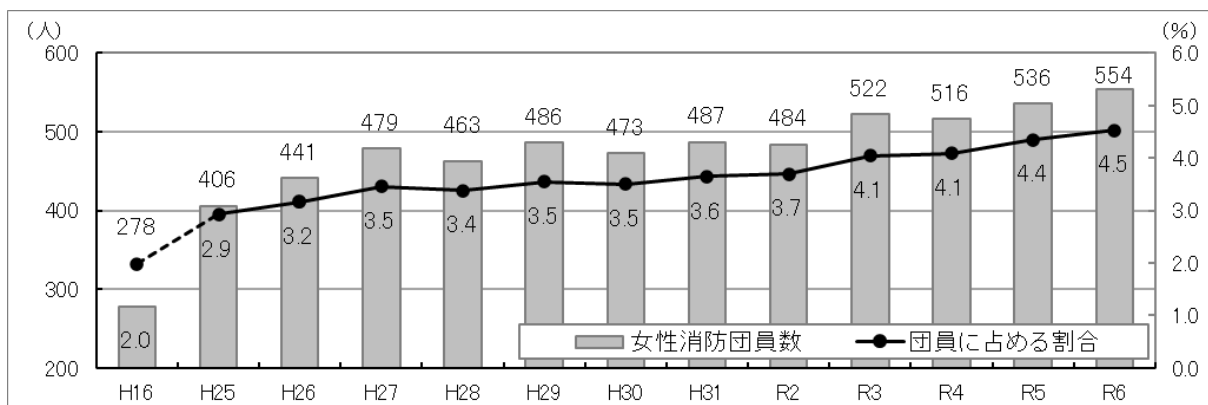
消防団員が長期的に減少している中、女性消防団員は全国的にも増加を続け、全国の消防団員に占める女性の割合は、令和6年4月1日現在で3.8%となっている。

総務省消防庁では、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度(令和8年度)末まで当面5%とする目標を掲げており、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう、全国の市町村に引き続き取組を要請している。

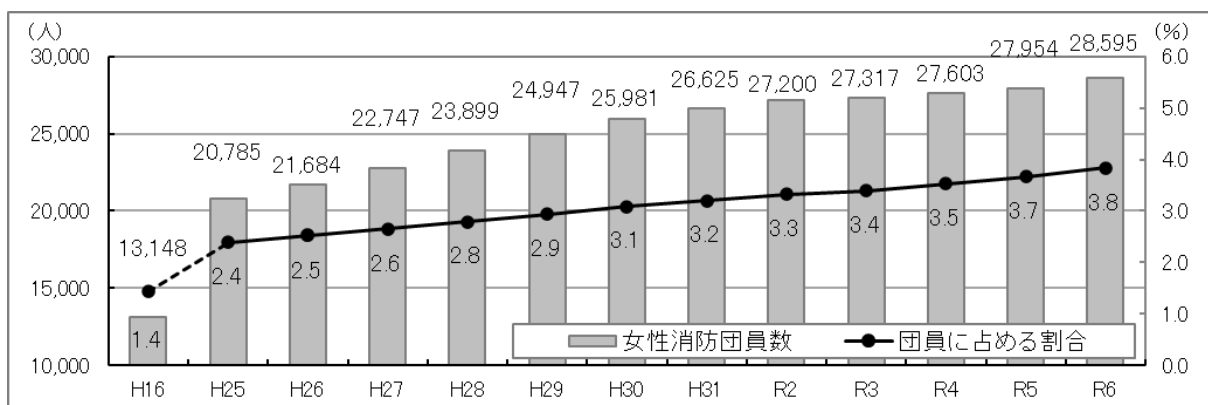
令和6年4月1日現在、県内の29消防団のうち、24消防団に554人の女性消防団員が在籍しており、消防団員に占める女性消防団員の割合は4.5%で、全国における女性消防団員の割合より高くなっている。〔第7図〕

第7図 女性消防団員数の推移（各年4月1日現在）

【三重県】



【全国】



(3) 自衛消防

① 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などの防火・火災予防の活動や地域の防災に関する取組など、地域において幅広い活動を行っている。

その数は、令和6年4月1日現在、15クラブ、1,825人となっており、前年度に比べ、2クラブ減少し、142人減少している。

また、女性防火クラブの活動は、予防の啓発のみを行っているクラブが多く、次いで、消火活動を行うクラブが多くなっている。〔第5表〕

第5表 女性防火クラブの現況（令和6年4月1日現在）

(ア) 現況

市 街 地		農山村地域		漁 村 地 域		そ の 他		合 計	
クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)
2	381	3	28	0	0	8	1,237	13	1,646

(イ) 活動状況別組織数

(a) 消火活動を行う	(b) 消火活動は行わないが、炊き出し、連絡、救護等を行う	(a)・(b)は行わず、予防の啓発のみ行う
5クラブ 765人	(0クラブ 0人)	8クラブ 881人

② 少年消防クラブ・幼年消防クラブ

少年消防クラブは、主に10歳から15歳までの少年少女により、幼年消防クラブは、幼稚園や保育園の園児により、それぞれ防火・防災思想の普及を図ることを目的として結成されている自主的な防災組織で、クラブ員は日頃から、防火・防災思想に関する様々な訓練の実施や講習会等への参加などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

少年消防クラブは、令和6年4月1日現在、22クラブ、207人となっており、前年度に比べ、10人増加している。〔第6-1表〕

また、幼年消防クラブは、令和6年4月1日現在、80クラブ、5,140人となっており、前年度に比べ、1クラブ219人減少している。〔第6-2表〕

第6-1表 少年消防クラブの現況（令和6年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数(人)					合計	
小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	クラブ数	クラブ員数
3	0	2	17	0	28	0	26	153	0	22	207

第6-2表 幼年消防クラブの現況（令和6年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数(人)					合計	
幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町 単位	地区 単位	その他	幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町 単位	地区 単位	その他	クラブ 数	クラブ 員数
80	0	0	0	0	5,140	0	0	0	0	80	5,140

2 消防力の整備状況

令和6年4月1日現在、県内15消防本部の車両及び消防水利の整備状況は、別表のとおりである。〔第7表〕

第7表 消防力の整備状況（令和6年4月1日現在）

消防本部名	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助 工作車	消防水利		
						消火栓	防火水槽 井戸	その他
津市消防本部	19	2	2	17	2	7,874	1,285	95
四日市市消防本部	17	3	2	14	3	6,678	653	173
伊勢市消防本部	9	1	1	9	1	1,612	1,002	43
桑名市消防本部	15	2	3	10	2	6,351	1,192	560
鈴鹿市消防本部	13	2	1	10	1	2,668	437	33
名張市消防本部	6	1	1	6	1	1,312	567	52
亀山市消防本部	4	1	1	4	1	612	671	0
鳥羽市消防本部	2	1	1	3	0	451	115	3
熊野市消防本部	6	0	0	5	0	1,100	260	123
志摩市消防本部	7	0	0	8	1	1,645	281	84
伊賀市消防本部	11	1	0	10	1	1,177	886	8
菰野町消防本部	2	1	0	4	1	1,456	123	268
三重紀北消防組合消防本部	8	0	1	7	1	1,471	216	64
松阪地区広域消防組合消防本部	14	1	1	14	2	6,370	1,351	79
紀勢地区広域消防組合消防本部	7	0	0	5	1	809	459	121
計	140	16	14	126	18	41,586	9,498	1,706

※車両については、予備車も計上している。

(1) 車両の保有状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、全ての消防本部が保有しており、県内全体で、消防ポンプ自動車は140台、救急自動車は126台保有されている。

また、救助工作車は13消防本部で計18台、はしご自動車は11消防本部で計16台、化学車は10消防本部で計14台保有されており、未保有の消防本部においては、実際に必要となった場合に他の消防本部から応援を受けて対応している。

(2) 消防水利の整備状況

消防水利の主なものは、消火栓と防火水槽等（貯水槽、井戸）であり、県内全体で、消火栓が41,586基、防火水槽等が9,498基整備されている。

なお、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、断水により消火栓の使用が出来なくなり、消火活動に支障をきたしたことから、市町は大規模災害時の消防水利の確保に向けて、耐震性貯水槽の整備を進めている。

3 消防の広域化及び連携・協力

(1) これまでの経緯

消防の広域化については、平成 18 年の消防組織法の一部改正と「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の制定を受けて、県では 19 年度に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、その後、25 年の基本指針の一部改正により「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定した。

消防庁では、平成 18 年の消防組織法改正から 10 年以上を経て、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く状況が変わったこと、消防組織法改正後、30 年 4 月 1 日現在で 52 地域において広域化が実現したものの、未だ小規模消防本部が多数存在しており、消防体制の更なる充実強化が必要であることを受け、再度地域における「消防組織のあり方」を議論すべきタイミングであるとして、30 年 4 月 1 日に再び基本指針を改正し、広域化の推進期限を令和 6 年 4 月 1 日まで 6 年延長するとともに、都道府県に対しては、推進計画の再策定が求められた。あわせて、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防業務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」の推進が必要であるとし、都道府県が再策定する推進計画に消防の連携・協力についても対象となる市町村を定め、取組を推進することとされた。

(2) 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」の策定

県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域毎の広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定した。

(3) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

消防庁は、引き続き消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが必要として、令和 6 年 3 月 29 日付で「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について」を発出し、広域化の推進期限を令和 11 年 4 月 1 日まで延長するとともに、都道府県推進計画に広域化に向けた論点整理や消防本部及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割を果たす「中心消防本部」を設定できることや、都道府県に対して、各地域における広域化への機運の醸成をより積極的に促すこと等を示した。

(4) 広域化及び連携・協力の推進

県としては、引き続き、市町や消防本部に対し、広域化及び連携・協力のメリットや消防本部が抱える課題解決に役立つ先進事例等きめ細かな情報提供を行うとともに、地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介等の必要な支援を行っていく。

4 消防救急デジタル無線の整備

消防救急無線は、電波法令に基づく周波数割当計画の変更により、260MHz 帯のデジタル方式と規定され、これまで使用していた 150MHz 帯のアナログ方式は、その使用期限が平成 28 年 5 月 31 日までとされた。消防庁では、この消防救急無線のデジタル化にあたり、県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）が望ましいとされたことから、県と県内消防本部では、協議検討を進め、平成 18 年度に「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を、23 年度には「県内の消防救急デジタル無線システム広域化・共同化に係る全体計画」を策定した。

消防救急デジタル無線は、消防本部相互の応援活動等に使用する共通波と、消防本部の管轄区域の活動で使用する活動波で構成されている。

共通波については、三重県市町総合事務組合が主体となり、県域 1 ブロックでのデジタル化整備を行うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、県が受託事務として工事発注及び施工管理を行った。この工事において、県内 21 箇所の基地局の整備、各消防本部への遠隔制御装置の設置等を行い、本工事については、平成 26 年度末に完了し、27 年 4 月から運用を開始している。

また、活動波については、県内の各消防本部が主体となり、平成 28 年 5 月末までに整備を完了している。

消防救急デジタル無線

(共通波) 概要図



5 緊急消防援助隊

<緊急消防援助隊とは>

緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定されている全国的な消防の広域応援を行う消防部隊で、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、災害の発生した市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害発生市町村において消防の応援等を行う部隊である。

緊急消防援助隊の出動に関しては、消防庁長官による、緊急消防援助隊が出動のため必要な措置をとることを指示する規定（第44条第5項）、都道府県知事が消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する規定（第44条第6項）が設けられている。

(1) 緊急消防援助隊発足の経緯

緊急消防援助隊は平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。その後、平成15年6月の消防組織法の改正により、16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

なお、緊急消防援助隊については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、消防庁長官が緊急消防援助隊に関する政令で定めるところにより、緊急消防援助隊を登録している。

(2) 緊急消防援助隊の編成等

緊急消防援助隊は予め、基本計画に基づき部隊及び都道府県大隊を編成しその単位で被災地に赴き、被災地でまとまって活動することが原則とされている。

三重県大隊の編成、活動等の詳細については「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に示されており、出動する三重県大隊はこの計画に基づいて活動を行い、令和6年4月1日現在、重複を除く117隊【合計登録隊数121隊】の登録となっている。〔第8表〕〔第9表〕

緊急消防援助隊の登録隊数については、東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、令和5年度末までに、全国で重複を除く6,600隊規模を目標とすることが示された（「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更内容等について」（平成31年3月8日付消防広第44号消防庁広域応援室長通知））。

これを踏まえ、本県においては、重複を除く117隊へ増隊した。

第8表 緊急消防援助隊の登録状況（令和6年4月1日現在）

	登録隊数	【参考】三重県隊は、 車両116台、航空機1機（三重県） 人員416名で構成されている。
全 国	6,661 隊	
三重県	117 隊	

※ 重複登録を除く

(3) エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備

東日本大震災の際に千葉県市原市や宮城県仙台市で発生したような石油コンビナート災害に対応するため、国民の安全・安心を脅かすだけでなく、サプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えるエネルギー・産業基盤の被災に備え国土強靱化の観点から、応急対応能力を高めるため、緊急消防援助隊に、特殊災害対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設することとなった。

平成26年度末にその中核となる大型放水砲搭載ホース延長車（大容量放水を実施、延長1kmホース積載）と大容量送水ポンプ車（小型強力ポンプを積載し、海・川等の様々な水利に対応するとともに大容量送水を実施）の2台の車両が消防庁の無償使用制度を活用し、四日市市消防本部に全国で最初に配備された（全国12地域に部隊配備）。

(4) 土砂・風水害機動支援部隊・NBC災害即応部隊の新設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化していることから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両を中核として構成される「土砂・風水害機動支援部隊」を新設し、被災地に機動的に投入する体制を整備することとなった。（令和6年4月1日現在、全国で50隊登録）

また、諸外国においてテロが発生していることや、日本国内で令和3年に開催された第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会におけるNBCテロ災害の発生に備え、負傷者の救助、除染活動を迅速かつ的確に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を新設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画に基づき迅速に出動する体制を整備することとなった。（令和6年4月1日現在、全国で54隊登録）

第9表 緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別） 令和6年4月1日現在

ブロック	消防本部名等	小隊数等	小 隊 名	人員		
北勢 ブロック長 桑名消防	桑名市消防本部	9 隊 34名	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	9		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊装備小隊2隊 (はしご・屈折はしご)	10		
			後方支援小隊2隊 (支援車Ⅳ型・資機材搬送車)	4		
	四日市市消防本部	19 隊 69名 (重複3隊15名含む)	指揮隊4隊 (県大隊・統合機動部隊・NBC災害即応部隊・土砂・風水害機動支援部隊)	20		
			エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	4		
			消火小隊4隊 (タンク3隊・ポンプ)	16		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊災害小隊 [大規模危険物火災対応] 大型化学高所放水車、原液搬送車 大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車 [毒劇物対応]Ⅱ型	9		
			特殊装備小隊 (重機及び重機搬送車)	2		
			後方支援小隊 (支援車Ⅰ型)	3		
			菰野町消防本部	2 隊 7名	消火小隊 (タンク)	4
					救急小隊 (高規格)	3
	鈴鹿市消防本部	9 隊 32名	消火小隊5隊 (タンク2隊・ポンプ3隊)	20		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
特殊装備小隊 (屈折はしご)			4			
亀山市消防本部	4 隊 14名	後方支援小隊 (資機材搬送車)	2			
		消火小隊2隊 (タンク)	8			
中勢・伊賀 ブロック長 津消防	津市消防本部	15 隊 57名	救急小隊2隊 (高規格)	6		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
			後方支援小隊2隊 (機動連絡車・支援車Ⅰ型)	4		
			指揮隊 (県大隊)	5		
			消火小隊6隊 (タンク5隊・化学)	24		
	伊賀市消防本部	10 隊 32名	救助小隊2隊 (Ⅲ型・津波大規模風水害対策車)	10		
			救急小隊3隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
	名張市消防本部	8 隊 30名	後方支援小隊2隊 (支援車Ⅲ型・支援車Ⅳ型)	4		
			消火小隊4隊 (タンク2隊・ポンプ2隊)	16		
			救急小隊4隊 (高規格)	12		
			後方支援小隊2隊 (支援車Ⅲ型・支援車Ⅳ型)	4		
	松阪・紀勢・東紀州 ブロック長 松阪消防	松阪地区広域消防組合消防本部	13 隊 48名	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	9	
				救助小隊 (Ⅱ型)	5	
				救急小隊3隊 (高規格)	9	
				特殊装備小隊 (はしご)	5	
				後方支援小隊2隊 (支援車Ⅳ型)	2	
紀勢地区広域消防組合消防本部		4 隊 13名	指揮隊 (県大隊)	4		
			消火小隊5隊 (ポンプ2隊・タンク2隊・化学)	20		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
三重紀北消防組合消防本部		7 隊 23名	救急小隊3隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
			後方支援小隊 (支援車Ⅰ型・燃料補給車)	5		
熊野市消防本部		6 隊 21名	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ)	8		
			救急小隊 (高規格)	3		
伊勢・志摩 ブロック長 伊勢消防		伊勢市消防本部	5 隊 18名	後方支援小隊 (資機材搬送車)	2	
				消火小隊3隊 (ポンプ2隊・化学)	12	
				救急小隊3隊 (高規格)	9	
		鳥羽市消防本部	2 隊 8名	後方支援小隊 (資器材搬送車)	2	
	消火小隊2隊 (タンク・ポンプ2隊)			12		
	志摩市消防本部	5 隊 16名	救急小隊3隊 (高規格)	9		
			消火小隊2隊 (タンク2隊)	8		
			救急小隊2隊 (高規格)	6		
	三重県防災航空隊	3 隊 12名 (重複1隊3名含む)	後方支援小隊 (資機材搬送車)	2		
航空小隊			6			
航空指揮支援小隊			3			
			航空後方支援小隊	3		

※下線については、重複を指す。

合計 117隊 416名 (※4隊18名重複除く)

6 消防相互応援協定等

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組
法第 39 条第 1 項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や
特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、県においては、全市町及び消防の一部事務組合が参加した消防相互応援協定が
締結されている。さらに、特殊な協定として、高速道路を対象としたものがある。〔第
10 表〕

第 10 表 消防相互応援協定の締結状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

その 1 県内統一協定

三重県内消防相互応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H15. 10. 1 (H19. 3. 1)
三重県防災ヘリコプター応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H10. 7. 1 (H19. 3. 1)

その 2 市町間協定

いなべ市・東員町	S41. 1. 1
朝日町・川越町	S24. 9. 20
津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・亀山市 木曾岬町・朝日町・川越町・菰野町・多気町・玉城町・大台町・大紀町・紀北町 松阪地区広域消防組合・紀勢地区広域消防組合・三重紀北消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H 2. 12. 6) (H 5. 3. 29) (H 8. 3. 28) (H15. 3. 11) (H16. 12. 27) (H18. 3. 1) (H20. 2. 23) (H25. 3. 24) (H30. 5. 17)
松阪市・津市	S45. 5. 25
松阪市・多気町	S45. 4. 1
松阪市・明和町	S45. 4. 1
松阪市・大台町	S45. 5. 8
多気町・大台町・松阪市	S45. 6. 11
多気町・明和町	S45. 6. 11
大台町・大紀町	S42. 3. 1
鳥羽市・志摩市・南伊勢町	S45. 12. 20
鳥羽市・志摩広域消防組合	S48. 9. 4
玉城町・度会町	S62. 5. 1
度会町・大紀町・南伊勢町	S30. 4. 1
尾鷲市・熊野市	S42. 3. 1
熊野市・御浜町・紀宝町	S43. 9. 4
津市・伊賀市	H11. 2. 1
伊勢市・明和町	S45. 2. 4
伊勢市・紀勢地区広域消防組合	H14. 8. 26
三重紀北消防組合・紀勢地区広域消防組合	H15. 11. 4

その3 県内・県外団体間

桑名市・海部南部消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H18. 3. 29)
桑名市・海部南部消防組合	S62. 12. 24
亀山市・甲賀広域行政組合（高速）	H20. 2. 23
津市・御杖村・宇陀広域消防組合	S49. 6. 15 (H18. 8. 11)
松阪地区広域消防組合・吉野広域行政組合	H 2. 4. 1
伊賀市・甲賀市	S52. 4. 1 (H17. 11. 1)
熊野市・北山村	S42. 3. 1
熊野市・新宮市・田辺市・串本町・那智勝浦町・白浜町	S52. 10. 1 (S54. 10. 1) (H 5. 7. 30) (H18. 11. 1)
熊野市・十津川村	S41. 5. 1
桑名市・愛西市・海津市	H 4. 8. 21 (H18. 12. 26)
桑名市・いなべ市・彦根市・多賀町	H 6. 8. 1
熊野市・新宮市	S34. 7. 1 (H18. 7. 1)
名張市・宇陀広域消防組合	H 7. 10. 11
松阪地区広域消防組合・宇陀広域消防組合	H 7. 12. 5
名張市・山辺広域行政事務組合	H12. 3. 1
名張市・宇陀市	H12. 3. 16 (H18. 5. 24)
伊賀市・奈良市	H17. 4. 1
尾鷲市・上北山村	H17. 5. 11
名張市・曾爾村	H12. 3. 16
伊賀市・南山城村	H18. 9. 1
伊賀市・相楽中部消防組合	H18. 9. 1
伊賀市・山辺広域行政事務組合	H18. 9. 1

7 消防財政

(1) 市町の消防費

① 消防費の決算状況

県内市町の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況は、下表〔第11表〕のとおりである。

令和5年度の消防費歳出決算額は36,381,025千円で、前年度に比べ1,091,371千円（3.1%）増加している。

なお、市町の普通会計歳出決算額828,103,956千円に占める消防費決算額の割合は4.4%で、前年度に比べ0.2%増加している。

また、1世帯当たりの消防費の県内平均額は44,504円、住民1人当たりでは20,700円となっており、前年度に比べ、1世帯当りでは1,086円（2.5%）増加、住民1人当たりでは790円（4.0%）増加している。

第11表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (千円) (A)	消防費 決算額 (千円) (B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)	参 考	
						住 基 世帯数	住基人口
H25	705,875,306	32,679,488	42,523	17,486	4.6	768,510	1,868,860
H26	719,689,479	35,290,370	45,629	18,972	4.9	773,416	1,860,113
H27	738,736,165	43,807,838	56,326	23,680	5.9	777,756	1,850,028
H28	725,627,987	34,168,006	43,646	18,552	4.7	782,840	1,841,753
H29	735,864,621	34,109,369	43,179	18,596	4.6	789,961	1,834,269
H30	755,412,840	34,450,077	43,289	18,881	4.6	795,821	1,824,637
R元	761,511,547	34,299,697	42,725	18,910	4.6	802,803	1,813,859
R2	968,617,871	36,066,920	44,732	20,029	3.7	806,290	1,800,756
R3	834,786,647	35,651,093	44,166	19,973	4.3	807,206	1,784,968
R4	835,666,295	35,289,654	43,418	19,910	4.2	812,795	1,772,427
R5	828,103,956	36,381,025	44,504	20,700	4.4	817,486	1,757,527

※住基世帯数、住基人口（いずれも外国人を含む。）は、年度内の1月1日（令和5年度は令和6年1月1日）現在の住民基本台帳に基づく。

② 経費の性質別内訳

令和5年度の消防費歳出決算額 36,381,025 千円の性質別内訳は、構成比の高いものから順に人件費 18,732,650 千円（構成比 51.5%、前年度比 1.3%増）、補助費 7,787,171 千円（構成比 21.4%、前年度比 1.6%減）、普通建設事業費 5,999,103 千円（構成比 16.5%、前年度比 4.9%増）、物件費 3,712,623 千円（構成比 10.2%、前年度比 25.7%増）となっている。〔第12表〕

第12表 市町の消防費性質別歳出決算額の推移

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	18,496,677	52.4	18,732,650	51.5	235,973	1.3
（うち職員給）	14,202,534	40.2	14,505,976	39.9	303,442	2.1
物 件 費	2,953,360	8.4	3,712,623	10.2	759,263	25.7
維 持 補 修 費	198,081	0.6	143,832	0.4	△ 54,249	△ 27.4
補 助 費	7,917,788	22.4	7,787,171	21.4	△ 130,617	△ 1.6
普 通 建 設 事 業 費	5,718,104	16.2	5,999,103	16.5	280,999	4.9
（うち補助事業費）	796,479	2.3	813,529	2.2	17,050	2.1
（ " 単独事業費）	4,777,833	13.5	4,807,219	13.2	29,386	0.6
そ の 他	5,644	0.0	5,646	0.0	2	0.0
合 計	35,289,654	100	36,381,025	100	1,091,371	3.1

③ 財源構成

令和5年度の消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が28,176,604千円（構成比77.4%、前年度比1.6%減）、特定財源が8,204,421千円（構成比22.6%、前年度比23.4%増）で、特定財源の内訳は、地方債3,830,206千円（構成比10.5%、前年度比42.3%増）、国庫支出金463,779千円（構成比1.3%、前年度比22.5%増）県支出金270,590千円（構成比0.7%、前年度比30.3%減）などとなっている。〔第13表〕

なお、消防費財源内訳中の一般財源（28,176,604千円）は、消防費にかかる基準財政需要額（24,424,771千円）の115.4%となっている。

第13表 市町の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比		
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	35,289,654	100.0	36,381,025	100.0	1,091,371	3.1	
一 般 財 源 (b)	28,641,295	81.2	28,176,604	77.4	△ 464,691	△ 1.6	
特 定 財 源	国庫支出金	378,488	1.1	463,779	1.3	85,291	22.5
	県支出金	388,482	1.1	270,590	0.7	△ 117,892	△ 30.3
	使用料手数料	82,741	0.2	82,850	0.2	109	0.1
	地 方 債	2,690,700	7.6	3,830,206	10.5	1,139,506	42.3
	そ の 他	3,107,948	8.8	3,556,996	9.8	449,048	14.4
	計 (c)	6,648,359	18.8	8,204,421	22.6	1,556,062	23.4
(b) / (a) × 100%	81.2	—	77.4	—	—	—	
(c) / (a) × 100%	18.8	—	22.6	—	—	—	
消 防 費 基 準 財 政 需 要 額 (d)	24,312,732	—	24,424,771	—	—	—	
(b) / (d) × 100%	117.8	—	115.4	—	—	—	

● 地方交付税

地方交付税における消防費の単位費用については、市町における消防費の実情を勘案して算定されており、下表〔第14表〕のとおりとなっている。

第14表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度伸率 (%)	本県の基準財政需要額 (千円)	対前年度比率 (%)
H26	11,200	3.7	25,474,941	103.5
H27	11,300	0.9	25,720,646	101.0
H28	11,300	0.0	25,250,876	98.2
H29	11,300	0.0	25,207,784	99.8
H30	11,300	0.0	25,183,193	99.9
R元	11,300	0.0	25,053,939	99.5
R2	11,400	0.9	24,603,946	98.2
R3	11,700	2.6	24,489,223	99.5
R4	11,500	△1.7	24,312,732	99.3
R5	11,600	0.9	24,424,771	100.5

● 国庫補助金

令和3年度から5年度までに市町等に対して交付された国庫補助金（消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金）による消防施設の整備状況は下表〔第15表〕のとおりである。

第15表 国庫補助金による県内の消防施設等整備状況（単位：千円、%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		対前年度		
	数量	補助金	数量	補助金 (A)	数量	補助金 (B)	増減 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A)	
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽 40㎡型		2	5,486	4	10,972	5,486	100.0	
	耐震性貯水槽 60㎡型				1	4,155	4,155	皆増	
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置40㎡型								
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置60㎡型								
	合計	0	0	2	5,486	5	15,127	9,641	75.7
緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車	2	21,102	1	10,642	1	10,642	0	0
	水槽付消防ポンプ自動車	2	31,427			1	13,403	13,403	皆増
	化学消防ポンプ自動車								
	救急自動車・高度救命処置用資機材	1	750	3	38,147	5	25,205	△12,942	△33.9
	救助工作車(Ⅲ型)								
	救助隊用支援資機材等								
合計	5	53,279	4	48,789	7	49,250	461	0.9	

(2) 消防組合の消防費

① 消防費の決算状況

県内の消防組合における消防費の決算状況は、下表〔第16表〕のとおりである。
令和5年度の消防費歳出決算額は3,947,967千円で、前年度に比べ22,129千円(0.6%)増加している。

② 経費の性質別内訳

令和5年度の消防組合における消防費決算額の性質別内訳は、構成比の高いものから順に、人件費3,384,826千円(構成比85.7%、前年度比1.5%増)、物件費328,671千円(構成比8.3%、前年度比21.7%減)、普通建設事業費163,582千円(構成比4.1%、前年度比23.7%増)、補助費33,790円(構成比0.9%、前年度比7.3%増)となっている。〔第16表〕

第16表 消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	3,333,213	84.9	3,384,826	85.7	51,613	1.5
(うち職員給)	2,673,568	68.1	2,735,157	69.3	61,589	2.3
物 件 費	419,521	10.7	328,671	8.3	△ 90,850	△ 21.7
維 持 補 修 費	9,339	0.2	7,098	0.2	△ 2,241	△ 24.0
補 助 費	31,491	0.8	33,790	0.9	2,299	7.3
普 通 建 設 事 業 費	132,274	3.4	163,582	4.1	31,308	23.7
(うち補助事業費)	58,159	1.5	27,648	0.7	△ 30,511	△ 52.5
(" 単独事業費)	74,115	1.9	135,934	3.4	61,819	83.4
そ の 他	0	0.0	30,000	0.8	30,000	皆増
合 計	3,925,838	100	3,947,967	100	22,129	0.6

③ 財源構成

令和5年度の消防組合における消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が3,821,022千円（構成比96.8%、前年度比0.5%減）、特定財源が126,585千円（構成比3.2%、前年度比44.7%増）で、特定財源の内訳は、国庫支出金24,931千円（構成比0.6%、前年度比6.3%減）、地方債42,800千円（構成比1.1%、前年度比210.1%増）などとなっている。〔第17表〕

第17表 消防組合の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	3,925,838	100.0	3,947,967	100.0	22,129	0.6	
一 般 財 源 (b)	3,838,377	97.8	3,821,022	96.8	△ 17,355	△ 0.5	
特定財源	国庫支出金	26,601	0.7	24,931	0.6	△ 1,670	△ 6.3
	県支出金	0	0.0	1,372	0.0	1,372	皆増
	使用料手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	地 方 債	13,800	0.4	42,800	1.1	29,000	210.1
	そ の 他	47,060	1.2	57,482	1.5	10,422	22.1
	計 (c)	87,461	2.2	126,585	3.2	39,124	44.7
(b) / (a) × 100 (%)	97.8	—	96.8	—	—	—	
(c) / (a) × 100 (%)	2.2	—	3.2	—	—	—	

8 火災の現況

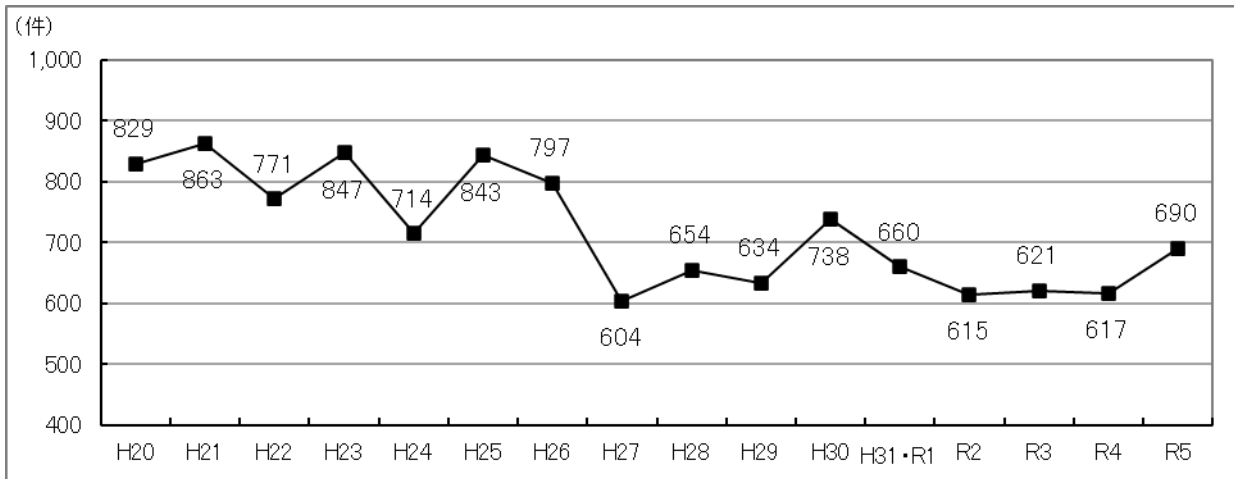
県内の令和5年の火災は690件で、前年より73件（11.8%）増加した。

火災発生件数の推移をみると、増加と減少を繰り返しながらも、長期的な傾向としては、おおむね減少傾向となっている。〔第8図〕

なお、火災発生件数を1日当たりでみると、令和5年は1日平均約1.9件の火災が発生していることとなる。

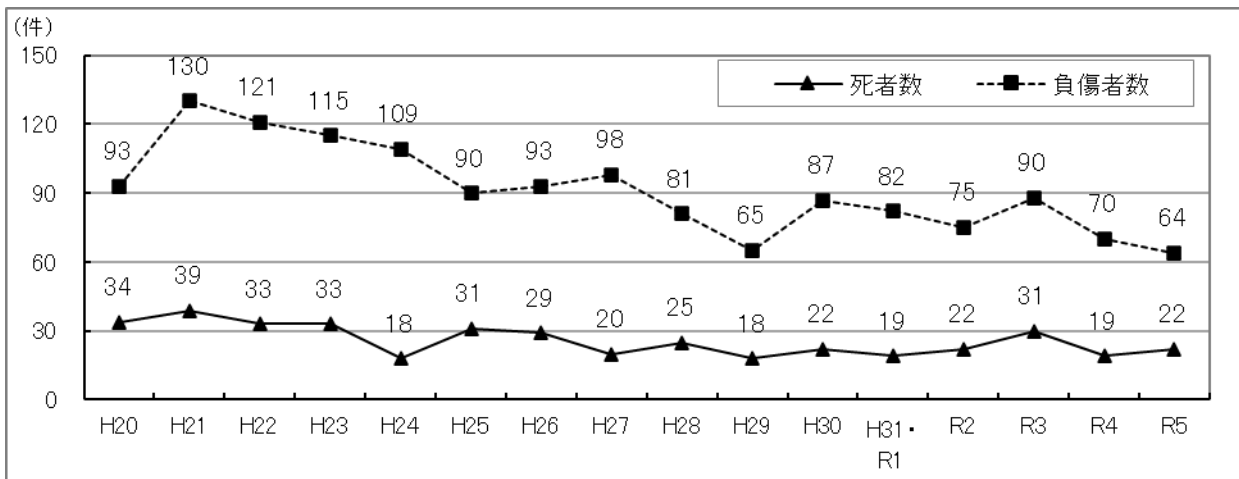
また、火災による死傷者数は、おおむね横ばいとなっているが、令和5年は、前年に比べ、死者数が増加し負傷者数が減少している。〔第9図〕

第8図 年次火災発生件数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
1日当たり 件数	2.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.3	2.2	1.7	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.9

第9図 死傷者の年次別比較



(1) 出火状況

① 火災種別出火件数

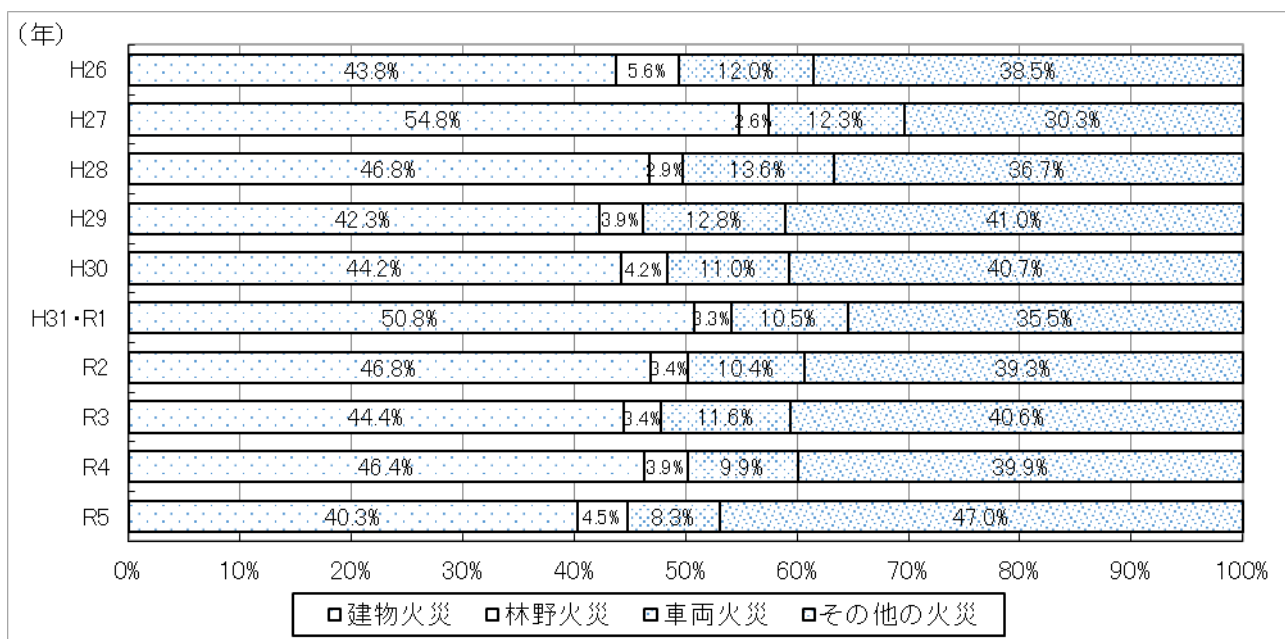
令和5年の出火件数を火災種別ごとにみると、多い順に、建物火災 278 件（前年比 8 件（2.8%）減）、車両火災 57 件（前年比 4 件（6.6%）減）、林野火災 31 件（前年比 7 件（29.2%）増）、船舶火災 4 件（前年比 4 件増）となっている。〔第 18 表〕

また、主な火災種別である建物火災、林野火災、車両火災の割合を最近 10 年間でみると、建物火災はおおむね 40～50%で推移し、車両火災がおおむね 10～15%、林野火災がおおむね 3～6%で推移している。〔第 10 図〕

第 18 表 火災種別ごとの比較 (単位：件、%)

種別	令和4年	令和5年	前年増減数	前年増減率
建物	286	278	△ 8	△ 2.8
林野	24	31	7	29.2
車両	61	57	△ 4	△ 6.6
船舶	0	4	4	皆増
航空機	0	0	0	—
その他	246	320	74	30.1
総計	617	690	73	11.8

第 10 図 主な火災種別ごと割合の推移



② 月別火災発生件数

令和5年の火災発生件数を季節別にみると、冬季215件(31.2%)、次いで春季212件(30.7%)、夏季132件(19.1%)、秋季131件(19.0%)の順となっている。全体的に件数が増加している。〔第19表〕

また、月別では、3月の107件が最も多く、次いで2月、12月の順に多く発生した。また、少ない月は、6月、9月、11月の順となっている。〔第20表〕

第19表 季節別火災発生件数 (単位：件)

	春季(3~5月)	夏季(6~8月)	秋季(9~11月)	冬季(12~2月)	計
R3	144 (23.2%)	131 (21.1%)	135 (21.7%)	211 (34.0%)	621
R4	182 (29.5%)	115 (18.6%)	132 (21.4%)	188 (30.5%)	617
R5	212 (30.7%)	132 (19.1%)	131 (19.0%)	215 (31.2%)	690

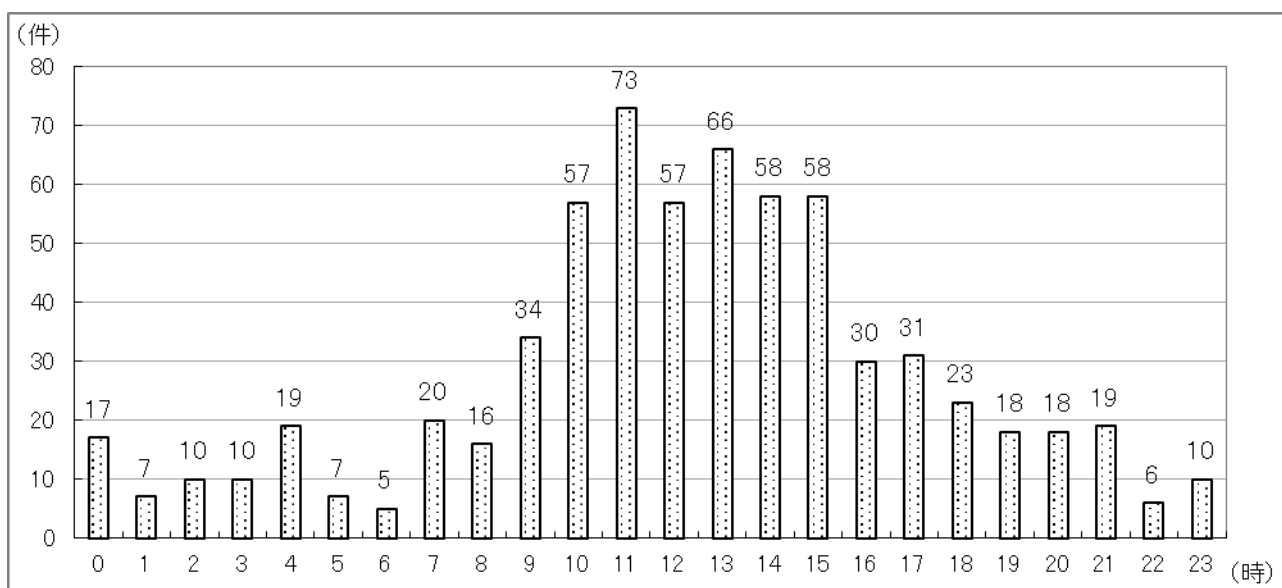
第20表 月別発生件数 (単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R3	74	104	74	41	29	49	48	34	33	42	60	33	621
R4	48	78	87	51	44	33	43	39	34	55	43	62	617
R5	62	83	107	61	44	33	57	42	37	55	39	70	690

③ 時間帯別火災発生件数

令和5年の火災の発生件数を時間帯別(不明の21件を除く)にみると、最も多いのが11時台で、次いで13時・14時・15時台と昼間に多く発生している。また、最も少ないのが6時台で、次いで22時台と未明の時間帯が少なくなっている。〔第11図〕

第11図 火災の時間帯別発生状況



④ 市町別出火率

令和5年の市町別の出火率（人口1万人当りの出火件数）は、鳥羽市が11と最も高く、次いで伊賀市が9.5となっている。低かったのは、東員町が0.8、朝日町が0.9となっている。なお、県全体では3.9となっている。〔第21表〕

第21表 市町別出火率 (単位：件)

市 町		出火率	市 町		出火率
市	津市	5.2	町	木曾岬町	5.0
	四日市市	2.6		東員町	0.8
	伊勢市	2.9		菰野町	3.6
	松阪市	3.4		朝日町	0.9
	桑名市	2.7		川越町	2.6
	鈴鹿市	2.3		多気町	7.1
	名張市	3.2		明和町	6.5
	尾鷲市	1.8		大台町	4.7
	亀山市	4.2		玉城町	2.0
	鳥羽市	11.0		度会町	6.4
	熊野市	5.7		大紀町	7.9
	いなべ市	3.6		南伊勢町	8.0
	志摩市	5.0		紀北町	7.6
	伊賀市	9.5		御浜町	7.4
				紀宝町	4.8
		県計	—	3.9	

(2) 火災による死者の状況

令和5年の火災による死者22人の年齢及び理由は、下表のとおりとなっている。

年齢別では、81歳以上が8人と最も多く、次いで71～80歳が6人となっている。〔第22表〕

第22表 火災による死者の年齢別理由別分類 (単位：人)

年齢 理由	0	11	21	31	41	51	61	71	81歳	不明	合計	理由別 割合
	5 10歳	5 20歳	5 30歳	5 40歳	5 50歳	5 60歳	5 70歳	5 80歳	以上			
逃げ遅れ	0	0	0	0	1	3	1	2	3	0	10	45.5%
放火自殺	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	9.1%
着衣着火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4.5%
その他	0	0	0	0	2	0	0	3	4	0	9	40.9%
合計	0	0	0	0	3	4	1	6	8	0	22	
年齢別割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	18.2%	4.5%	27.3%	36.4%	0.0%		

(3) 出火原因

令和5年の出火件数を出火原因別にみると、たき火(109件)、火入れ(86件)、放火・放火の疑い(63件)、たばこ(52件)、こんろ(33件)が上位5つとなっており、全体の約5割を占めている。〔第23表〕

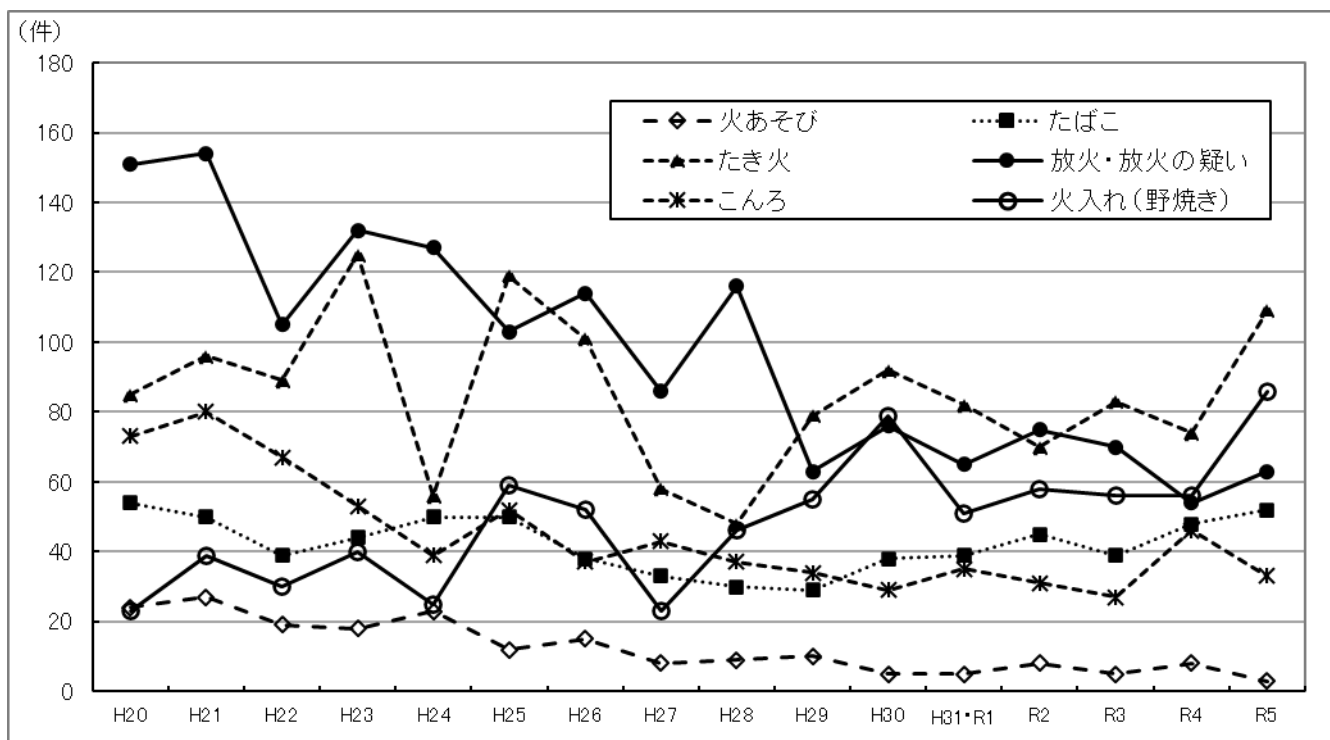
なお、火災の原因は、ほとんどが失火であり、特にたばこ・たき火・火あそびについては毎年注意を呼びかけているところであり、住民1人ひとりの防火意識の徹底が必要である。〔第12図〕

第23表 出火原因別上位の推移

※ () 内は件数

年	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H26	放火・放火の疑い(114)	たき火(101)	火入れ(52)	たばこ(38)	こんろ(37)
H27	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	こんろ(43)	たばこ(33)	火入れ(23)
H28	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	火入れ(46)	こんろ(37)	たばこ(30)
H29	たき火(79)	放火・放火の疑い(63)	火入れ(55)	こんろ(34)	たばこ(29)
H30	たき火(92)	火入れ(79)	放火・放火の疑い(76)	たばこ(38)	電灯電話等の配線(32)
H31・R1	たき火(82)	放火・放火の疑い(65)	火入れ(51)	たばこ(39)	こんろ(35)
R2	放火・放火の疑い(75)	たき火(70)	火入れ(58)	たばこ(45)	こんろ(31)
R3	たき火(83)	放火・放火の疑い(70)	火入れ(56)	たばこ(39)	こんろ(27)
R4	たき火(74)	火入れ(56)	放火・放火の疑い(54)	たばこ(48)	こんろ(46)
R5	たき火(109)	火入れ(86)	放火・放火の疑い(63)	たばこ(52)	こんろ(33)

第12図 主な出火原因の年次推移



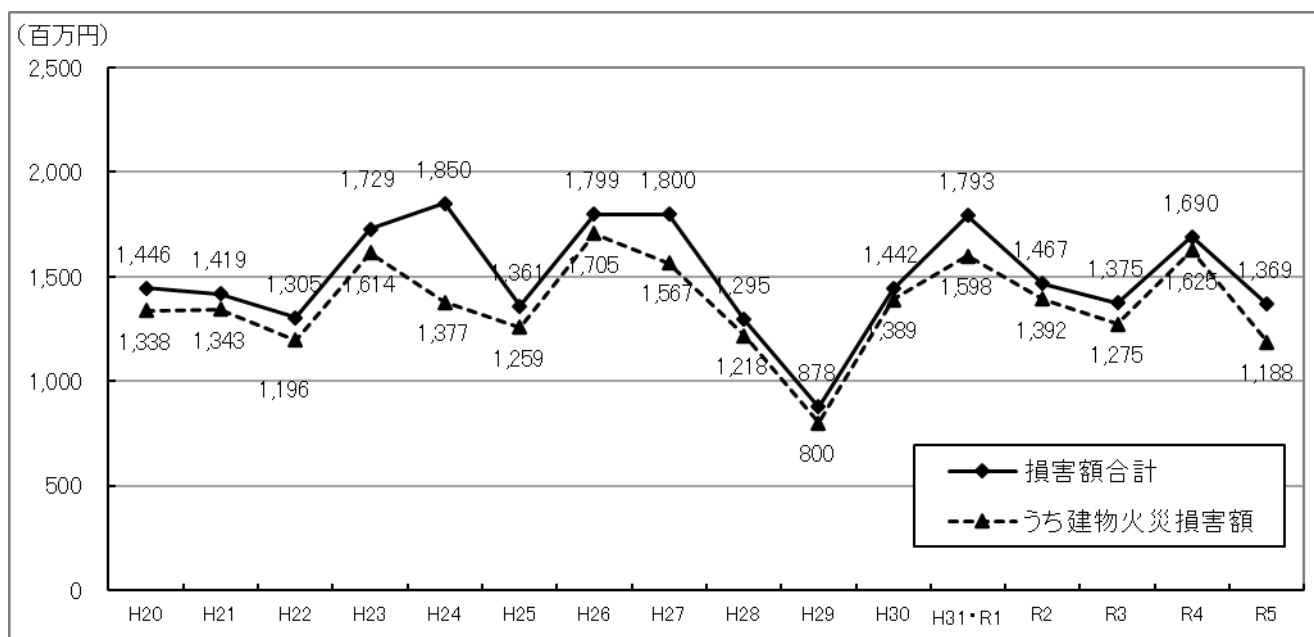
(4) 火災による損害額

令和5年中の火災による損害額は13億6,958万円で、前年に比べ3億2,067万円(18.9%)減少している。火災による損害額のうち、建物火災にかかる損害額が11億8,888万円(86.8%)を占めている。〔第13図〕

また、出火原因別の損害額等損害状況では、必ずしも出火件数と損害額が相対していないことがうかがえる。〔第24表〕

なお、令和5年中の損害額を1日当りに換算すると375万円で、県民1人当たり換算すると773円となる。〔第25表〕〔第14図〕

第13図 火災による損害額の推移



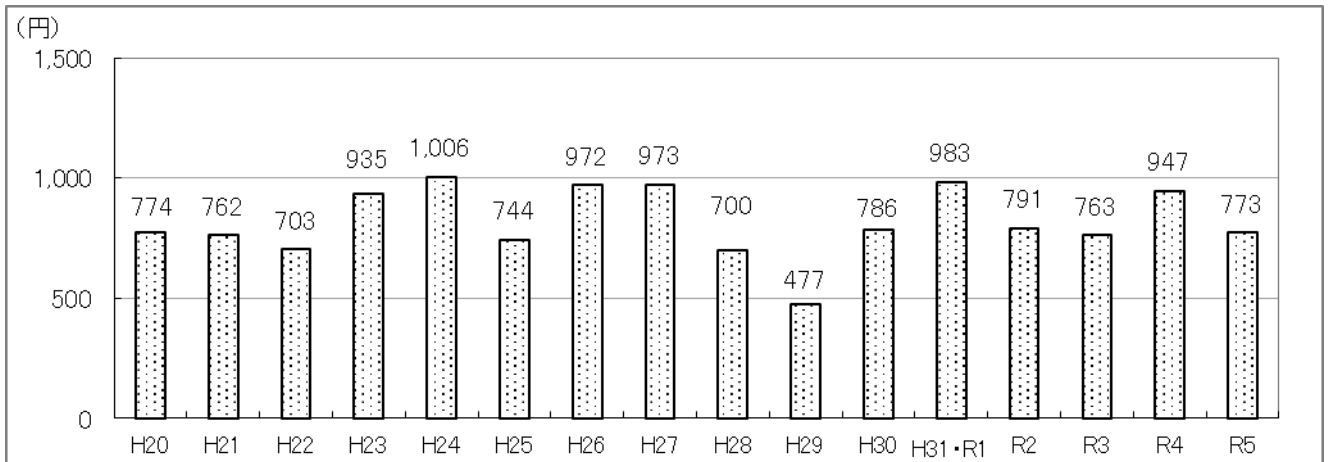
第24表 令和5年中の火災の出火原因別損害状況

順位	出火原因	出火件数	構成比 (%)	建物焼損床面積(m ²)	同表面積(m ²)	林野焼損面積(a)	焼損棟数	罹災世帯数	損害額(千円)
1	たき火	109	15.8%	1,484	255	219	34	5	116,410
2	火入れ	86	12.5%	195	0	143	7	1	13,131
3	放火・放火の疑い	63	9.1%	884	48	1	25	14	54,139
4	たばこ	52	7.5%	1,194	115	145	33	36	140,878
5	こんろ	33	4.8%	1,511	146	0	45	22	110,925
6	電灯電話等の配線	30	4.4%	1,241	65	0	24	9	96,557
7	電気機器	22	3.2%	606	30	0	16	10	37,457
8	配線器具	18	2.6%	669	33	0	22	12	38,272
9	ストーブ	10	1.5%	464	61	0	12	10	52,118
9	排気管	10	1.5%	0	0	0	0	0	1,141
	他(順位9以下)	58	8.4%	1,866	85	0	38	21	178,254
	その他	120	17.4%	2,166	297	28	79	27	202,256
	不明・調査中	79	11.5%	4,559	289	32	66	38	328,046
	合計	690	100.0%	16,839	1,424	568	401	205	1,369,584

第 25 表 1 日当たりの損害（365 日計算）

区分	一日当たり	区分	一日当たり
損害額	3,752 千円	罹災世帯数	0.6 世帯
建物焼損棟数	1.1 棟	罹災人員数	1.10 人
建物焼損面積	46.1 m ²	死者	0.06 人
林野焼損面積	1.6 a	負傷者	0.18 人
火災発生件数	1.9 件		

第 14 図 県民 1 人当たり損害額



(5) 火災種別ごとの状況

令和 5 年中の出火種別ごとの構成割合は、建物火災が全体の 40.3% を占め、次いで車両火災が 8.3%、林野火災が 4.5%、船舶火災が 0.6% となっており、前年より、建物火災、車両火災の割合が減少し、林野火災の割合が増加している。〔第 26 表〕

焼損面積は、建物火災で 16,839 m² が焼損し、これは前年に比べ 220 m² 増加している。林野火災では 568 a が焼損し、前年に比べ 375 a 増加している。〔第 27 表〕〔第 15 図〕

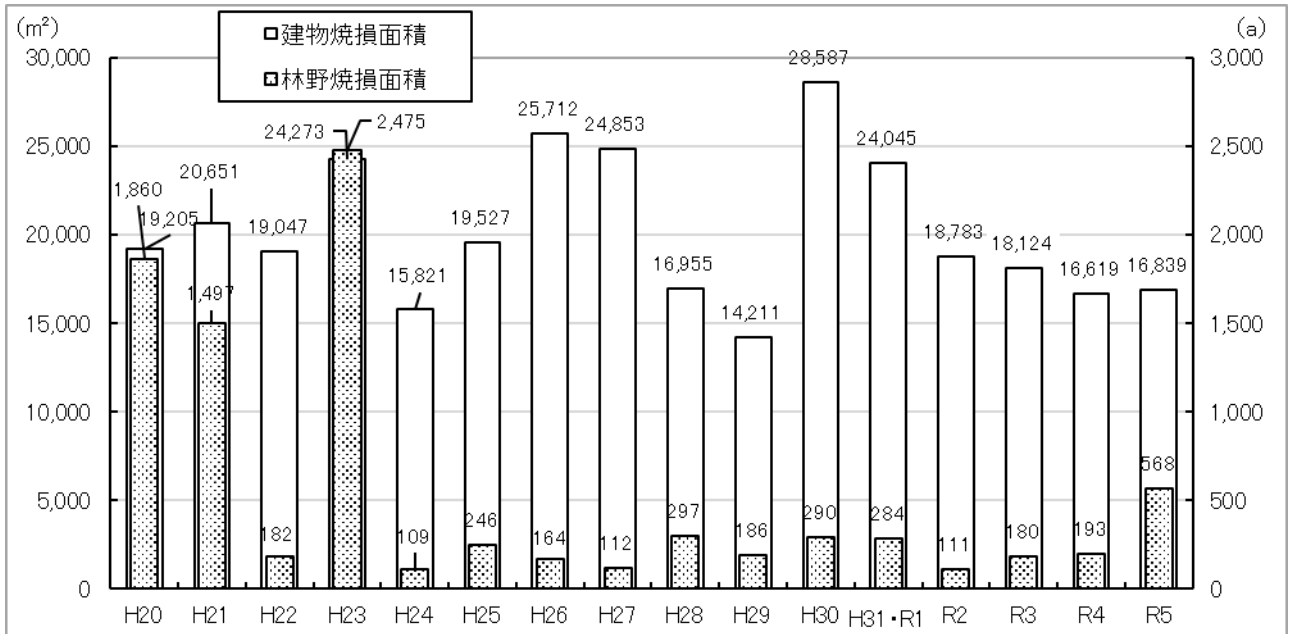
第 26 表 火災種別ごとの出火件数の割合 (単位：%)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
建物火災	43.7	43.8	54.8	46.8	42.3	44.2	50.8	46.8	44.4	46.4	40.3
林野火災	5.5	5.6	2.6	2.9	3.9	4.2	3.3	3.4	3.4	3.9	4.5
車両火災	10.0	12.0	12.3	13.6	12.8	11.0	10.5	10.4	11.6	9.9	8.3
船舶火災	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.0	0.6
航空機火災	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他火災	40.8	38.3	29.9	36.6	40.7	40.4	35.0	39.0	40.3	39.9	46.4

第 27 表 年次別焼損面積の推移

年次	区分	建 物 (㎡)	林 野 (a)
H20		19,205	1,860
H21		20,651	1,497
H22		19,047	182
H23		24,273	2,475
H24		15,821	109
H25		19,527	246
H26		25,712	164
H27		24,853	112
H28		16,955	297
H29		14,211	186
H30		28,587	290
H31・R1		24,045	284
R2		18,783	111
R3		18,124	180
R4		16,619	193
R5		16,839	568

第 15 図 年次別焼損面積の推移

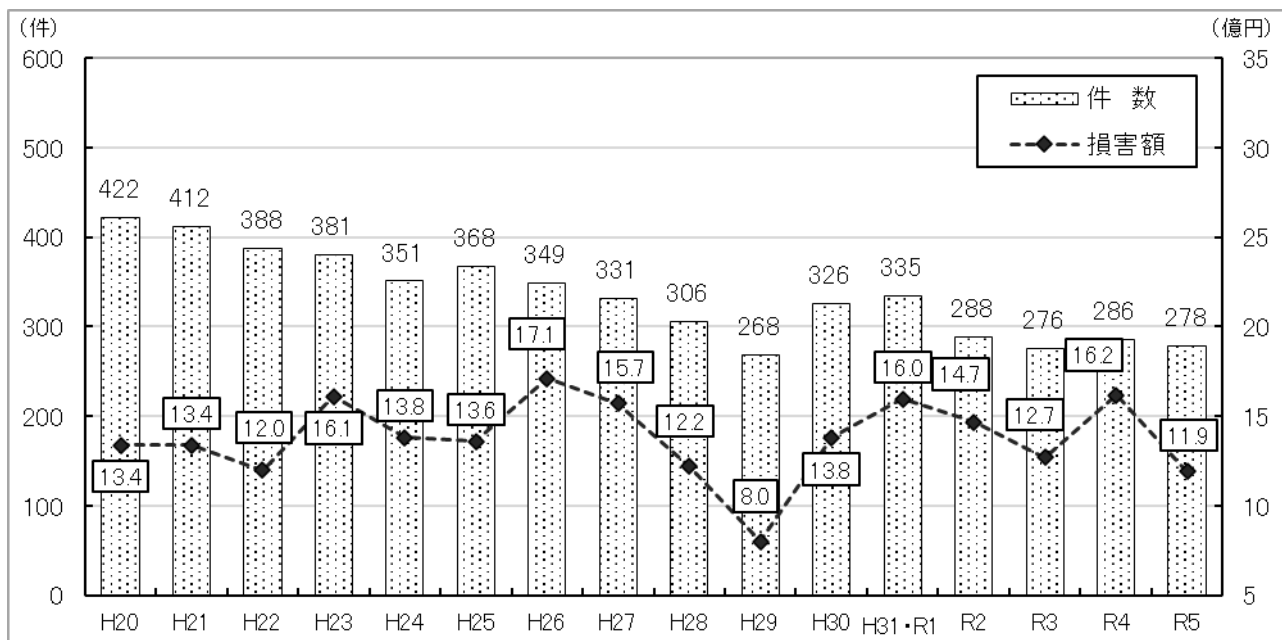


① 建物火災

建物火災は、近年減少傾向で推移している。

令和5年は、発生件数278件、損害額11.9億円で、前年に比べ発生件数は8件、損害額は4.3億円減少している。〔第16図〕〔第28表〕

第16図 建物火災の年次別比較



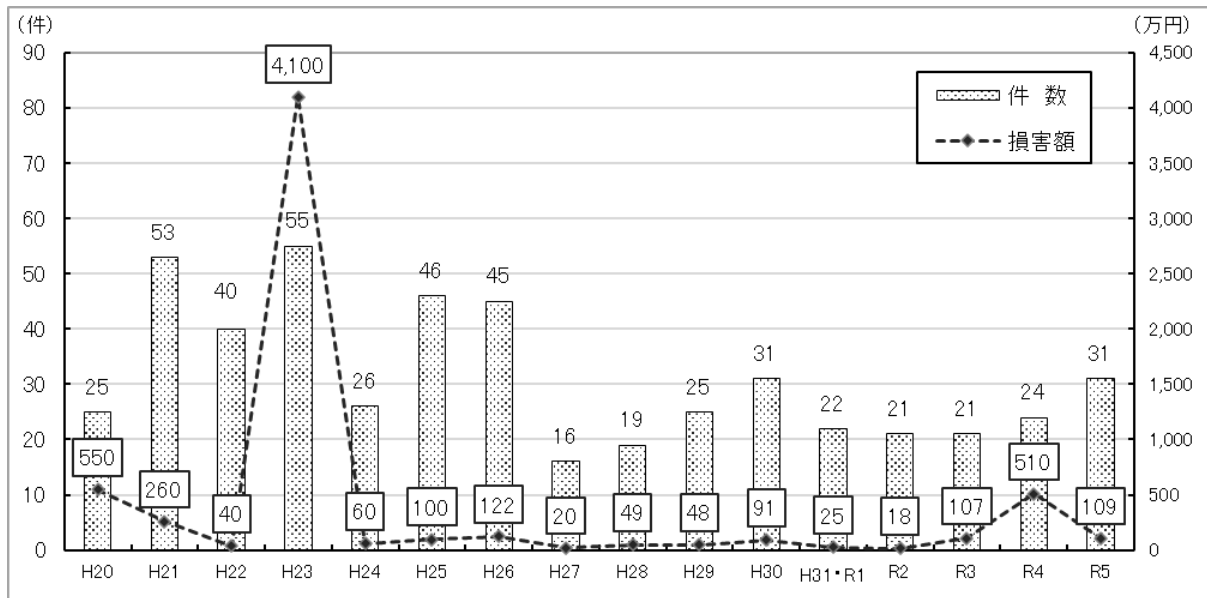
第28表 年次別建物火災状況

年	出火件数	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	り災人員
H20	422	2,164,660	19,205	569	340	908
H21	412	1,343,097	20,651	568	306	758
H22	388	1,196,090	19,047	576	359	884
H23	381	1,613,892	24,273	561	303	769
H24	351	1,377,282	15,821	477	265	674
H25	368	1,258,763	19,527	560	325	747
H26	349	1,705,394	25,712	337	237	542
H27	331	1,566,635	24,853	579	262	604
H28	306	1,217,938	16,955	476	242	509
H29	268	800,036	14,211	417	201	456
H30	326	1,442,387	28,587	521	248	576
H31・R1	335	1,598,399	24,045	463	219	501
R2	288	1,467,752	18,783	417	222	494
R3	276	1,274,672	18,124	404	221	441
R4	286	1,624,737	16,619	417	219	457
R5	278	1,188,880	16,839	401	205	403

② 林野火災

林野火災は近年おおむね横ばい傾向にあるが、令和5年は発生件数 31 件、焼損面積 568 a、損害額 1,085 千円で、前年に比べ発生件数は7件、焼損面積は 375 a 増加し、損害額は 4,016 千円減少している。〔第 27 表〕〔第 17 図〕

第17図 林野火災の年次別比較



(6) 令和5年の主な火災

第29表 令和5年の主な火災

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡・a)	死者 数	負傷 者数	出火原因
1	10	桑名市	建物火災	75,098	973	0	1	たき火
1	21	四日市市	建物火災	60,266	660	0	0	灯火
1	25	亀山市	車両火災	36,281	0	0	1	その他
1	28	明和町	建物火災	20,393	127	1	1	たばこ
2	4	桑名市	建物火災	35,318	0	0	0	不明・調査中
2	12	明和町	建物火災	42,393	83	0	0	不明・調査中
3	11	鈴鹿市	建物火災	24,527	66	0	0	配線器具
4	1	桑名市	建物火災	43,148	167	3	0	たばこ
4	6	志摩市	建物火災	26,030	172	0	0	たき火
4	6	伊賀市	建物火災	40,420	300	0	0	その他
5	6	伊賀市	建物火災	49,860	344	0	0	こんろ
6	4	四日市市	建物火災	61,418	360	0	0	不明・調査中
7	3	津市	その他の 火災	26,400	0	0	1	不明・調査中
7	22	津市	建物火災	24,285	600	0	0	不明・調査中
7	26	津市	建物火災	21,512	140	0	0	電灯電話等の配線
8	19	伊賀市	建物火災	26,876	226	0	0	不明・調査中
9	25	津市	その他の火災	62,000	0	0	0	電気装置
10	27	伊勢市	建物火災	43,762	258	0	0	その他

※基準 1. 損害額 2,000万円以上、2. 建物焼損面積 1,000㎡以上、3. 林野焼損面積 200a以上
4. 死者 2名以上、5. 負傷者 10名以上、6. その他特殊な事例

9 救急活動の現況

救急活動においては、近年、救急現場や搬送途上における救命処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる救命処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、平成 26 年 4 月 1 日からは、心肺機能停止前の傷病者に対するブドウ糖溶液の投与等の処置が追加された。このような状況から、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要は年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数は、平成 18 年から令和 5 年の間で 1.60 倍を超えて増加している。

令和 5 年の救急出動件数は 112,538 件、救急搬送人員数は 102,533 人となり、救急出動のうち急病の割合が最も多く、全体の 68.6%となっている。

また、救急活動における現場到着所要時間（119 番の覚知から現場到着までの時間）及び病院収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は、いずれも延伸傾向にあり、平成 18 年と比較し、現場到着所要時間は 2.3 分、病院収容所要時間は 9.1 分延伸している。

（1）救急業務実施体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 救急隊

救急隊は、県内に 108 隊設置されている。

② 救急隊員

県内の救急隊員数は 1,737 人で前年（1,747 人）より 10 人減少した。

救急隊員のうち救急業務のみに専従している専任隊員は 63 人（全救急隊員の 3.6%）と前年（62 人）より 1 人増加、救急業務以外の消防業務を兼務している兼任隊員は 1,674 人（全救急隊員の 96.3%）と前年（1,685 人）より 11 人減少している。なお、全国では、救急隊員数 67,006 人中、専任隊員 21,431 人（全救急隊員の 31.9%）、兼任隊員 45,575 人（全救急隊員の 68.0%）となっており、三重県は、全国に比べ兼任隊員の割合が高くなっている。

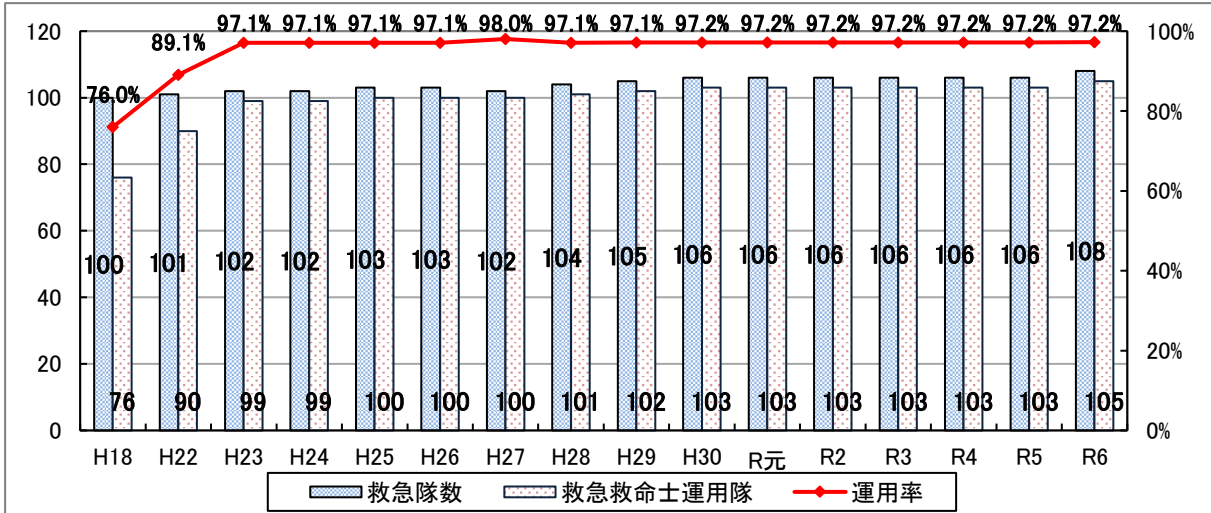
③ 救急救命士運用隊数、救急救命士の資格を有する消防職員及び救急隊員数

県内の救急救命士運用隊数は 105 隊（前年 103 隊）であり、運用率（救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合）は 97.2%となっている。〔第 18 図〕

また、救急救命士の資格を有する救急隊員数は 603 人と前年（604 人）より 1 人減少しており、救急隊員のうち救急救命士として運用されている隊員数は 561 人と前年（560 人）より 1 人増加している。

さらに、救急隊員のうち、気管挿管認定救命士は 189 人（前年 187 人）、アドレナリン投与認定救命士は 575 人（前年 554 人）で、うち気管挿管・アドレナリン投与両認定救急救命士は 189 人（前年 187 人）となっている。

第 18 図 救急救命士運用隊の推移（各年 4 月 1 日現在）

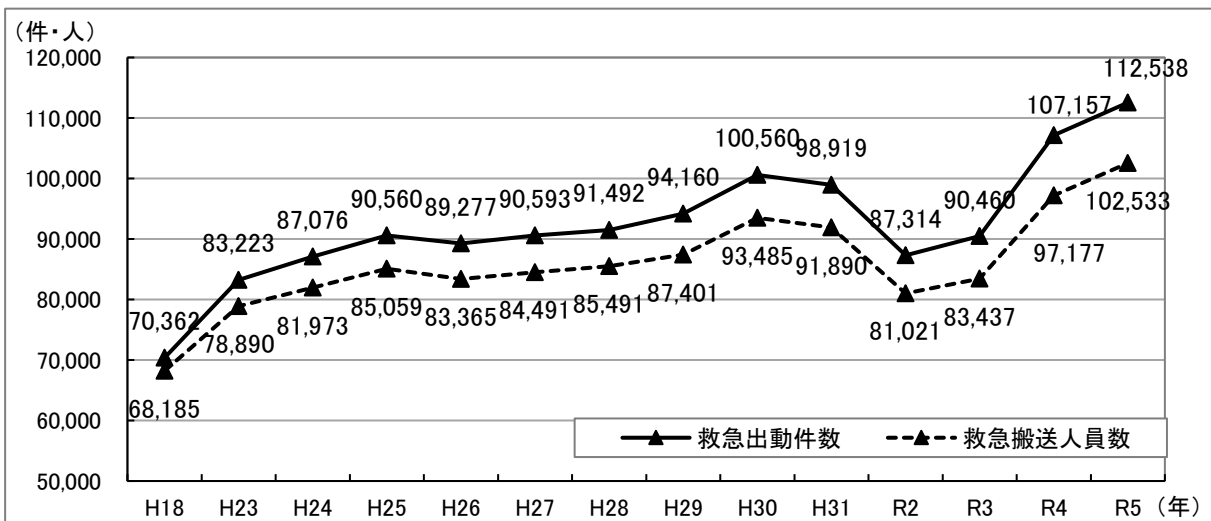


(2) 救急の現状

① 救急出動件数及び搬送人員数

救急出動件数は平成 24 年と 25 年に 2 年続けて対前年比全国 1 位の増加率で推移していたが、26 年は救急出動件数、搬送人員数ともに前年よりも減少し、その減少率は全国で最高となった。平成 30 年には救急出動件数が 10 万件を超え、過去最多となったが、その後令和 2 年まで減少傾向が続いた。令和 3 年に救急出動件数及び救急搬送人員数がともに増加に転じ、令和 5 年における救急出動件数は 112,538 件、救急搬送人員は 102,533 人となっている。〔第 19 図〕

第 19 図 救急出動件数及び救急搬送人員数の推移



② 事故種別出動件数の推移

三重県及び全国の事故種別出動件数の推移は下表のとおりである。

主な事故種別である急病、一般負傷、交通事故について、三重県と全国を比較すると、過去 4 年間の伸び率に差異はあるものの急病、一般負傷が増加し、交通事故が減少している。〔第 30 表〕

また、三重県と全国の主な事故種別の構成比を比較すると、三重県と全国の間
に大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第 31 表〕

第 30 表 事故種別出動件数の推移

【三重県】事故種別出動件数推移

事故種別	R元		R2		R3		R4		R5		R元→R5の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	336	4.0%	290	-13.7%	310	6.9%	301	-2.9%	283	-6.0%	-15.8%
自然災害	13	-66.7%	4	-69.2%	3	-25.0%	3	0.0%	7	133.3%	-46.2%
水難	96	26.3%	78	-18.8%	74	-5.1%	95	28.4%	73	-23.2%	-24.0%
交通事故	7,092	-8.7%	5,875	-17.2%	5,880	0.1%	6,152	4.6%	6,310	2.6%	-11.0%
労働災害	999	-8.7%	861	-13.8%	877	1.9%	1,073	22.4%	1,005	-6.3%	0.6%
運動競技	609	7.2%	360	-40.9%	444	23.3%	505	13.7%	597	18.2%	-2.0%
一般負傷	15,020	4.7%	13,935	-7.2%	14,130	1.4%	15,841	12.1%	17,110	8.0%	13.9%
加害	314	2.0%	299	-4.8%	230	-23.1%	264	14.8%	241	-8.7%	-23.3%
自損行為	624	-10.2%	611	-2.1%	668	9.3%	718	7.5%	715	-0.4%	14.6%
急病	65,187	-2.1%	57,570	-11.7%	59,886	4.0%	72,783	21.5%	77,205	6.1%	18.4%
転院搬送	8,288	-1.7%	7,132	-14.0%	7,524	5.5%	8,284	10.1%	8,510	2.7%	2.7%
その他 (転院搬送除く)	341	2.4%	299	-12.3%	434	45.2%	1,138	162.2%	502	-55.9%	47.2%
合計	98,919	-1.6%	87,314	-11.7%	90,460	3.6%	107,157	18.5%	112,558	5.0%	13.8%

【全国】事故種別出動件数推移

事故種別	R元		R2		R3		R4		R5		R元→R5の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	23,485	2.4%	21,727	-7.5%	21,798	0.3%	22,369	2.6%	24,029	7.4%	-2.4%
自然災害	1,105	-56.5%	544	-50.8%	736	35.3%	623	-15.4%	653	4.8%	-75.5%
水難	5,071	-3.4%	4,923	-2.9%	4,487	-8.9%	4,719	5.2%	4,662	-1.2%	-10.1%
交通事故	432,492	-6.0%	366,255	-15.3%	368,491	0.6%	382,301	3.8%	399,577	4.5%	-16.9%
労働災害	57,308	-2.7%	52,121	-9.1%	53,397	2.5%	58,576	9.7%	60,576	3.4%	-0.5%
運動競技	42,102	-3.8%	23,874	-43.3%	28,919	21.1%	35,708	23.5%	41,900	17.3%	-18.5%
一般負傷	1,013,435	1.6%	952,128	-6.1%	969,130	1.8%	1,101,281	13.6%	1,185,397	7.6%	10.4%
加害	30,074	-8.1%	27,061	-10.0%	24,569	-9.2%	26,786	9.0%	27,126	1.3%	-18.1%
自損行為	52,286	0.6%	54,937	5.1%	55,752	1.5%	60,327	8.2%	64,146	6.3%	16.0%
急病	4,335,687	1.0%	3,850,497	-11.2%	4,054,706	5.3%	4,884,630	20.5%	5,174,494	5.9%	13.7%
転院搬送	552,175	1.9%	490,897	-11.1%	518,483	5.6%	537,359	3.6%	556,367	3.5%	-0.9%
その他 (転院搬送除く)	94,547	2.3%	88,313	-6.6%	93,113	5.4%	114,893	23.4%	89,661	-22.0%	24.4%
合計	6,639,767	0.5%	5,933,277	-10.6%	6,193,581	4.4%	7,229,572	16.7%	7,628,588	5.5%	9.5%

第 31 表 主な事故種別出動件数の構成比

事故種別出動件数推移

事故種別	三重県				全国			
	R4		R5		R4		R5	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
急病	72,783	67.9%	77,205	72.1%	4,884,630	67.6%	5,174,494	71.6%
一般負傷	15,841	14.8%	17,110	16.0%	1,101,281	15.2%	1,185,397	16.4%
交通事故	6,152	5.7%	6,310	5.9%	382,301	5.3%	399,577	5.5%
転院搬送	8,284	7.7%	8,510	7.9%	537,359	7.4%	556,367	7.7%
その他 (上記以外)	4,097	3.8%	3,403	3.2%	324,001	4.5%	322,723	4.5%
合計	107,157	100.0%	112,538	100.0%	7,229,572	100.0%	7,638,558	100.0%

③ 傷病程度別搬送人員数の推移

令和5年の三重県と全国の構成比を比較すると、三重県は、死亡（1.0ポイント高）、重症（2.1ポイント高）、軽症（5.8ポイント高）と全国平均よりも高くなっており、中等症は8.9ポイント全国平均よりも低くなっている。〔第32表〕

第32表 傷病程度別搬送人員数の推移

【三重県の状況】

		R元	R2	R3	R4	R5	R元→R5 の増加率
死亡	搬送人員	2,073	2,053	2,053	2,443	2,404	
	構成比	2.3%	2.5%	2.5%	2.5%	2.3%	16.0%
重症	搬送人員	9,109	8,228	8,680	9,318	9,599	
	構成比	9.9%	10.2%	10.4%	9.6%	9.4%	5.4%
中等症	搬送人員	31,073	28,904	29,922	33,421	34,899	
	構成比	33.8%	35.7%	35.9%	34.4%	34.0%	12.3%
軽症	搬送人員	49,606	41,820	42,760	51,968	55,622	
	構成比	54.0%	51.6%	51.2%	53.5%	54.3%	12.1%
その他	搬送人員	29	16	22	27	9	
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-69.0%
合計	搬送人員	91,890	81,021	83,437	97,177	102,533	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.6%

【全国の状況】

		R元	R2	R3	R4	R5	R元→R5 の増加率
死亡	搬送人員	76,697	77,674	81,448	91,364	88,127	
	構成比	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	14.9%
重症	搬送人員	486,164	458,063	466,440	480,951	481,993	
	構成比	8.1%	8.7%	8.5%	7.7%	7.3%	-0.9%
中等症	搬送人員	2,543,545	2,343,933	2,481,532	2,702,797	2,850,622	
	構成比	42.6%	44.3%	45.2%	43.5%	42.9%	12.1%
軽症	搬送人員	2,869,027	2,412,001	2,460,460	2,940,106	3,218,832	
	構成比	48.0%	45.6%	44.8%	47.3%	48.5%	12.2%
その他	搬送人員	2,575	2,159	1,864	2,065	1,846	
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-28.3%
合計	搬送人員	5,978,008	5,293,830	5,491,744	6,217,283	6,641,420	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.1%

※死 亡…初診時において死亡が確認されたもの

重 症…傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症…傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症…傷病程度が入院加療を必要としないもの

その他…医師の診断が無いもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの

④ 年齢区分別事故種別搬送人員数

三重県と全国の年齢区分別の構成比を比較すると、三重県は、少年（0.1ポイント高）、高齢者（2.2ポイント高）がやや高くなっているが、構成比について全国との大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第33表〕

第33表 年齢区分別事故種別搬送人員数（令和5年）

【三重県の状況】

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
年齢区分						
新生児	搬送人員	33	0	7	225	265
	構成比	0.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.3%
乳幼児	搬送人員	3,460	114	1,198	162	4,934
	構成比	5.0%	1.9%	7.6%	1.5%	4.8%
少年	搬送人員	2,055	586	594	499	3,734
	構成比	2.9%	9.9%	3.8%	4.6%	3.6%
成人	搬送人員	18,282	3,493	2,742	3,672	28,189
	構成比	26.2%	59.0%	17.4%	33.7%	27.5%
高齢者	搬送人員	46,088	1,732	11,236	6,355	65,411
	構成比	65.9%	29.2%	71.2%	58.2%	63.8%
合計	搬送人員	69,918	5,925	15,777	10,913	102,533
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【全国の状況】

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
年齢区分						
新生児	搬送人員	2,158	19	307	9,860	12,344
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.2%
乳幼児	搬送人員	247,526	8,366	63,688	16,467	336,047
	構成比	5.5%	2.3%	6.0%	2.3%	5.1%
少年	搬送人員	125,603	34,503	35,339	35,800	231,245
	構成比	2.8%	9.6%	3.3%	4.9%	3.5%
成人	搬送人員	1,306,447	212,009	196,519	253,257	1,968,232
	構成比	29.1%	58.8%	18.5%	34.9%	29.6%
高齢者	搬送人員	2,814,170	105,652	764,069	409,661	4,093,552
	構成比	62.6%	29.3%	72.1%	56.5%	61.6%
合計	搬送人員	4,495,904	360,549	1,059,922	725,045	6,641,420
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※新生児…生後28日未満の者

乳幼児…生後28日以上満7歳未満の者

少年…満7歳以上満18歳未満の者

成人…満18歳以上満65歳未満の者

高齢者…満65歳以上の者

⑤ 月別（事故種別）出動件数の推移

令和5年中で最も出動件数の多い月（年間構成比の高い月）は、県が8月、7月、1月の順であるのに対し、全国では8月、7月、12月の順となっている。

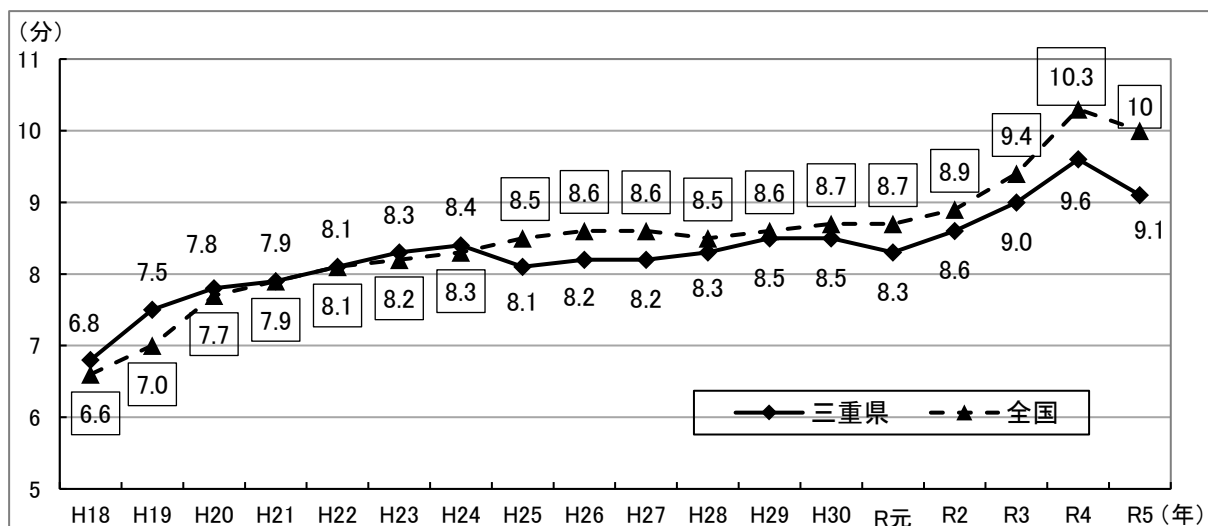
また、事故種別の「急病」においては、県、全国ともに8月、7月、1月の順順で出動が多い。「交通事故」は、県が10月及び12月（同件数）、11月の順であり、全国では12月、10月、11月の順で出動が多くなっている。また、「一般負傷」については、県、全国ともに12月、10月、1月順で出動が多くなっている。

[附表10参照]

⑥ 現場到着所要時間の推移

119番覚知から現場到着までの所要時間は、平成16年以降、全国、三重県とも延びている。三重県の平均所要時間は平成16年を除き、24年までは全国平均と同じか0.1～0.5分全国平均を上回る状況が続いていたが、25年からは全国平均より0～0.4分短くなり、令和5年では0.9分短くなっている。〔第20図〕

第20図 現場到着所要時間の推移

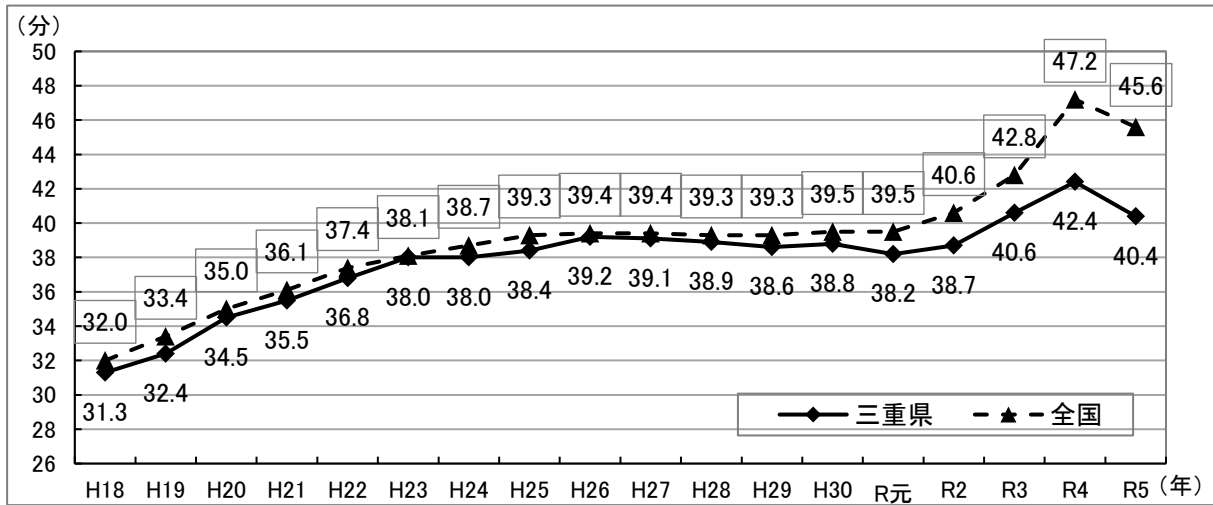


⑦ 病院収容所要時間の推移

119番覚知から病院収容までの所要時間の推移をみると、全国、三重県とも延びているものの、三重県は全国を下回って推移している。令和5年は40.4分となっており、平成18年と比べ、三重県の平均所要時間は9.1分延びている。また、この間全国平均は13.6分延びている。

病院収容までの三重県の平均所要時間については、増加傾向にあったものの、令和5年は前年より2.0分短くなった。〔第21図〕

第 21 図 病院収容所要時間の推移



(3) 応急手当の普及啓発活動等の状況及び応急手当の救命効果

① 応急手当の普及啓発活動等の状況

応急手当の普及啓発活動については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知。令和 4 年 3 月 31 日一部改正）に基づき行われている。

その内容は、リーダー育成を目的とした応急手当指導員講習（普通救命講習又は上級救命講習の指導にあたる応急手当指導員を養成する講習）、応急手当普及員講習（事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習）、バイスタンダー育成を目的とした普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）の使用法を含む心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習）並びに上級救命講習（普通救命講習の内容に加え、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法の講習）である。

県内における過去 3 年間の各種講習（応急手当普及員養成講習、上級救命講習、普通救命講習）の実施状況は次のとおりである。〔第 34 表〕

第 34 表 各種講習の実施状況

講習の種別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数
応急手当普及員養成講習	6	69	23	177	28	185	26	318
上級救命講習	14	202	13	135	21	301	31	451
普通救命講習	372	5,476	403	4,421	579	6,800	894	12,134

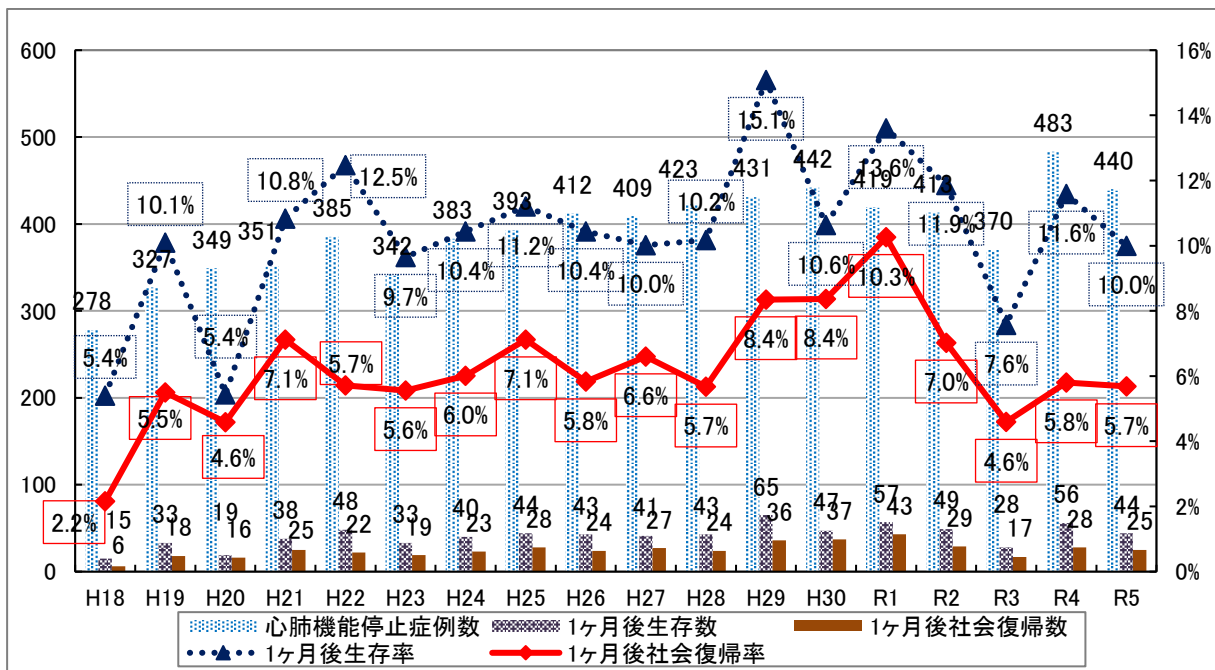
② 応急手当の救命効果

令和5年中の救急自動車による三重県の現場到着平均所要時間は9.1分であるが、それまでに救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、より高い救命効果が期待できる。

下表は、平成18年から令和5年の間における「心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率」の推移を示したものである。平成18年の1ヶ月後生存率は5.4%、1ヶ月後社会復帰率は2.2%であったものが、令和5年の1ヶ月後生存率は前年よりも1.6ポイント減の10.0%（平成18年比4.6ポイント増）となり、1ヶ月後社会復帰率は前年より0.1ポイント減の5.7%（平成18年比3.5ポイント増）となっている。

〔第22図〕

第22図 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移



(4) 救急救命活動の向上に向けた取組

① 三重県救急搬送・医療連携協議会

傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び当該医療機関における受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行された。

このことを受け、県は、従前、三重県医療審議会救急医療部会の中にあつたメディカルコントロール協議会を、発展的に改組し、消防機関と医療機関等が参画する「三重県救急搬送・医療連携協議会」を平成22年1月に設置した。

② 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用

現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として、「実施基準」を定め、平成23年4月からその運用を開始した。

③ 救急救命士の教育訓練に係る取組

救急搬送患者の増加と共に、病院前救護の重要性が認識され、救急救命士の役割が次第に増加することに伴い、救急救命士等が医療行為を実施する場合に、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及びその後の検証を通して、その役割の増加に応じた医学的な質を確保していくことが求められている。

このことから、救急救命士の処置拡大に対応するための講習の開催、救急救命士が現場で実施する特定行為や処置を円滑に推進するための資質向上に係る講習やセミナーを開催し、救命率の向上を図っている。

ア 救急救命士教育について

県では、三重県消防学校や三重県メディカルコントロール協議会と連携し、救急救命士に対し、その手技等の維持・向上のための講習を実施し、病院前救護体制の充実強化を図っている。

- i) 気管挿管に際し、ビデオ喉頭鏡が使用できる認定救急救命士養成のための講習を開催
- ii) 平成26年4月から救急救命士が行う特定行為を行う対象として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が追加されたことから、これらの処置に関する専門的知識と技術の習得のための講習を開催
- iii) 県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる指導的役割を果たす救命士の養成研修を実施
なお、令和5年度の救急救命士に対する教育の実施状況、受講者数等については、「第7 消防教育訓練」においてその詳細を記している。

イ 三重県救急救命指導者セミナー

救急医療に関する指導者の育成と、外傷や脳卒中等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施し、病院前救護体制の充実を図り、救命率の向上を図っている。

10 救助活動の現況

(1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

(1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

(2) 救助隊の設置状況

県内で救助隊を設置している消防本部は、14 消防本部となっている。このうち、単独市町の消防本部で救助隊を設置しているのは 11 消防本部、一部事務組合で救助隊を設置しているのは 3 消防本部となっている。

令和 6 年 4 月 1 日現在、県内に設置されている救助隊は 19 隊、特別救助隊が 9 隊、高度救助隊が 2 隊、水難救助隊が 9 隊となっている。〔第 35 表〕

第 35 表 救助隊の設置状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊
桑名市消防本部	2			1
四日市市消防本部	3	3	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1	1		
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩市消防本部	1			1
松阪地区広域消防組合	2	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	1			1
熊野市消防本部				
三重県計	19	9	2	9

(3) 救助業務実施状況

令和5年中における県内の救助活動の状況は、救助出動件数1030件（対前年比47件（4.8%）増）、救助活動件数679件（対前年比16件（2.4%）増）、救助人員725人（対前年比4人（0.6%）増）であり、前年と比べ、いずれも増加しており、火災、交通事故、建物等による事故の増加が要因となっている。〔第36表〕

また、過去の救助出動件数の推移をみると、前年と比べ減少している年はあるものの全体的には増加傾向となっている。〔第23図〕

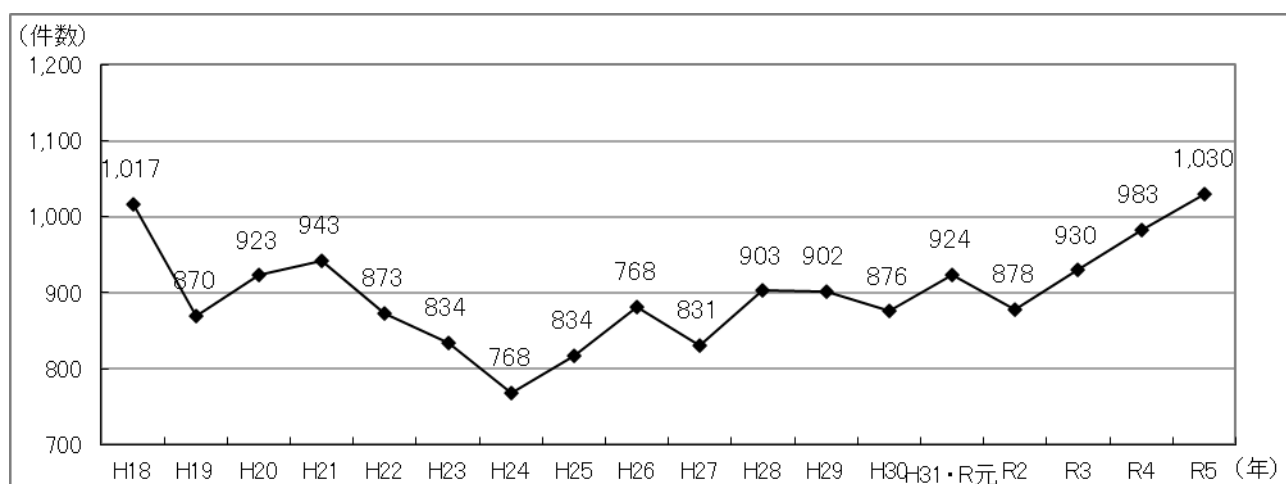
第36表 救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移

年	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成26年	882	610	926
平成27年	831	496	513
平成28年	903	552	605
平成29年	902	560	664
平成30年	876	582	620
平成31・令和元年	924	606	725
令和2年	878	575	633
令和3年	930	637	702
令和4年	983	663	721
令和5年	1030	679	725

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数

第23図 救助出動件数の推移



(4) 事故種別ごとの救助活動状況

令和5年中の救助活動の状況を事故種別ごとにみると、救助出動件数では「交通事故」が416件（対前年比11件（2.7%）増）と最も多く、次いで「建物等による事故」が262件（対前年比71件（37.2%）増）、「水難事故」が59件（対前年比26件（30.6%）減）の順に多くなっている。救助活動件数及び救助人員についても同じ順に多くなっている。

また、令和5年と令和4年を比較すると、救助出動件数及び救助活動件数、救助人員はいずれも増加している。特に、「建物等による事故」「風水害等自然災害」については、顕著に増加している一方、「水難事故」は減少しており、他種別は同程度である。〔第37表〕

次に、事故種別の構成比を救助出動件数でみると、「交通事故」が全体の40.4%を占めており、「建物等による事故」25.4%と「水難事故」5.7%を合わせると全体の約7割を占めている。〔第24図〕

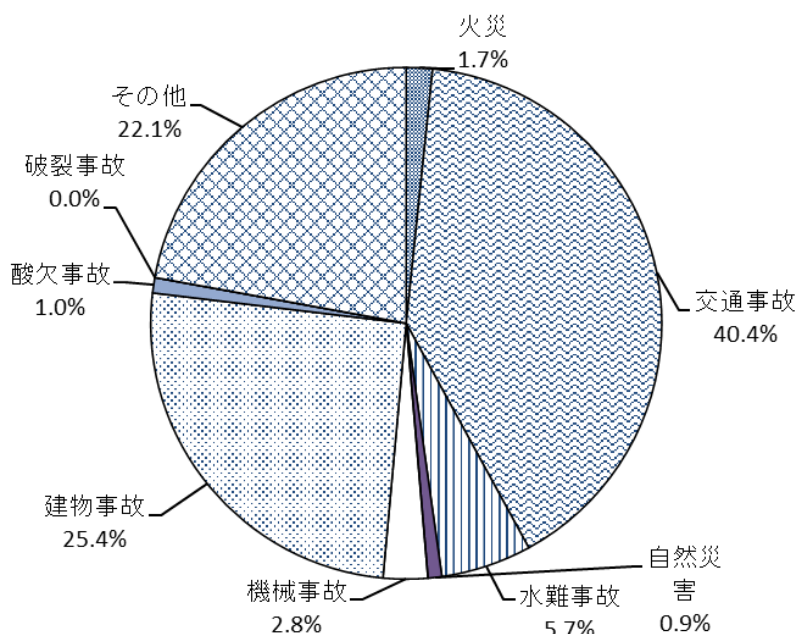
第37表 事故種別救助活動状況

（数値は上段：令和5年、下段：令和4年）

	火災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動	17	416	59	9	29	262	10	0	228	1030
	21	405	85	3	22	191	11	0	245	983
救助活動	17	215	44	7	16	203	9	0	168	679
	21	234	60	3	13	154	6	0	172	663
救助人員	10	276	41	9	16	192	9	0	172	725
	14	292	56	9	13	145	6	0	186	721

※火災時の救助出動件数は、出動して実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

第24図 救助種別出動割合（令和5年中）



11 消防表彰

消防活動は、地域社会において発生する災害から住民の生命・財産を守るという活動であり、著しく危険度が高いという特殊性を持っている。

その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るという極めて重要な意義を持っている。

令和5年度に表彰された消防表彰受章者数は、国が行った表彰が381人と1団体、県が行った表彰が190人と4団体、日本消防協会が行った表彰が147人、三重県消防協会が行った表彰が727人であった。

また、過去5年間に行われた各種消防表彰受章者数の推移は第38表のとおりであり、令和5年度叙勲・褒章受章者は第39表のとおりである。

第38表 消防表彰受章者数

① 国が行う表彰

種 類		年 度				
		R 元	R2	R3	R4	R5
叙 位 ・ 死 亡 叙 勲		5	9	14	10	7
叙 勲	春の叙勲・秋の叙勲	14	14	16	16	14
	危険業務従事者叙勲	19	20	20	20	19
	高 齢 者 叙 勲		3	1		1
褒 章	紅 綬 褒 章					
	藍 綬 褒 章	5	5	5	5	9
	紺 綬 褒 章					
内 閣 総 理 大 臣 表 彰				1		
総 務 大 臣 表 彰		2	1	4		2
総 務 大 臣 感 謝 状					2	
消 防 庁 長 官 表 彰	功 勞 章	5	10	2	7	8
	永 年 勤 続 功 勞 章	35	35	33	34	34
	表 彰 旗					
	竿 頭 綬	1	1	1	1	1
退 職 消 防 団 員 報 償 (銀 杯)	1 号	118	133	100	148	123
	2 号	199	161	236	191	163

② 県が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
特 別 功 勞 章					
消 防 功 勞 賞	3	10	3	4	5
消 防 功 績 章	80	80	80	80	78
消 防 精 勤 章	110	110	110	110	107
頭 彰 状					
表 彰 状					
感 謝 状	5	4	3	3	4

③ 日本消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
特 別 功 勞 章					
功 績 章	14	14	14	14	14
精 績 章	34	34	33	33	32
勤 続 章	79	112	108	102	101
特 別 表 彰 ま と い				1	
表 彰 旗					
竿 頭 綬			2		
永年勤続功労章（※）					

※永年勤続功労章については、自治体消防発足に係る記念式典（消防庁、日本消防協会等の主催により5年に1度開催されるもの）において表彰される。

④ 三重県消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
功 績 章	60	60	60	60	57
精 勤 章	200	200	200	200	200
表 彰 徽 章	613	612	629	559	462
感 謝 状	9	15	10	8	8

第 39 表 令和 5 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者

	賞賜	主 要 経 歴	受章者氏名	
令和 5 年春の叙勲	瑞双	元 大台町消防団 団長	吉田 澄男	
	瑞双	元 伊勢市消防団 団長	中西 将文	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	西尾 隆久	
	瑞単	元 松阪市消防団 副団長	加藤 明男	
	瑞単	元 四日市市消防団 分団長	田中 正美	
	瑞単	元 志摩市消防団 分団長	久保 有司	
	瑞単	元 桑名市消防団 分団長	加藤 昌則	
	第 40 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 四日市市 消防監	市川 芳隆
		瑞双	元 四日市市 消防監	青木 忠
		瑞双	元 伊賀市 消防監	久保 安治
瑞双		元 三重紀北消防組合 消防監	内山 登喜男	
瑞双		元 四日市市 消防監	増田 直人	
瑞双		元 熊野市 消防司令長	瀬戸 元	
瑞双		元 伊賀市 消防司令長	城戸 直人	
瑞双		元 伊勢市 消防正監	坂口 典生	
瑞双		元 津市 消防正監	櫻井 善信	
瑞双		元 桑名市 消防司令長	加藤 功	
令和 5 年春の褒章	藍綬	現 津市消防団 副団長	下井 利喜雄	
	藍綬	現 四日市市消防団 副団長	川村 一義	
	藍綬	元 鈴鹿市消防団 副団長	中川 剛志	
	藍綬	現 伊賀市消防団 副団長	松山 彰宏	
令和 5 年秋の叙勲	瑞双	元 度会町消防団 団長	小野 榮士	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	森田 政彦	
	瑞単	元 紀宝町消防団 副団長	山根 忠男	
	瑞単	元 大台町消防団 副団長	筒井 弘佳	
	瑞単	元 四日市市楠消防団 副分団長	加田 聖二	
	瑞単	元 熊野市消防団 分団長	前川 純一	
	瑞単	元 桑名市消防団 分団長	加藤 忠司	
	第 41 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 桑名市 消防監	水谷 司
		瑞双	元 名張市 消防監	関岡 廣行
		瑞双	元 伊賀市 消防監	中森 宏悟
瑞単		元 紀勢地区広域消防組合 消防監	中西 常夫	
瑞双		元 熊野市 消防監	和田 文明	
瑞双		元 三重紀北消防組合 消防司令長	竹村 晴典	
瑞双		元 伊勢市 消防司令長	磯嶋 升	
瑞双		元 津市 消防正監	竹村 義明	
瑞双		元 四日市市 消防監	岡村 隆男	
令和 5 年秋の褒章		藍綬	現 亀山市消防団 団長	松尾 幸夫
	藍綬	現 津市消防団 副団長	駒田 弘一	
	藍綬	現 四日市市消防団 分団長	藤井 一由	
	藍綬	現 鈴鹿市消防団 分団長	鈴木 清	
	藍綬	現 伊賀市消防団 分団長	北浦 斉	

※瑞小、瑞双、瑞単、藍綬は瑞宝章（小綬章、双光章、単光章）、藍綬褒章の略

予 防 行 政

第2 予防行政

1 火災予防運動

(1) 火災予防運動概要

令和5年中の火災の発生状況は、発生件数690件、死者22人、負傷者64人で、前年に比べ発生件数は73件、死者は3人の増加、負傷者は6人の減少となっている。出火原因は、たき火(109件)、火入れ(86件)、放火・放火の疑い(63件)、たばこ(52件)、こんろ(33件)の上位5つで49.7%を占めている。

また、近年における建築物の密集、高層化並びに生活様式の多様化などに伴い、火災の要因は複雑多岐にわたっている。

このような観点から、毎年春季及び秋季に県民の防火思想の高揚を図り、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的とした火災予防運動を実施している。

ア 秋季火災予防運動(令和5年11月9日～11月15日)

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を統一標語とし、次の6項目を重点目標とし、県内一斉に運動を展開した。

① 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施、防災品の周知及び普及促進、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進、地域の実情に即した広報の推進、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進、地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進など

② 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底、火災予防広報の実施、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行、火気取扱いにおける注意の徹底、工事等における火気管理の徹底など

(③削除)

③ 放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力の向上、ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底、防火対象物における放火火災防止対策の徹底、効果的な放火火災被害の軽減対策の実施など

④ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底、違反のある防火対象物に対する是正指導の推進、防火管理体制と適切な維持管理の推進、消防用設備等の維持管理の徹底など

⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

充電式電池に関する注意喚起、製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

催しを主催する者に対する指導、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導、火気器具を使用する屋台等への指導、照明器具の取扱いに係る指導など

イ 春季火災予防運動（令和6年3月1日～3月7日）

前年秋季の運動と同一の標語のもとに、秋季の重点目標6項目に「地震火災対策の推進」及び「林野火災予防対策の推進」を加え実施した。

2 防火管理制度

（1）防火管理・防災管理実施状況

消防法第8条によって、多数の者が出入り又は勤務する防火対象物の管理について権原を有するものに、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用、取扱いの監督等防火管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

また、消防法第36条では、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任して、防災管理に係る消防計画の作成のほか防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、「防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされている。

消防機関としても、管理権原を有する者及び防火対象物・防災管理対象物の関係者の防火・防災に対する意識は火災等の災害の発生時の被害低減に重要な役割を果たすため、違反の早期是正に努めているところである。令和6年3月31日現在の県内の防火管理実施状況は〔第1表〕のとおりである。

（2）防火管理者講習・防災管理者講習

防火管理者・防災管理者の資格は、知事又は消防長の行う防火管理者・防災管理者資格附与講習を受講することにより取得することができ、令和5年度の県内の防火管理者資格附与講習実施状況は〔第2表〕のとおりである。

なお、高度な防火・防災管理が必要な特定防火対象物（収容人員が300人以上）等の甲種防火管理者及び防災管理者に対しては、一定期間（原則5年）ごとに再講習が義務付けられている。

第1表 県内の防火管理実施状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分		事項	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任している 防火対象物数		消防計画を作成している 防火対象物数	
					選任率(%)		作成率(%)
1項	イ	劇場等	60	57	95.0	57	95.0
	ロ	公会堂等	2081	1589	76.4	1472	70.7
2項	イ	キャバレー等	17	9	52.9	7	41.2
	ロ	遊技場等	101	97	96.0	93	92.1
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	37	34	91.9	33	89.2
3項	イ	料理店等	44	40	90.9	37	84.1
	ロ	飲食店	1494	1126	75.4	1047	70.1
4項		百貨店等	2030	1683	82.9	1575	77.6
5項	イ	旅館等	507	491	96.8	483	95.3
	ロ	共同住宅等	1300	856	65.8	785	60.4
6項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	37	37	100.0	36	97.3
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	23	21	91.3	21	91.3
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	67	65	97.0	61	91.0
		(4) 無床診療所、無床助産所	265	218	82.3	205	77.4
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	622	599	96.3	582	93.6
		(2) 救護施設	2	2	100.0	2	100.0
		(3) 乳児院	3	3	100.0	3	100.0
		(4) 障害児入所施設	2	2	100.0	2	100.0
		(5) 障害児支援施設等	74	62	83.8	59	79.7
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	254	243	95.7	240	94.5
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	462	453	98.1	445	96.3
		(4) 児童発達支援センター等	28	23	82.1	21	75.0
		(5) 身体障害者福祉センター等	128	116	90.6	112	87.5
ニ	幼稚園等	121	118	97.5	115	95.0	
7項		学校	691	655	94.8	631	91.3
8項		図書館等	76	72	94.7	67	88.2
9項	イ	特殊浴場	11	11	100.0	11	100.0
	ロ	一般浴場	13	12	92.3	12	92.3
10項		停車場	7	5	71.4	4	57.1
11項		神社・寺院等	318	201	63.2	181	56.9
12項	イ	工場等	884	759	85.9	716	81.0
	ロ	スタジオ等	2	1	50.0	1	50.0
13項	イ	駐車場等	3	1	33.3	0	0.0
	ロ	航空機格納庫	0	0	0	0	0
14項		倉庫	118	86	72.9	77	65.3
15項		事務所等	1259	1068	84.8	992	78.8
16項	イ	特定複合用途防火対象物	2530	1930	76.3	1781	70.4
	ロ	非特定複合用途防火対象物	304	204	67.1	181	59.5
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0
(16の3)項		準地下街	0	0	0	0	0
17項		文化財	17	12	70.6	12	70.6
合 計			15992	12961	81.0	12159	76.0

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。

第2表 防火管理者資格取得者数（消防長開催）

種 類		甲 種		乙 種	計
区分	年度	R5		R5	
		新規	再講習		
消防長が資格を附与した者	津 市	228	37	68	333
	四 日 市 市	0	0	0	0
	伊 勢 市	0	46	0	46
	桑 名 市	190	62	12	264
	鈴 鹿 市	0	0	0	0
	名 張 市	0	11	0	11
	亀 山 市	0	0	0	0
	鳥 羽 市	0	0	0	0
	熊 野 市	0	7	0	7
	志 摩 市	0	0	0	0
	伊 賀 市	64	12	0	76
	菰 野 町	0	0	0	0
	三 重 紀 北	49	0	0	49
	松 阪 広 域	0	0	0	0
	紀 勢 地 区 広 域	0	0	0	0
小 計	531	175	80	786	
県知事が資格を附与した者		0	0	0	0
合 計		531	175	80	786

(注) 防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、旅館、デパート、病院等の不特定多数が出入りする施設にあっては300㎡未満、その他の施設にあっては500㎡未満のものについては甲種又は乙種の防火管理者を、これ以外の大規模な施設については甲種の防火管理者を選任する必要がある。また、社会福祉施設で主として入所を伴うもの（消防法施行令別表第一6項（ロ））では、面積に関係なく甲種が必要となる。

なお、乙種防火管理者の区分は昭和62年度から設けられた。

3 消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備及び消防用水等の施設をいい、生命、財産を保護し、火災の早期発見及び被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠である。

消防法第17条では、一定規模以上の防火対象物には、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防用設備等の設置を義務付けるとともに適正に維持しなければならない。県内の防火対象物は、〔附表11〕、〔附表12〕のとおりである。

県内における主たる消防用設備等の設置状況は、〔附表13〕に示すとおりで、屋内消火栓設備の設置率94.5%（特例によるものを含む）、スプリンクラー設備の設置率99.8%（同）、自動火災報知設備の設置率98.3%（同）となっている。なお、これら3つの消防用設備の未設置及び過半に及ぶ不備は「重大な違反」として、早期是正の徹底に取り組んでいる。

また、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページ等で公表する「違反对象物の公表制度」が、令和2年4月から県内全ての消防本部

で開始され、〔附表 14〕 に示すとおりである。

4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度

平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図るため消防法が一部改正され、平成 15 年 10 月 1 日から、防火対象物の防火基準適合性を示すものとして、防火対象物定期点検報告制度が実施されている。

また、平成 21 年 6 月 1 日から大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化され上記の制度とともに運用されている。

この制度は、多数の人が出入りする一定の防火対象物について点検資格者による定期点検（1 年 1 回）を行い、その結果を消防機関へ報告するもので、点検基準に適合している場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができ、さらに消防機関が優良と認めた（特例認定を受けた）場合は、点検報告の義務が 3 年間免除され、「防火・防災優良認定証」を表示することができる。

防火対象物点検報告の実施状況及び特例認定済防火対象物は、〔第 3 表〕のとおりであり、今後更に関係各機関による本制度の周知と効率的な制度運用を図ることが必要となる。

防火基準点検済証



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防火優良認定証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



また、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における防火安全体制を確立するため「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日消防庁通知）により、消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する宿泊施設の防火対象物適合表示制度の運用が 4 月 1 日より開始され、8 月 1 日から、表示基準に適合しているホテル・旅館等に対し交付された表示マークの掲出及び使用が開始された。

三重県内では、令和 6 年 3 月 31 日現在で表示制度の対象となる防火対象物は 351 件ある中で、当年度は 10 件の交付申請（内訳にあっては、金マーク申請 9 件、銀マーク申請 1 件）に対し 10 件の表示マークを交付している。

宿泊施設の防火対象物適合表示制度における表示マーク



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

第3表 防火対象物定期点検報告制度実施状況

(令和6年3月31日現在)

防火対象物の区分		事項	該当防火対象物数	点検報告済防火対象物数			特例認定済防火対象物数
				基準適合	基準適合率(%)		
1項	イ	劇場等	60	24	7	29.2	10
	ロ	公会堂等	355	169	72	42.6	32
2項	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	74	37	15	40.5	12
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	10	6	3	50.0	0
3項	イ	料理店等	3	1	0	0	0
	ロ	飲食店	53	5	4	80.0	2
4項		百貨店等	336	171	79	46.2	35
5項	イ	旅館等	124	54	27	50.0	14
6項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	29	11	7	63.6	5
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	0	0	0	0	0
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	27	18	9	50.0	5
		(4) 無床診療所、無床助産所	11	4	1	25.0	0
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	7	0	0	0	0
		(2) 救護施設	0	0	0	0	0
		(3) 乳児院	0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設	0	0	0	0	0
		(5) 障害児支援施設等	0	0	0	0	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	7	3	0	0	0
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	9	2	2	100.0	0
		(4) 児童発達支援センター等	0	0	0	0	0
		(5) 身体障害者福祉センター等	4	0	0	0	0
ニ	幼稚園等	13	5	1	20.0	0	
9項	イ	特殊浴場	7	3	1	33.3	0
16項	イ	特定複合用途防火対象物	384	139	49	35.3	29
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0
合計			1513	652	277	42.5	144

5 消防設備士制度

(1) 消防設備士試験

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等の設置工事又は整備のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ行ってはならない。

平成16年6月1日から甲種消防設備士の指定区分に、「特殊消防用設備等」の工事又は整備を行うことができる特類が新たに創設された。

消防設備士試験は昭和60年度から国の指定試験機関である(一財)消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が消防設備士免状を交付している。令和5年度における消防設備士免状取得者数は〔第4表〕のとおりである。

第4表 消防設備士免状取得者数

年度 種類		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
甲 種	特類	4	1	3	2	0	2	5	1	4	1
	1	27	28	27	28	25	28	34	39	34	34
	2	9	18	14	14	14	14	12	18	15	5
	3	7	12	13	10	7	10	15	16	15	10
	4	55	55	64	53	55	53	72	91	72	55
	5	11	16	9	14	10	14	7	21	17	14
	小計	113	130	130	121	111	121	145	186	157	119
乙 種	1	15	18	14	9	9	9	6	21	8	4
	2	5	3	4	3	4	3	4	3	4	1
	3	3	4	3	3	0	3	5	6	6	1
	4	31	22	34	43	23	43	39	40	37	22
	5	10	7	6	5	5	5	4	14	4	3
	6	116	96	71	86	126	86	136	191	109	95
	7	30	35	37	30	30	30	34	38	39	27
小計	210	185	169	179	197	179	228	313	207	153	
合計		323	315	299	300	308	300	373	499	364	272

(2) 消防設備士講習

消防用設備に関する技術の進歩に対応するなど、消防設備士としての資質の維持向上のため、消防設備士に対し講習が義務付けられ、消防設備士は免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとにこの講習を受けなければならない。

昭和56年度から本講習は(一財)三重県消防設備安全協会に委託し実施しており、令和5年度における受講者数は〔第5表〕のとおりである。

第5表 消防設備士義務講習受講者数

年度 講習区分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
消火設備	242	214	165	206	197	218	203	164	197	206
警報設備	436	421	395	418	361	405	347	375	405	381
避難設備 ・消火器	339	288	264	349	319	308	271	299	343	335
合計	1,017	923	824	973	877	931	821	838	945	922

(注) 消火設備とは、甲種・乙種の第1～3類

警報設備とは、甲種の第4類・乙種の第4類及び第7類

避難設備・消火器とは、甲種の第5類・乙種の第5類及び第6類に対する講習です。

6 危険物規制

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはいけない。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

加えて一定規模以上の危険物施設は危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等保安に関する措置を講じなければならない。

このような危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置している 12 市町の市町長（事務委託を含む。）及び 3 消防組合の管理者が実施している。

県内には四日市臨海地区に石油コンビナートがあり、他府県に比べ原油、重油等第 4 類の危険物を扱う製造所、屋外タンク貯蔵所が数多く設置され、これらの危険物施設の事故を防止するため立入検査を積極的に実施する等保安体制の強化を図っている。

7 危険物施設の状況

令和 6 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設の総数は 9,715 施設（完成検査済証交付施設数）で前年に比べ 73 施設減少している。

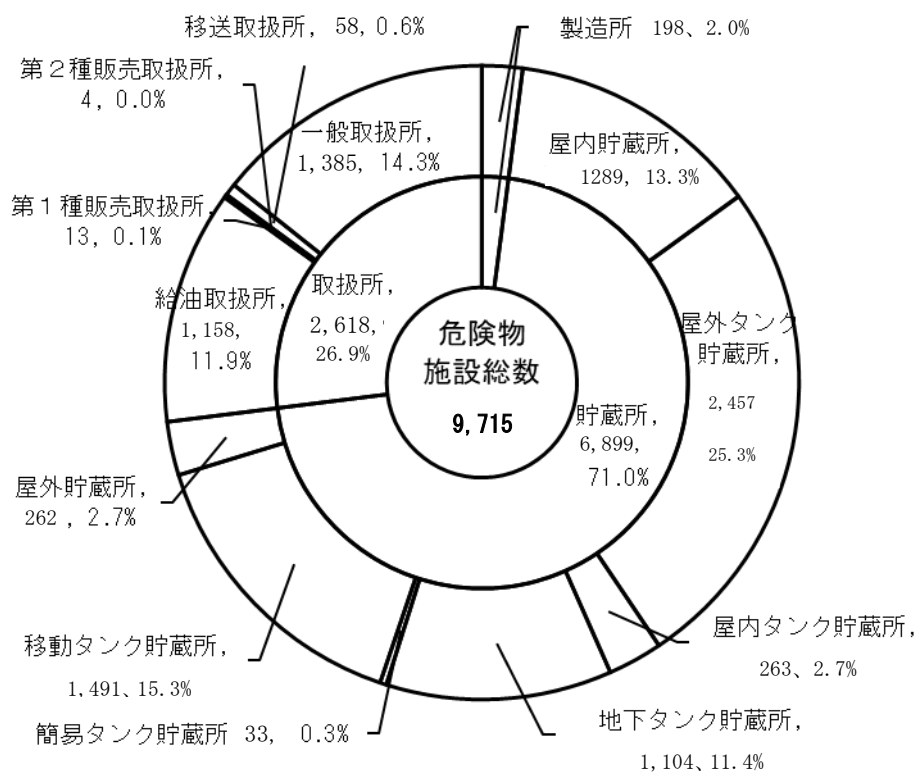
施設別にみると〔第 1 図〕のように屋外タンク貯蔵所 2,457 施設（全体の 25.3%）が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所 1,491 施設（15.3%）、一般取扱所 1,385 施設（14.3%）、屋内貯蔵所 1,289 施設（13.3%）等となっている。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、9,320 施設と全体の 95.9%を占めている。

また、規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量の指定数量の倍数による。）にみると、その構成は〔第 2 図〕のとおりであり、構成比は前年とほとんど変わっていない。

第1図 危険物施設数の状況

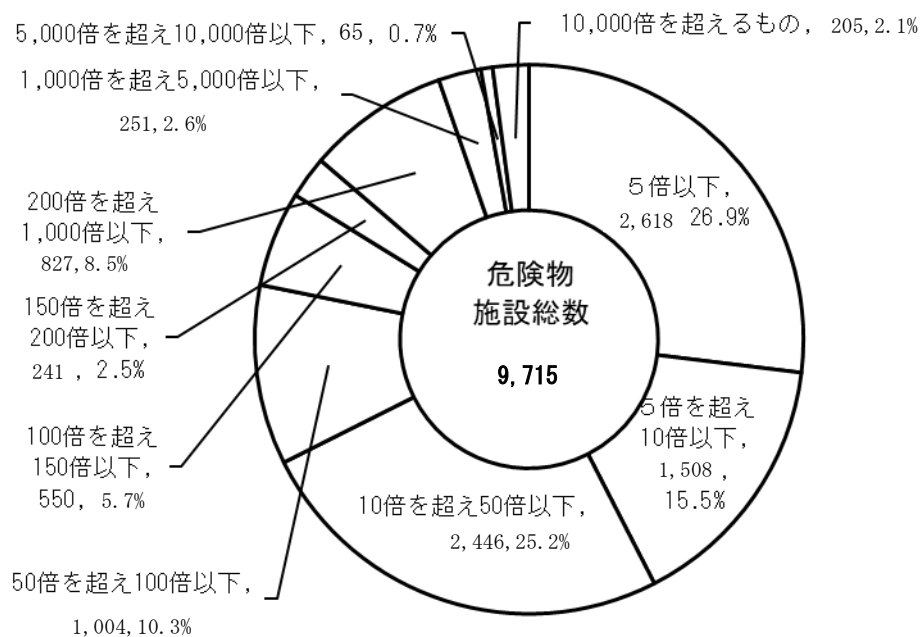
(令和6年3月31日現在)



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

第2図 危険物施設の規模別構成比(指定数量の倍数)

(令和6年3月31日現在)



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

8 危険物施設の事故

令和5年中における危険物施設等の事故発生件数は、〔第6表〕のとおり31件である。このうち、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は18件である。

危険物施設の事故は、危険物の特性から事業所はもとより、周囲の住民の生命、財産にまでその被害が及ぶ場合があり、設置者及び危険物取扱者は危険意識をもって取り組み、事業所全体の防災体制の確立に努めなければならない。

なお、消防庁では6月の第2週を危険物安全週間と定め、各種の安全啓発活動、事業所における危険物施設の自主点検、消防訓練及び保安研修の実施、消防機関による立入検査等を積極的に実施しているところである。

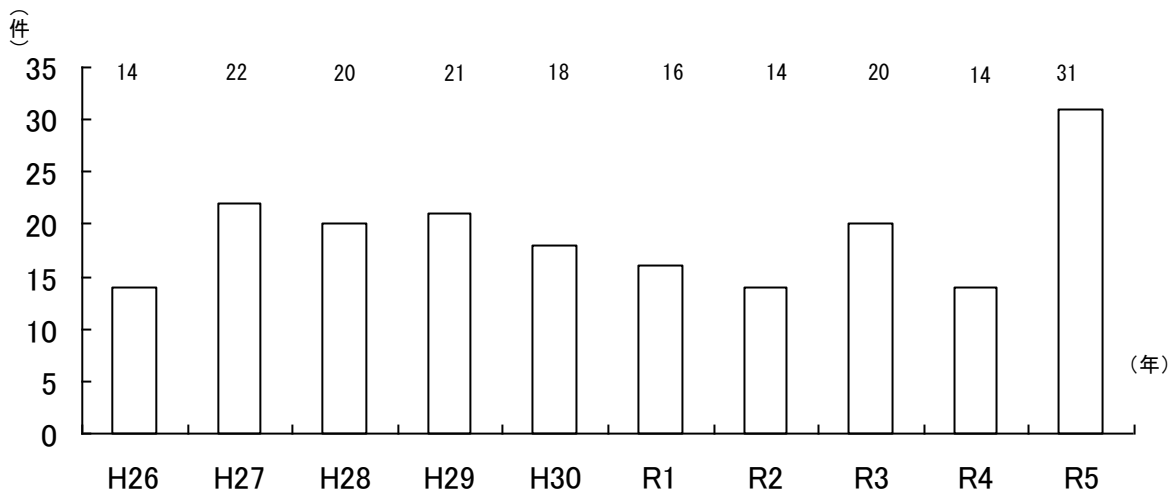
また、過去10年間における事故発生件数は〔第3図〕のとおりである。この中には石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設でない施設の事故も含まれている。

危険物施設の総数は減少しているが、事故の件数は高止まりしている。

第6表 製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様（令和5年）

製造所等の区分	件数	事故の態様			
		火災	流出	コンタミ	その他
製造所	6	3	3	0	0
移動タンク貯蔵所	1	1	0	0	0
給油取扱所	8	2	0	2	4
一般取扱所	10	9	1	0	0
その他	6	1	3	0	2
合計	31	16	7	2	6

第3図 危険物施設等の事故発生件数の推移



9 危険物取扱者制度

(1) 危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者でなければ行ってはならず、それ以外の者が取扱う場合は、甲種又は乙種の危険物取扱者の立ち会いが必要とされている。

危険物取扱者試験は昭和 60 年度から国の指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が危険物取扱者免状を交付している。

令和 5 年度における危険物取扱者免状取得者は、〔第 7 表〕のとおりである。

第 7 表 危険物取扱者免状種類別取得者数

年度 種類		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
		甲 種	180	114	127	153	152	154	168	154	132
乙 種	第 1 類	447	492	398	374	316	283	245	270	123	133
	第 2 類	448	401	458	362	372	308	280	266	164	156
	第 3 類	425	353	464	318	307	252	228	238	188	139
	第 4 類	2,145	2,034	1,974	2,290	2,012	1,977	1,744	2,218	1,575	1,571
	第 5 類	474	480	349	344	311	273	252	254	198	159
	第 6 類	507	488	469	341	384	272	291	289	177	193
	小 計	4,446	4,248	4,112	4,029	3,702	3,365	3,040	3,535	2,425	2,351
丙 種	363	280	257	286	402	174	100	180	81	75	
合 計	4,989	4,642	4,496	4,468	4,256	3,693	3,308	3,869	2,638	2,524	

(2) 危険物取扱者保安講習

消防法の改正並びに危険物の貯蔵及び取扱い技術の進歩に対応するなど、危険物取扱者としての資質維持のため、危険物取扱作業に継続して従事する危険物取扱者に対し、受講を義務付けており、原則として免状の交付を受けた日又は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内にこの講習を受けなければならない。

平成2年度から本講習は（一社）三重県危険物安全協会に実施を委託しており、その受講者数は〔第8表〕のとおりである。

第8表 危険物取扱者保安講習受講者数

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
給油取扱所	514	550	526	496	581	516	501	487	518	447
コンビナート事業所	1,630	1,955	1,939	1,740	1,913	1,885	1,811	2,060	2,172	1,866
移動タンク貯蔵所	189	206	159	205	106	140	89	144	131	92
その他事業所	1,441	1,520	1,560	1,531	1,776	1,803	1,544	1,783	1,970	1,754
計	3,774	4,231	4,184	3,972	4,376	4,344	3,945	4,474	4,791	4,159

防 災 行 政

第3 防災行政

1 防災対策の概要

(1) 阪神・淡路大震災以降

三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により提起された課題を克服し、県の防災体制を強化するため、平成10年度に総合改定を行った。その後、平成13年度の都市型水害対策や国の組織改正にあわせた改定、平成20年度の防災基本計画の修正にあわせた男女共同参画の視点からの改定など、毎年度見直しを重ねてきた。その間、地震対策面では、平成14年度には、東海地震の想定震源域の見直しが行われたことに伴い、平成14年4月に県内18の市町村（当時。現在は、市町村合併により10市町）が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された。これに伴い、地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき地震防災応急対策に係る内容（地震防災強化計画）を盛り込んだ改定を行った。さらに、平成15年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（東南海・南海地震対策特措法）が施行され、県内の全市町村が同法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。これに伴い、平成16年度には、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する内容（東南海・南海地震防災対策推進計画）を盛り込んだ改定を行った。

(2) 東日本大震災以降

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により、わが国の地震・津波対策は、抜本的な見直しを迫られることとなった。平成24年度以降、相次いで災害対策基本法が改正され、国による被災地方公共団体への支援強化をはじめ、指定緊急避難場所・指定避難所の指定等からなる住民の安全な避難場所等の確保、避難行動要支援者名簿の作成義務化等による災害時要援護者（要配慮者）対策の充実、安否情報の提供や被災者台帳の整備等による被災者保護対策の改善など、大規模広域な災害に対する即応力の強化が図られた。また、災害発生により道路上に放置された車両が交通障害を引き起こし、救助部隊の通行や緊急物資の輸送等に支障をきたすことから、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策等が盛り込まれることとなった。

こうした災害対策基本法の改正をもとに、国の防災基本計画についても抜本的に内容が見直されるとともに、平成25年12月には東南海・南海地震対策特措法の一部が改正され、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（南海トラフ地震対策特措法）と改められて、津波避難対策に係る新たな措置が盛り込まれた。

このような国の動きを踏まえ、本県においても、地震・津波対策及び風水害対策に係る計画の抜本的な改定を行った。三重県地域防災計画については、これまでも毎年三重県防災会議を開催し、随時必要な修正を行ってきたところだが、東日本大震災や平成23年の紀伊半島大水害の教訓、国の法改正の内容等も反映し、平成24年度から26年度にかけて地域防災計画（震災対策編）、地域防災計画（風水害等対策編）及び地域防災計画

添付資料の全面的な見直しを行うとともに、地域防災計画（震災対策編）の名称を地域防災計画（地震・津波対策編）と改めた。

また、国の中央防災会議は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策は改める必要があるとし、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁はこれまでの「東海地震に関連する情報」に替えて「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することに変更したことから、三重県においても「『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の県の対応」を定め、平成29年11月から運用を開始した。その後、令和元年5月に、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更されたことに伴い、気象庁からは、従来の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されることとなった。そのため、三重県においても対応について修正を行った。

令和3年5月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告・避難指示の一本化等の避難情報のあり方の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、災害が発生するおそれのある段階で広域避難の実施などを内容として災害対策基本法が改正されたことに伴い、三重県においても必要な対応を進めている。

（3）行動計画の変遷

ア 地震・津波への対策

三重県地域防災計画に基づく地震対策に関する行動計画としては、平成14年度に第一次の『三重地震対策アクションプログラム』、平成19年度に第二次のアクションプログラムを策定し、対策を進めてきた。平成20年度には、災害応急対策面での具体計画となる「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画」を作成した。行動計画面でも、東日本大震災を受けて、これまでの地震・津波対策の抜本的な見直しを図ることとし、喫緊の課題となった津波避難対策に重点を置いた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、平成23年10月に公表した。さらに、前述の地域防災計画（地震・津波対策編）とあわせて新たな県の総合的な地震・津波対策にかかる行動計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月にとりまとめて公表した。

イ 風水害への対策

風水害対策については、県として防災対策を風水害対策も含めて総合的かつ計画的に推進するため、「三重県地震対策推進条例」を全部改正して「三重県防災対策推進条例」を制定し、平成21年3月に施行した。これに伴い、平成22年3月には、風水害等への対策強化を図ることを目的とした「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定した。しかし、その後、平成23年9月には、紀伊半島大水害が発生し、これら風水害対策についても抜本的な見直しを迫られることとなった。このことから、紀伊半島大水害時の災害対応で得た教訓を踏まえ、平成23年度には、県災害対策本部体制の抜本的な見直しを、平成24年度には地方部体制の見直しを行った。さらに、平成26

年度には、地域防災計画（風水害等対策編）の全面的な改定と併せて、近年国内で発生した風水害で明らかになった課題などを踏まえ、「三重風水害等対策アクションプログラム」を引き継ぐ「三重県新風水害対策行動計画」を策定した。

ウ 行動計画の一本化

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」は、平成29年度に計画期間が終了となるため、両計画を一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めた。

エ 三重県防災・減災アクションプランの策定

「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき進めてきた防災・減災対策を基礎としながら、災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画期間とする「三重県防災・減災アクションプラン」を策定した。

2 防災業務

(1) 三重県防災会議の開催状況等

災害対策基本法第14条に基づき設置する三重県防災会議を毎年度開催し、主に、後述の「三重県地域防災計画」の修正案について議論いただいている。

また、県内各市町においても、各市町の地域防災計画を修正する際には、同様に各市町防災会議を開催し、修正案の承認を得たうえで、県に報告することとされている。

ア 直近の三重県防災会議開催状況：令和6年3月22日（金）

イ 県内各市町からの修正報告の状況：下表のとおり

第1表 市町地域防災計画の修正報告状況

市 町	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市 (14)	7	4	7	9	6
町 (15)	5	5	3	4	6
計 (29)	12	9	10	13	12

(2) 防災訓練

三重県総合防災訓練は、国、県、市町、関係機関の連携強化を図るとともに、地域住民の防災意識向上を図ることを目的に実施している。

令和5年度の三重県総合防災訓練は三重県、鳥羽市、伊勢市が主催し、令和5年11月26日(日)に鳥羽市保健福祉センターひだまり横駐車場をメイン会場として実施した。

(3) 地震・津波対策

これまで、想定東海地震や、東南海地震など、南海トラフを震源域とするプレート境界型地震や、陸域に存在する活断層を震源とする内陸直下型地震による災害に対応するための防災対策を推進してきたが、東日本大震災の発生を受け、南海トラフ沿いで発生するプレート境界型地震に伴い想定される様相のうち、特に津波からの避難対策に重点をおいた取組を強化することとなった。

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、平成23年度には、待ったなしの危機感から、県民を守ることを最優先として、避難を主軸に「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策をまとめた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定した。また、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同規模の東海・東南海・南海地震を想定した、県独自の津波浸水予測結果を公表して、市町等による津波避難対策面での早期取組を促進させるための基礎資料とした。

平成24年度からは、東日本大震災から得られた知見や、国から新たに提示された地震被害想定なども参考にしながら、新たな地震被害想定調査に着手したほか、「地域防災計画」の抜本的な改訂と併せて名称を「震災対策編」から「地震・津波対策編」へと変更するとともに、新たな地震・津波対策に取り組んでいくため、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を進め、平成26年3月にそれぞれの計画を公表した。なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、取組を進めた。

さらに、「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき進めてきた地震・津波対策を基礎としながら、地震等から県民の命を守るために、毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「三重県防災・減災アクションプラン」を策定した。

また、平成24年度には、東日本大震災で課題として明らかになった、津波避難や避難所運営に関する県内でのモデル事業の実施や、指針の改定を行った。さらに、平成28年3月には、「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして、全国で初の試みとなる「三重県復興指針」を策定・公表した。これは、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合、速やかな復興作業を円滑に進めるための事前準備として、復興対策の手順を明確化し、「手順書」「マニュアル」として策定したものである。

さらに、平成27年度には、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている国の「地震・津波観測監視システム(DONET)」を活用した「津波・予測伝達システム」について、平成28年5月から伊勢志摩地域を対象に運用を開始した。なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町(鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)への津波予報業務を令和2年3月から開始した。

平成29年度には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に対応する計画として、三重県独自の3分野（「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）」、「ボランティア」及び「自治体応援職員」）の受入れを加えた「三重県広域受援計画」を策定した。

ア 地域防災計画の見直し

阪神・淡路大震災で提起された課題を克服し、本県の防災体制を強化するため、三重県地域防災計画の総合的見直しを平成7年度より3か年をかけて実施し、従来の計画から地震対策に係る部分を別冊として抜き出す形として、三重県地域防災計画（震災対策編）を策定した。また、三重県地域防災計画被害想定調査の結果をベースに平成10年修正を作成し、平成14年には地震防災強化計画を盛り込んだ修正を行った。

その後も、必要な時点修正を繰り返してきたが、東日本大震災を受け、特に津波災害対策を中心とした抜本的な計画の見直しを迫られることとなり、平成24年5月の防災会議に見直し方針を諮り、その内容を刷新するとともに、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」と名称を改めた。見直しの内容としては、国の災害対策基本法の改正で盛り込まれた内容を計画に反映するとともに、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取り組みについても、県民や地域の実施する対策として計画に位置付けた。

また、平成24年度に行った災害対策本部体制の見直しの結果を反映し、危機管理統括監を統括本部長とした「災害対策統括部」の各部隊による活動体制に改めるとともに、復興・復旧対策についても計画に盛り込んだ。

これらの内容を取り入れた計画案は、平成26年3月の三重県防災会議において承認を得た後、公表を行った。その後、平成28年3月には、「三重県復興指針」の策定に伴い、復旧・復興対策の記述の修正等を行った。

平成29年3月には、前年4月に発生した熊本地震で明らかになった課題を受け、県災害対策本部の代替施設、県立学校の非構造部材の耐震対策、避難所外避難者の支援、福祉避難所等に関し、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3点を修正内容に反映した。

- (1) 「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目
- (2) 「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項
- (3) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループの報告に基づく、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の「当面の対応」を踏まえて整理した本県の対応

平成31年3月には、平成30年度に発生した大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震の課題等を踏まえ、帰宅困難者対策、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づく南海トラフ地震臨時

情報に対する防災対応や、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供・活用にかかる修正等を行った。

令和4年3月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、広域避難の実施など必要な修正を行った。

令和5年3月には、大規模災害発生時において、市町の被害状況、支援要請などの情報収集や総括的支援を行う、緊急派遣チームの整備・派遣にかかる修正等を行った。

令和6年3月には、災害対策本部の常設の活動スペースであるオペレーションルーム、シチュエーションルームの整備、県災害対策本部の役割分担の見直し、「安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公報方針」の策定に伴い、必要な修正を行った。

イ 地震被害想定調査の実施

地域防災計画の総合的見直しをはじめとする県の防災体制強化の基礎資料とするため、平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降これまで、三度にわたって県地震被害想定調査を行ってきた。

第一次の地震被害想定は、県内に影響を与える可能性がある海溝型地震や活断層を震源とする地震を対象として、平成7～8年度に調査を実施し、平成9年3月に結果を公表した。第二次の地震被害想定は、平成15～16年度に調査を実施し、平成17年3月に結果を公表した。海溝型地震については、中央防災会議が新たに提示した東海・東南海・南海地震の断層モデルや、被害想定手法を参考として、陸域の活断層については、阪神・淡路大震災を契機として実施された主要な活断層の調査結果を活用した。また、この際、東海・東南海・南海地震が連動発生した場合の津波シミュレーションをあわせて行い、三重県にとって初めての本格的な、県内沿岸部における津波浸水予測図を作成した。

平成23年度には、東日本大震災の発生を受けて、県内の津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難対策について早急に検討する必要が生じたことから、上記の平成15年度に提示した津波浸水予測結果では十分反映できていない規模の津波に対応するため、緊急的な取組として、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測結果を提示し、県及び県内各地域において、津波対策を立案するための基礎資料とした。第三次の地震被害想定は、平成24～25年度に調査を実施し、平成26年3月に結果を公表した。今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、過去概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」と、あらゆる可能性を科学的な見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の二つのレベルの地震を想定した。このうち、後者については、国が平成24年3月及び8月に提示した、南海トラフにおける最大クラスの地震に関する強震断層モデルと津波断層モデルを活用した。陸域の活断層を震源とする地震

については、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯」、「頓宮断層」の三つの活断層を対象とした。最新の地盤データや地形データ、建物データ等を用いるとともに、東日本大震災での教訓を踏まえ、これまでの想定では対象としてこなかった医療機能支障や住機能支障といった生活支障に関連した内容についても、想定内容の中にも含めることとした。また、津波避難の具体的な検討に生かすため、「どこまで逃げるべきか」の情報を示した従来の「津波浸水予測図」に加えて、避難行動がとれなくなる目安である浸水深30cmに到達するまでの時間変化（時系列）を示した「津波浸水深30cm 到達予測時間分布図」を作成することにより、「いつまでにどの方向に逃げるべきか」の情報を新たに提示した。

第三次の想定調査における主な被害想定項目は次のとおりである。

（ハザード予測結果）

- ・強震動予測結果（震度分布、液状化危険度）
- ・津波予測結果（津波浸水予測図、津波浸水深30cm 到達予測時間分布図）

（リスク予測結果）

- ・人的被害（死者、負傷者）
- ・建物被害
- ・ライフライン被害（上水道への影響等）
- ・交通施設障害（道路施設等）
- ・生活支障等（避難者、医療機能支障、住機能支障等）
- ・災害廃棄物等
- ・経済被害額
- ・その他の被害（孤立集落の発生等）

ウ 緊急地震対策行動計画の推進

東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「緊急地震対策行動計画（平成23年10月～24年度）」を策定した。この計画では、県民を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路や避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施、住宅の耐震化、防災教育の推進などの対策について、13の「行動」として整理を行い、「緊急」かつ「集中的」に取り組んだ。

主な取組結果として、例えば、「行動1 避難計画・避難訓練」では、「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと住民の避難訓練が実施されるよう、取組を促進したほか、津波浸水が予測される19市町に対しハザードマップの作成支援を行うなど、具体的な取組を進めることにより、計画策定時の目的に沿った成果を収めることができた。

エ 新地震・津波対策行動計画等の推進

「新地震・津波対策行動計画（平成25年度～29年度）」は、「緊急地震対策行動計画」で取組を進めてきた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的

な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示したものである。

平成24年度から、策定に着手し、庁内検討、市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、とりまとめを行うとともに、地震被害想定調査の結果等もふまえた上で、平成26年3月に公表した。

この計画では、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざしていくことを掲げるとともに、「施策の柱」には、災害対応の時間軸に沿った対策に取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据え、その柱のもと、必要となる施策を、23の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を、192の「行動項目」として掲げた。

さらに、地震・津波から県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図るという観点から、計画期間中に特に注力すべき取組課題を、10の「選択・集中テーマ」として整理し、強力に取り組を進めることとした。

計画の進捗状況については、毎年度公表するとともに、平成27年度は計画の中間年度にあたることから中間評価を行うこととしていた。これを受け、平成28年度には、同27年度までの実績を受けた中間評価を行った。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となったため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、取組を進めた。

さらに、「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき進めてきた地震・津波対策を基礎としながら、地震等から県民の命を守るために、毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「三重県防災・減災アクションプラン」を策定した。

オ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開

男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者や外国人への対応などの課題に対応するため、令和2年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、令和6年3月時点で19市町573か所の指定避難所でマニュアルや手引きが作成されている。

また、新しい生活様式に対応した避難所アセスメント事業を実施し、市町における新たな避難スタイルの確立・定着を促進した。事業の結果を踏まえて「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定作業を進めている。

カ 情報伝達体制の確保

非常時の検証、各地方部、市町、消防など防災関係機関との通信を確保するため、昭和49年度に地上系防災行政無線、平成3年度に衛星系防災行政無線を整備した。

地上系防災行政無線については、平成17年度及び令和4年度、衛星系防災行政無線

については、平成25年度に再整備を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、災害時における通信手段確保のため、三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）の適正な維持管理に努めた。

なお、衛星系については、新しい通信方式に対応するために、令和5年度から3か年をかけて再整備を行う。

キ 震度情報収集体制の確保

震度情報については、平成9年度に三重県震度情報システムとして、市町役場、支所等69箇所に設置した震度計から震度情報を集約し、災害対策本部において活用するとともに気象庁及び消防庁に伝送している。

平成21年度、平成30年度及び令和2年度に、三重県震度情報システムのシステム、計測震度計の更新を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、地震発生時における市町での初動対応及び広域応援体制の確立を迅速に行えるよう、三重県震度情報システムの適正な維持管理に努めた。

ク 普及啓発活動

防災啓発について、県民の「防災意識」を「防災行動」へつなげるため、県政だよりや県政チャンネル、ラジオ放送「三重県からのお知らせ」等を活用するとともに、地域における研修会やイベントに防災技術指導員を派遣し、防災に関する講話を行うなどして、住民や地域が主体となった取組を促した。また、9月26日が「みえ風水害対策の日」であることから、令和5年9月30日に亀山市で「みえ風水害対策の日シンポジウム」を開催するとともに、12月7日が「みえ地震・津波対策の日」であることから、令和5年12月17日に南伊勢町で「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」を開催した。

体験・体感型の防災啓発としては、県民に、地震に備える知識や技術を実践的な体験により習得していただくことを目的に、防災啓発車「そなえちゃん」「まもるくん」「まなぶくん」を市町の防災行事等へ派遣した。〔第2表〕

第2表 防災啓発実績

啓発箇所数	体験者数
469	46,368

ケ DONET を活用した津波予測・伝達システム

平成27年度、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている「地震・津波観測監視システム（DONET）」を活用した「津波・予測伝達システム」について、伊勢志摩サミットの開催決定を契機に整備を行い、平成28年5月から伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町（旧南勢町エリア）を対象に運用を開始した。このシステムは、次の2つの機能がある。(1) 緊急速報メール：津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉送信。(2) 津波即時予測機能：津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁

のモニター等に表示。

なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を令和2年3月から開始した。

コ 受援体制の構築

国や都道府県等からの応援活動を円滑に受け入れるため、平成29年度に「三重県広域受援計画」を策定した。その後、全国で発生した災害の教訓などを取り入れ、ブラッシュアップを図っている。また、市町が受援計画を策定する際の手引書を配布したり、研修会を実施するなど、市町の受援体制の整備について水平展開を図っている。

(4) 風水害等対策

ア 三重風水害等対策アクションプログラム

伊勢湾台風から50年の節目の年である平成21年3月に、自然災害全般を対象とした「三重県防災対策推進条例」に全面的に改正し、この条例の理念である「自助」「共助」「公助」に基づき、県民、自主防災組織、事業者及び行政などが相互の緊密な連携の下に、風水害等が発生した場合における被害の軽減（減災）を図るための施策をより実効的に推進するため、平成22年3月に「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定（計画期間：平成23年度～26年度）した。

この計画の推進により、公立・私立学校での防災教育の実施や災害時要援護者に配慮した施設整備、避難誘導體制の確立など、成果が得られた。

イ 地域防災計画の見直し

地域防災計画（風水害等対策編）については、従来から毎年内容を見直し、時点修正等を行ってきたが、平成23年の紀伊半島大水害で得た知見や、平成25年度に改訂を行った地域防災計画（地震・津波対策編）の内容等を踏まえ、平成26年度に全面的な見直しを行った。

見直し内容の主なものとしては、台風や前線に伴う大雨等、数日前から三重県への影響をある程度予測できる気象現象については、災害が発生するまでのリードタイムを活用するための対策を新たに講じることとし、平成29年度までに「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することを計画に掲げ、策定後には、その内容を反映した事前対策を新たに計画に盛り込むこととした。

また、近年の気象変動等により発生が頻発する局地的大雨や竜巻、大雪などの特定自然災害対策や、従来から風水害等対策編の中で扱ってきた事故等対策の一環として、新たに原子力災害対策についても記載を加えることとした。

その他、地震・津波対策編と同様に、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取組について計画に位置付けるとともに、発災後の対策については、県災害対策本

部における災害対策統括部の部隊活動を前提とした内容へと改めた。

平成29年3月には、台風第10号がもたらした水害を教訓として避難準備情報等の名称が前年12月に変更されたことに伴って、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更するなど、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3項目を修正内容に反映した。

- (1) 「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目
- (2) 「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項
- (3) 台風の事前対策として被害の最小化へつなげるために策定した「三重県版タイムライン」（平成30年4月1日から運用開始）の基本的な考え方や事前行動項目

また、平成29年6月に、水防法・土砂災害防止法の改正に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となったこと等を踏まえ、「災害時要援護者」を「要配慮者」または「避難行動要支援者」に置き換える修正を同時に行った。

平成31年3月には、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号にかかる課題等を踏まえ、住宅災害の防止、市町タイムライン策定に向けた支援、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による「警戒レベル」の発令や、SNS等を活用した情報発信にかかる修正等を行った。

令和4年3月には、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報の見直し、市町における個別避難計画作成の努力義務化、災害が発生するおそれのある段階での広域避難の実施など必要な修正を行った。

令和5年3月には、大規模災害発生時において、市町の被害状況、支援要請などの情報収集や総括的支援を行う、緊急派遣チームの整備・派遣にかかる修正等を行った。

令和6年3月には、災害対策本部の常設の活動スペースであるオペレーションルーム、シチュエーションルームの整備、県災害対策本部の役割分担の見直し、「安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公報方針」の策定に伴い、必要な修正を行うとともに、「線状降水帯」への対応について計画に盛り込んだ。

ウ 三重県新風水害対策行動計画

三重県では、「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定し、平成22年度から風水害対策の推進を図ってきた。

これにより、本県の風水害対策は一定の進展が図られたものの、平成23年の紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨などの豪雨災害、竜巻等の突風被害など、近年、地球温暖化等の影響を受け、対応の厳しさを増す気象現象が頻発する傾向が見られ、従来の対策だけでは災害を防ぎきれないという課題にも直面することとなった。

このため、これまで進めてきた対策のさらなる加速を図るとともに、新たに必要となる対策に着手するため、平成26年度に「三重県新風水害対策行動計画（平成27年度

～29年度)」を策定することとした。

計画策定にあたっては、庁内検討や市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、1年で計画のとりまとめを行い、平成27年3月に公表を行った。

この計画では、地震・津波対策同様、風水害対策においても「日々の備え」としての「防災の日常化」をめざすとともに、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つを「施策の柱」に据え、その柱のもと、必要となる施策を21の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を151の「行動項目」として掲げた。

さらに、風水害では、発生から発災までのリードタイムの有無に着目し、「発災までに時間的余裕のある風水害」と「発災までに時間的余裕のない風水害」に大別した上で、近年の風水害被害や対策上の課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を7つの「重点的取組」として設定し、計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととした。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「地震・津波対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、取組を進めた。

さらに、「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき進めてきた風水害対策を基礎としながら、風水害等から県民の命を守るために、毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めるため、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「三重県防災・減災アクションプラン」を策定した。

エ タイムライン

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的としている。平成28年12月に津地方気象台と共に設置した「県防災施策に関する研究会」において、市町、気象台、河川国道事務所等の関係機関とともに、「三重県版タイムライン」を平成30年3月に策定した。タイムラインによって、県庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的に災害対策を行うことで防災・減災をめざしている。

また、県だけでなく被害が想定される市町も一体的に取り組むことが重要であるため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町のタイムライン策定を支援し、令和2年度に全市町がタイムラインを策定した。

オ 地域への普及活動

地区防災計画の促進としては、熊野市や志摩市で、地区でのワークショップを開催し、MYまっぷラン+（プラス）の活用など避難計画の作成支援を行った。

災害リスクの高い地域における要配慮者利用施設の避難の実効性を高めるため、社

会福祉施設のための避難確保計画の作成や避難訓練に関する手引きやツール等を作成した。

(5) 自主防災組織の育成・強化

ア 自主防災組織リーダー研修

自主防災組織リーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・避難所運営を主な内容とした「自主防災組織リーダー研修」を開催した。

- ・受講者数 229名
- ・会場 桑名市（くわなメディアライブ）、津市（三重県総合文化センター）、熊野市（熊野市文化交流センター）

イ 自主防災組織交流会

自主防災組織のリーダー等が交流する場として、「三重県自主防災組織交流会」を開催した。

- ・参加者 76名
- ・会場 津市（三重県総合文化センター）

他にも、市町または地域が主体となった避難所開設や避難所運営訓練等の実践的訓練への実地支援を行った。

ウ みえの防災大賞

県内で先進的かつ意欲的に活動している自主防災組織などの団体を表彰し、これらの活動を広報することにより、災害に強い三重づくりを進めることを目的に、平成18年度から「みえの防災大賞」を開催している。

【令和5年度受賞団体】

- ・みえの防災大賞
玉城町防災ボランティア（玉城町）
- ・みえの防災特別賞
三重県立北星高等学校と富田地区連合自主防災隊（四日市市）
- ・みえの防災奨励賞
加茂小中学校学校運営協議会（鳥羽市）
多気町防災ネットワークグループ（多気町）
豊西まちづくりの会（伊勢市）
三重県立紀南高等学校（御浜町）

(6) 防災ボランティアコーディネーターの養成

阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故等、大規模災害発生時における災害救援ボランティアの活動が注目されるなかで、被災地でのボランティア等の調整役を担う「防災

ボランティアコーディネーター」が必要となったことから、平成13年度から平成18年度で約200名の養成を行った。

平成19年度からは、特定非営利活動法人みえ防災市民会議が、県のパートナーとして独自に事業展開を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに幹事団体のひとつとして参画している。

(7) みえ防災コーディネーター等の防災人材の育成と活用

県内の地域や企業における防災活動を積極的に推進する人材の育成を目的に平成16年度から「みえ防災コーディネーター育成講座」を開講した。現在は、「みえ防災塾基礎コース」に引き継がれ、令和5年度については45名が修了した。その他の人材育成の取組みとしては、「みえ防災塾さきもり応用コース」では9名が修了、医療・看護、保健・福祉・介護の分野の方を対象とした専門職防災研修では22名が修了した。

また、これまで育成してきたみえ防災コーディネーターが、継続した活動を展開できるよう、相互の交流を図り、連携のとれた活動を促進することを目的として平成23年度に設立した「みえ防災コーディネーター連絡会」の活動を支援した。

このほか、平成26年度に「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、地域等における防災・減災活動の支援を行うとともに、バンクへの登録を促進した（登録者636名）。

(8) 美し国おこし・三重さきもり塾

三重大学が三重県と連携して開講した「美し国おこし・三重さきもり塾」は、三重県で発生する自然災害に備えて、県内の地域、企業、行政における防災に関するリーダーを養成するため、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究する教育プログラムであり、平成22年度から25年度の4か年で、特別課程生（7科目26講座）55名、入門コース生（2科目10講座）182名の、のべ237名が卒塾した。

卒塾生による「美し国おこし・三重さきもり倶楽部」が設立され、情報交換、知識・能力の更なる向上、協力・連携に取り組んでいる。

「美し国おこし・三重さきもり塾」は、文部科学省の戦略推進費による事業であり、平成25年度で終了したが、その後、「みえ防災塾さきもり応用コース」に引き継がれている。

(9) 「みえ防災・減災センター」の設立と運営

三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に、平成26年4月1日に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」を設立し、運営を行っている。

ア みえ防災・減災センターのめざすもの

- ・みえ防災・減災センターへの市町や企業、県内他大学の参画を進め、県内外の研究機関等と連携することで、シンクタンク機能を持ちながら地域の防災・減災対策を

実践できるセンターをめざす。

- ・実践的なカリキュラムの構築、大学教員等によるOJT、育成者のネットワーク強化などに取り組み、「地域に信頼される防災人材」を育成することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進する。
- ・防災対策・防災学習・防災研究に役立てるため、県内における防災・減災に関する様々な情報を収集することで、防災・減災アーカイブを構築し、県における防災の知の拠点をめざす。
- ・みえ防災・減災センターが、三重県と三重大学の持つ強みを活かし、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」としての機能を持ちながら、各々の機関の連携を促進する。

イ みえ防災・減災センターの主な取組

① 人材育成・活用

- ・防災人材の育成（みえ防災塾 さきもり応用コース、さきもり基礎コース（みえ防災コーディネーター育成講座））
- ・市町職員、教員、専門職、自主防災組織リーダーの育成
- ・特別支援学校防災機能強化検討会
- ・市町行政職員向け事前復興まちづくり研修
- ・地域活動支援で活躍する人材と場をマッチングする枠組みとして構築した「みえ防災人材バンク」の運用

② 地域・企業支援

- ・市町・企業・地域等が活用できる相談窓口の設置と運用
- ・地域防災研究会の開催
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営支援
- ・病院BCP整備に係る研修
- ・地区防災計画作成促進事業
- ・風水害避難対策強化事業
- ・避難所アセスメント事業
- ・持続可能な社会づくりに向けた若年層の防災意識の向上事業
- ・津波避難対策検証事業

③ 情報収集・啓発

- ・みえ防災・減災アーカイブのコンテンツの充実と活用の促進
- ・「みえ風水害対策の日」、「みえ地震・津波対策の日」などにおける防災啓発イベントの企画・実施

④ 調査・研究

- ・南海トラフ地震に関する調査研究
- ・風水害に関する調査研究
- ・防災・減災一般に関する調査研究

(10) 石油コンビナート等防災対策

石油コンビナートは、危険物、高圧ガス等が大量に貯蔵、取扱い、処理されていることにより、一旦災害が発生した場合には極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、これらの災害の鎮圧には特殊な技術、防災資機材等を必要とする。〔第3表〕〔第4表〕

昭和51年7月施行された「石油コンビナート等災害防止法」は、これら石油コンビナート地域について、従来の物の性状別による個別法の規制から業種業態別による地域的面的な規制を相乗りさせたものであり、三重県四日市市に特別防災区域「四日市臨海地区」が指定され、これらが所在する四日市市の消防力の強化等が図られている。

第3表 防災関係機関の防災資機材等一覧

(令和6年1月現在)

機関	消防職員		車										船			消火油処理資材			その他																				
	職員	非常勤職員	放水車	大型化学放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	消甲種普通化学消防車	消乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	小型動力ポンプ	積小型ポンプ	その他消防車	広報車	救急車	消防艇	油回収船	艇	消火剤	乳化分散剤	(kg) / (枚)	オイルフェンス	空気呼吸器	耐熱防火服	ガス検知器	移動無線機												
三重県																						12,500	665																
四日市市											2	1										370	3,480																
四日市市																						2,884	200	164	17	22	195												
四日市市	377		1	1	1	2		1					7	15	16																								
四日市市																																							
中部地方整備局																																							
第四管区海上保安本部																																							
防災機関																																							
	名古屋海上保安部																																						
	中部空港海上保安基地																																						
	四日市海上保安部																																						
	鳥羽海上保安部																																						
尾鷲海上保安部																																							
海上災害防止センター																																							
(伊勢湾防災圏)																																							
計	377	551	1	1	1	2	0	1	0	43	2	1	7	16	16	30	3	6	6	40.31	10,697	15,745	221	83	63	325													

(令和6年1月現在)

第4表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

特別防災区域	防 災 要 員										船 艇			消 火 薬 剤			油 処 理 資 材			そ の 他							
	専 任	兼 任	大型化学高所放水車	大型高所放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	その他消防車	広報車	救急車	バキューム車	消防艇	油回収船	オイルフェンス展開船	(k)/(kg)	(k)/(kg)	移動可能	(k)	(枚)	オイルフェンス	空気呼吸器	耐熱防火服	移動式ガス検知器
第1 コンピ ナート	91	771	2	2	1	1	3								1	1	1	(1)	$\frac{617}{5,613}$	$\frac{120}{2,880}$	9.65	9,069	4,900	423	77	663	347
	12	8	1			1												(1) (IBK)		$\frac{11.16}{3,541}$				1	1	2	
第2 コンピ ナート	40	37		1			1								1	1	2		$\frac{207}{14,458}$	$\frac{14}{3,030}$	6.99	3,112	3,580	70	5	482	78
	8	20	1			1											(1) (IBK)			$\frac{11.2}{}$				2	1	1	9
第3 コンピ ナート	39	267					2								1		(1)		$\frac{305}{55,498}$	$\frac{37}{2,203}$	3.59	1,314	2,660	107	20	187	121
	16		1			1											(1) (IBK)			$\frac{11.2}{}$				6	3	1	8
合 計	206	1,106	5	3	4	6								2	2	2	2	2	$\frac{1128.22}{75,569}$	$\frac{205.08}{8,116.5}$	20.2	13,495	11,140	609	107	1,336	563

第4表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

(令和6年1月現在)

組織	ポンプ			ホース										泡薬剤						放水砲		その他							
	水中ポンプ (式)	メインポンプ (台)	中継ポンプ (台)	ソフトホース 8B (本)		保形ホース 8 (本)		メインホース 12B (本)						布ホース (本)			混合装置(送液部) (式)	混合装置(混合部) (式)	混合装置(吸液部) (式)	吸液管 (本)	泡立ち防止配管 (本)	原液ヒックアップ管 (本)	泡原液 (kg)	簡易原液槽 (個)	可変ノズル (基)	台車 (台)	耐熱服 (個)	空気呼吸器 (個)	
広域共同防災組織	2	2	2	20	15	10	10	5	150	100	50	20	10	5	20	20	10	2	2	2	6	6	74	2	2	2	2	4	4
	2	2	2	8	8		8	16	14	4	2	2	6	6	20	2	2	2	6	2	6	6	74	2	2	2	2	4	4
中京地区 広域共同防災協議会	2	2	2	8	8		8	16	14	4	2	2	6	6	20	2	2	2	6	2	6	6	74	2	2	2	2	4	4
合計	2	2	2	8	8		8	16	14	4	2	2	6	6	20	2	2	2	6	2	6	6	74	2	2	2	2	4	4

(11) 広域防災拠点について

【中勢防災拠点】 鈴鹿市石薬師町地内

平成8年度に実施した基本構想調査結果に基づき、中勢拠点となる三重県消防学校に拠点施設として必要とされる機能の整備を行った。

消防学校サブグラウンドに以下の施設の整備を行った。

(平成11年度)

- ① 保管倉庫（保管機能）整備
構 造：鉄骨平屋建、床面積：1,398㎡
- ② ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×1、駐機場×3

(平成13年度)

非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置

(平成15～17年度)

無線整備
県防災行政無線の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

【東紀州防災拠点】

東紀州地域は災害時に孤立する可能性が高く、中勢拠点に次いで優先的に整備する必要があることから、紀南地区・紀北地区に拠点施設の整備を行った。

(平成15年度)

東紀州防災拠点施設基本構想調査

【紀南】 熊野市久生屋町地内

(平成17～19年度)

- ① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×1、駐機場×3
- ② 保管倉庫（保管機能）整備
構 造：鉄骨平屋建、床面積：495㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

(平成27～28年度)

ヘリコプター用燃料備蓄倉庫の設置

構造：鉄筋コンクリート壁式造 鉄骨屋根、床面積：77㎡

【紀北】尾鷲市光ヶ丘地内

(平成17～18年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×3

② 保管倉庫（保管機能）整備

東紀州くろしお学園おわせ分校校舎を活用、床面積：136㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

【伊勢志摩防災拠点】伊勢市朝熊町地内

東紀州地域に次いで孤立する可能性の高い、伊勢志摩地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成20～21年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×6

② 保管倉庫（保管機能）整備

構造：鉄骨平屋建、床面積：1,184㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

⑤ 電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

【伊賀防災拠点】伊賀市荒木地内

県内の他地域の支援拠点として、また他県からの支援受入窓口としての機能から、伊勢志摩地域に次いで、伊賀地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成23～24年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×4

- ② 保管倉庫（保管機能）整備
既存校舎を改築して活用、床面積：608㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置
- ⑤ 電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

【北勢防災拠点】四日市市中村町地内

他県からの支接受入窓口としての機能から、伊賀地域に次いで、北勢地域に広域防災拠点の整備を行った。

（平成26～29年度）

- ① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備
離発着場×2
※うち1箇所は、四日市市北消防署北部分署の屋上ヘリポートを使用
- ② 保管倉庫（保管機能）整備
構造：鉄骨平屋建、床面積：1,547㎡
- ③ 無線整備
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備
自家発電装置の設置
- ⑤ 電源設備の整備
太陽光発電設備の設置

第5表 広域防災拠点等 資機材備蓄状況

施設名 資機材名	単位	北勢拠点備蓄倉庫	中勢拠点備蓄倉庫	伊賀拠点備蓄倉庫	名張市防災センター	伊勢志摩拠点備蓄倉庫	県志摩庁舎	東紀州〔紀北〕拠点備蓄倉庫	東紀州〔紀南〕拠点備蓄倉庫	合計
フォークリフト	台	4	2	2		2		2	3	15
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	242	289	80	0	223	15	15	19	883
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.4KVA以上	台		62	8						70
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.8KVA以上	台		69			2				71
発電機 (LPガス) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	6	6			7		3	2	24
投光機 500W×1灯	台	168	432	80	0	181	15	16	11	903
投光機 500W×2灯	台		62	8					2	72
担架	台	345	1,040	159	0	468	9	20	30	2,071
防水シート 3.6m×5.4m	枚	3,160	320	190	150	1,460	90	71	155	5,596
防水シート 5.4m×5.4m	枚		70							70
仮設トイレ(組立式)	台		185	10		2		2	3	202
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック100袋 薬剤100袋/セット	セット	376	844	149	87	683	30	45	45	2,259
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック200袋 薬剤200袋/セット	セット	145		50		150		6	44	395
簡易(箱型)トイレ	セット	717	998	453	87	1,042	30	48	58	3,433
簡易トイレ用テント	張	200		60		200		5	45	510
浄水器	台	11	58						6	75
救助用コムボート	艇		5			5			1	11
E7-テント 6m×6m	基		2			2		1	1	6
夜間航空灯火	セット		1	1		1		1	1	5
救助工用具セット	セット	2	2	2		4		2	2	14
簡易ベッド	台	1,170	56	56		56			56	1,394
間仕切り (段ボール)	個	140								140
間仕切り (簡易テント)	個	1,026	108	54		51			54	1,293

<参考>

1 総合防災訓練

令和5年度は以下のとおり総合防災訓練を実施した。

(1) 訓練名

三重県・鳥羽市・伊勢市総合防災訓練

(2) 目的

関係機関との連携、地域の特性に応じた訓練、住民参加の3つの視点を踏まえて、防災体制の充実強化、住民の防災意識向上を目的として実施した。

南海トラフ地震発生を想定し、甚大な被害が生じるおそれのある鳥羽市・伊勢市において、現地での救助活動や物資輸送など、国、県、市町、関係機関等がこれまで以上に連携した災害対策活動を中心に、より実践的な対応力向上を目的に実施した。

(3) 日時

令和5年11月26日（日）9時00分から11時30分

(4) 場所

- (メイン会場) 鳥羽市保健福祉センターひだまり横駐車場
鳥羽市保健福祉センターひだまり、鳥羽中央公園、鳥羽市民体育館
- (サブ会場) 鳥羽市立旧長岡中学校、神島、桃取コミュニティセンター、
鳥羽港中之郷地区、三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）、
鳥羽市物資拠点、菅崎園地場外離発着場、
伊勢市立旧神社小学校体育館他

(5) 参加機関

自治体：三重県、鳥羽市、伊勢市

関係機関：(80団体) (五十音順)

イオンリテール株式会社東海カンパニー、一般財団法人三重県消防設備安全協会、
一般社団法人伊勢地区医師会、一般社団法人LPガス協議会鳥羽支部、
一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般社団法人東海倉庫協会、
一般社団法人鳥羽志摩歯科医師会、一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会、
一般社団法人日本アマチュア無線連盟三重県支部、
一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会、
一般社団法人三重県警備業協会、一般社団法人三重県建設業協会、
一般社団法人三重県産業廃棄物協会、一般社団法人三重県鍼灸師会、
一般社団法人三重県鍼灸マッサージ師会、一般社団法人三重県トラック協会、
一般社団法人三重県ドローン協会、上野マリタイム・ジャパン株式会社、
オールトヨタ三重、海上自衛隊横須賀地方隊、株式会社NTTドコモ、
株式会社ケーブルコムネット三重、株式会社サカイ引越センター、
株式会社JINRIKI、株式会社ZTV、株式会社総合サービス、KDDI株式会社中部総支社、
公益社団法人志摩医師会、公益社団法人三重県看護協会、
公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、
公益社団法人三重県歯科医師会、航空自衛隊笠取山分屯基地、
航空自衛隊白山分屯基地、国土交通省中部地方整備局、
国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所、佐川急便株式会社伊勢営業所、
自衛隊三重地方協力本部、社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会、
社会福祉法人三重県社会福祉協議会（三重県DWAT）、スギハラプロテック株式会社、
総務省東海総合通信局、ソフトバンク株式会社東海ネットワーク技術部、
第四管区海上保安本部、中部空港海上保安航空基地、
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社、電波適正利用推進員協議会東海事務局、
天理教災害救援ひのきしん隊三重教区隊、

特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリースペースセンター、
特定非営利活動法人コメリ災害対策センター、
特定非営利活動法人チーム・さくらドローンオペレーションスクール、
特定非営利活動法人日本レスキュー協会、
独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校、
鳥羽アマチュア無線クラブ、鳥羽海上保安部、鳥羽市消防団、鳥羽市消防本部、
鳥羽水族館、鳥羽旅館事業協同組合、西日本電信電話株式会社三重支店、
日産プリンス三重販売株式会社、日本赤十字社三重県支部、
日本放送協会津放送局、兵庫県三田市、三重エフエム放送株式会社、
三重県行政書士会、三重県警察、三重県水難救済会、三重県石油商業組合、
三重県消防協会、三重県電波適正利用推進員協議会、
三重県・三重大学 みえ防災・減災センター、三重県土地家屋調査士会、
三重県レッカー事業協同組合、みえ災害ボランティア支援センター、三重 DMAT、
三重日産自動車株式会社、ヤマト運輸株式会社三重主管支店、楽天モバイル株式会社、
陸上自衛隊第33普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊

2 図上訓練

令和5年度は図上訓練を1回実施した。

(※2回目は令和6年能登半島地震発生に伴う支援活動のため中止)

(1) 令和5年度第1回三重県総合図上訓練

ア 目的

災害対策本部の災害対応能力を向上させるため、線状降水帯の発生による豪雨被害を想定し、発災前の事前対策、発災後の被害への対応について、市町・国・防災関係機関との連携及び能動的な情報収集・分析活動等を行う、令和5年度県総合図上訓練を実施した。

イ 日時

令和5年9月8日(金) 8時30分～17時00分

ウ 場所

オペレーションルーム及びシミュレーションルームを含む県庁行政棟

エ 参加機関

(ア)三重県

知事、副知事、危機管理統括監、各部局等、各地域防災総合事務所・地域活性化局

(イ)県内市町(20市町)

津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、菰野町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、大紀町、紀宝町

(ウ)関係機関(29団体)

内閣府、陸上自衛隊第33普通科連隊、自衛隊三重地方協力本部、第四管区海上保安本部、四日市海上保安部、津地方気象台、日本赤十字社三重県支部、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所、中日本高速道路株式会社名古屋支社、四日市港管理組合、中部電力パワーグリッド株式会社三重支社、関西電力送配電株式会社和歌山本部、東邦ガスネットワーク株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会、総務省東海総合通信局、西日本電信電話株式会社三

重支店、株式会社ドコモCS東海三重支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部、西日本旅客鉄道株式会社、国土交通省中部運輸局、一般社団法人三重県トラック協会、東海倉庫協会、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、株式会社パスコ

3 令和5年の天候概況

(1) 天候の特徴

○平均気温

気温の低い時期は一時的で、暖かい空気に覆われやすく、特に3月、7月、9月は顕著な高温となりました。年平均気温はすべての地点でかなり高くなりました。

○降水量

6月は前線や湿った空気の影響により、8月は台風第7号や湿った空気の影響により、降水量が多くなりましたが、秋は前線や低気圧、台風の影響を受けにくく、顕著な少雨となりました。年降水量は北中部では少なく、南部では平年並の所が多くなりました。

○日照時間

平年と比べて、高気圧に覆われて晴れた日が多く、特に7月、12月は顕著な多照となりました。年間日照時間は粥見が多く、そのほかの地点でかなり多くなりました。

○大雪

1月24日から25日にかけて、強い寒気が流れ込んだため、大雪となりました。25日の積雪の深さは、いなべ市北勢で14センチ、津で11センチを観測しました。

○梅雨

梅雨入り：5月29日ごろ「かなり早い」 (平年：6月6日ごろ)

梅雨明け：7月16日ごろ「早い」 (平年：7月19日ごろ)

6月～7月の降水量は、津では平年比109%、尾鷲では平年比95%となりました。

○台風

年間の台風発生数は17個(平年値25.1個)で、9月以降の発生数5個(平年値11.6個)は統計開始(1951年)以降最も少なくなりました。上陸した台風は台風第7号の1個(平年値：3.0個)、東海地方に接近した台風は2個(平年値3.5個)でした。

○突風(竜巻)

ありませんでした。

(2) 気候統計値 (冬：12-2月 春：3-5月 夏：6-8月 秋：9-11月)

第6表 津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表

2023年	年平均気温 (°C)				年降水量 (mm)				年間日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	17.4	16.3	+1.1	かなり高い	1346.0	1612.9	83	少ない	2373.3	2108.6	113	かなり多い
尾鷲	17.6	16.4	+1.2	かなり高い	3637.5	3969.6	92	少ない	2160.8	1965.9	110	かなり多い
上野	15.7	14.6	+1.1	かなり高い	1250.5	1440.9	87	少ない	2025.6	1806.9	112	かなり多い
四日市	16.4	15.2	+1.2	かなり高い	1664.0	1807.3	92	少ない	2245.1	1988.0	113	かなり多い

2023年	冬 (12~2月) 平均気温 (°C)				冬 (12~2月) 降水量 (mm)				冬 (12~2月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	6.8	6.5	+0.3	平年並	61.5	153.3	40	かなり少ない	499.0	490.5	102	平年並
尾鷲	7.7	7.5	+0.2	平年並	109.5	346.7	32	かなり少ない	555.3	524.9	106	多い
上野	4.5	4.4	+0.1	平年並	89.5	162.3	55	かなり少ない	401.6	380.2	106	多い
四日市	5.5	5.3	+0.2	平年並	85.0	181.3	47	かなり少ない	454.5	453.4	100	平年並

2023年	春 (3~5月) 平均気温 (°C)				春 (3~5月) 降水量 (mm)				春 (3~5月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	15.6	14.1	+1.5	かなり高い	301.0	400.8	75	少ない	644.8	576.7	112	多い
尾鷲	16.2	14.6	+1.6	かなり高い	961.0	889.7	108	平年並	566.6	565.6	100	平年並
上野	14.2	12.6	+1.6	かなり高い	350.5	348.1	101	平年並	594.4	512.8	116	多い
四日市	14.9	13.1	+1.8	かなり高い	430.0	460.8	93	平年並	633.7	565.7	112	かなり多い

2023年	夏 (6~8月) 平均気温 (°C)				夏 (6~8月) 降水量 (mm)				夏 (6~8月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	27.1	25.8	+1.3	かなり高い	686.5	520.3	132	かなり多い	635.8	547.8	116	かなり多い
尾鷲	26.0	24.8	+1.2	かなり高い	1938.5	1269.2	153	かなり多い	521.7	458.5	114	多い
上野	26.0	24.8	+1.2	かなり高い	583.0	525.0	111	多い	524.8	488.2	107	多い
四日市	25.9	24.7	+1.2	かなり高い	800.0	615.9	130	多い	585.4	506.4	116	かなり多い

2023年	秋 (9~11月) 平均気温 (°C)				秋 (9~11月) 降水量 (mm)				秋 (9~11月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	19.8	18.8	+1.0	かなり高い	270.0	539.1	50	かなり少ない	578.7	493.6	117	かなり多い
尾鷲	19.8	18.7	+1.1	かなり高い	592.0	1464.8	40	かなり少ない	516.4	419.4	123	かなり多い
上野	17.8	16.7	+1.1	かなり高い	215.0	406.1	53	かなり少ない	481.5	421.4	114	かなり多い
四日市	18.5	17.5	+1.0	かなり高い	306.0	549.5	56	かなり少ない	533.6	462.5	115	かなり多い

(3) 各月の天候

【1月 少雨、大雪、気温の変動が大きい】

中旬まで冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。特に中旬は、暖かい空気に覆われやすく気温はかなり高くなりましたが、下旬は冷たい空気が流れ込んだため、気温は低くなりました。また24日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となったため大雪となった所がありました。

【2月 高温、少雨】

天気は数日の周期で変わりました。低気圧や湿った空気の影響により雨や雪が降った日がありましたが、まとまった雨にはならず、降水量は少なくなりました。期間の後半に寒気の影響を受けた時期がありましたが、前半を中心に暖かい空気が流れ込みやすく平均気温は高くなりました。

【3月 顕著な高温、北中部の多照、さくらの開花、さくらの満開】

期間のはじめは高気圧に覆われて晴れた日が多く、北中部では日照時間が多くなりました。また期間の前半は暖かい空気に覆われやすく、期間の後半は暖かい空気が流れ込みやすい日があり、平均気温はかなり高くなりました。津地方気象台では22日にさくらの開花、27日にさくらの満開を観測しました。

【4月 高温】

天気は数日の周期で変わりました。暖かい空気が流れ込みやすく、月平均気温は高くなりましたが、下旬の中頃は寒気の影響により気温がかなり低くなった日がありました。

【5月 真夏日】

天気は数日の周期で変化しましたが、中旬までは高気圧に覆われて晴れた日が多く、日照時間が多くなりました。下旬は前線や湿った空気の影響により曇りや雨の日が多くなりました。冷涼な空気の影響により気温が平年を下回る日もありましたが、暖かい空気に覆われやすく、多くの地点で気温が高くなりました。16日から17日にかけては、真夏日となった所がありました。

【6月 南部で記録的な大雨、多雨、高温、北中部の寡照】

天気は前線や湿った空気の影響により曇りや雨の日が多くなり、北中部では日照時間が少なくなりました。2日明け方から3日未明にかけては雷を伴った激しい雨や非常に激しい雨が降り、2日の日降水量は、鳥羽481.0ミリ、南伊勢401.0ミリ、大紀町藤坂峠385.5ミリを観測し、日降水量の観測史上1位を更新するなど南部で記録的な大雨となった所があり、月降水量は多くなり、かなり多くなった所もありました。また、暖かい空気に覆われた日が多かったため、月平均気温は高くなりました。

【7月 顕著な高温、顕著な多照、猛暑日】

天気は中旬までは低気圧や前線の影響を受けにくく、下旬は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため、日照時間はかなり多く、降水量は少なくなりました。また、暖かい

空気に覆われやすく、平均気温はかなり高くなりました。

【8月 台風第7号による暴風、高温、多雨】

天気は高気圧に覆われて晴れた日もありましたが、中旬は台風第7号の影響により、下旬は湿った空気の影響により大雨となった所がありました。このため、降水量は中部や紀勢・東紀州を中心にかなり多くなりました。15日は台風第7号の影響により尾鷲で最大瞬間風速37.9メートルを観測するなど暴風となった所がありました。また、暖かい空気に覆われて平均気温は高くなりました。

【9月 顕著な高温、少雨】

前線や湿った空気の影響などにより、曇りや雨の日もありましたが、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため、降水量は少なく、暖かい空気に覆われて平均気温は高くなりました。

【10月 多照】

上旬は前線や湿った空気の影響により、雨や曇りの日が多くなりましたが、中旬以降は西高東低の気圧配置や高気圧に覆われて、晴れた日が多くなりました。このため、日照時間は多くなりました。また、多くの地点で降水量は少なくなりました。

【11月 高温、多照】

低気圧や前線などの影響により、雨や曇りとなった日もありましたが、下旬を中心に冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため、日照時間は多くなりました。また、暖かい空気が流れ込みやすく、平均気温は高くなりましたが、上旬は記録的な高温となった一方、中旬は寒気の影響により、気温がかなり低くなった日があり、寒暖の変動が大きくなりました。

【12月 高温、顕著な多照、初氷】

中旬は高気圧と低気圧が交互に通過し、変わりやすい天気となりましたが、上旬と下旬は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため、日照時間はかなり多くなりました。また、寒気の影響により、気温が低くなった時期もありましたが、中旬を中心に暖かい空気に覆われやすく、平均気温は高くなりました。津では、23日に初氷を観測しました。

(4) 大雪

1月23日は低気圧が日本海と日本の南を東へ進み、24日は日本の東を北上しました。その後25日にかけて日本の上空に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まりました。このため、県北部を中心に大雪となり、25日16時の積雪の深さは、いなべ市北勢で14センチを観測しました。また、津の積雪の深さは25日に11センチを観測し、1月としての月最深積雪の大きい方からの極値（統計開始：1890年1月）を更新しました。

(5) 台風の概況

(台風第7号)

8月7日9時に南鳥島の西で発生した熱帯低気圧は北東へ進み、8日9時に同海域で台風第7号となり西北西へ進みました。その後小笠原近海で進路を北西に変え、11日3時に同海域で最大勢力に達しました。12日9時頃に進路を西北西に変えて、日本の南を進み、その後進路を次第に北北西に変えて、15日5時前に和歌山県潮岬付近に上陸しました。その後北西へ進み、15日13時頃に兵庫県明石市付近へ再上陸し次第に勢力を弱め北へ進みました。その後は、北北東へ進み、日本海で17日15時まで温帯低気圧に変わり、北東へ進んだ後、19日3時に千島近海で消滅しました。

三重県には、台風本体の発達した雨雲や台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込み、14日夜のはじめ頃から17日明け方にかけて雷を伴い断続的に激しい雨や非常に激しい雨が降り、15日0時には津市付近で1時間に約80ミリ、15日3時30分には熊野市付近で約90ミリの猛烈な雨を解析しました。14日から16日までの3日間の総降水量は、大台町宮川695.0ミリ、尾鷲484.5ミリ、紀北町紀伊長島414.5ミリを観測し、記録的な大雨となった所がありました。台風が最も接近した15日明け方から朝は暴風となり、尾鷲の最大風速は15日5時30分に21.9メートル（東北東の風）を観測して、8月の最大風速の1位を記録しました。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、14日には外海で7メートルを超える大しけとなりました。

第7表 令和5年に県内で震度1以上を観測した地震

番号	震源時 月日時分	震央地名	深さ (km)	規模 (マグニチュード)
		各地の震度		
1	4月05日06時24分	愛知県西部	39km	M3.7
		震度 1 : 桑名市多度町多度*, 桑名市長島町松ヶ島*, 鈴鹿市西条, 木曾岬町西対海地*		
2	5月05日14時42分	能登半島沖	12km	M6.5
	5月05日14時42分	石川県能登地方	15km	M5.4
	5月05日14時45分	石川県能登地方	12km	M3.9
	5月05日14時46分	石川県能登地方	12km	M3.1
	震度 2 : 桑名市長島町松ヶ島*, 鈴鹿市神戸*, 木曾岬町西対海地*, 三重朝日町小向*, 川越町豊田一色*, 津市香良洲町*, 震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町*, 四日市市楠町北五味塚*, 桑名市多度町多度*, 桑名市中央町*, 鈴鹿市西条, 東員町山田*, 菟野町潤田*, いなべ市員弁町笠田新田*, いなべ市大安町丹生川久下*, いなべ市藤原町市場*, いなべ市北勢町阿下喜*, 亀山市椿世町*, 亀山市本丸町*, 亀山市関町木崎*, 津市島崎町, 津市西丸之内*, 津市河芸町浜田*, 津市芸濃町椋本*, 津市安濃町東観音寺*, 津市久居明神町*, 松阪市曾原町*, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町*, 伊賀市下柘植*, 伊賀市四十九町*, 伊賀市平田*, 伊賀市馬場*, 三重紀北町相賀*, 伊勢市二見町茶屋*			
3	5月05日21時58分	能登半島沖	14km	M5.9
	5月05日21時59分	石川県能登地方	11km	M4.2
震度 1 : 鈴鹿市神戸*, 木曾岬町西対海地*, 三重朝日町小向*, 津市安濃町東観音寺*, 伊賀市緑ヶ丘本町				
4	6月11日01時20分	和歌山県北部	51km	M4.1
		震度 2 : 熊野市紀和町板屋* 震度 1 : 名張市鴻之台*, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町*, 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市四十九町*, 伊賀市平田*, 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町*, 熊野市有馬町*, 三重御浜町阿田和*, 紀宝町神内*, 三重紀北町相賀*		
5	6月21日06時17分	愛知県西部	41km	M3.1
		震度 1 : 鈴鹿市西条		
6	7月06日18時57分	奈良県	48km	M3.4
		震度 1 : 津市美杉町八知*, 松阪市魚町*, 尾鷲市南陽町, 尾鷲市中央町*, 熊野市有馬町*, 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町神内*, 三重紀北町相賀*		

番号	震源時 月日時分	震央地名	深さ (km)	規模 (マグニチュード)
		各地の震度		
7	7月16日14時22分	奈良県	64km	M4.0
		震度 1 : 津市安濃町東観音寺*, 津市美杉町八知*, 松阪市上川町, 松阪市魚町*, 名張市鴻之台*, 多気町相可*, 伊賀市小田町*, 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町*, 熊野市紀和町板屋*, 三重紀北町十須, 三重紀北町相賀*, 三重紀北町東長島*		
8	8月12日03時09分	愛知県西部	39km	M3.9
		震度 1 : 桑名市長島町松ヶ島*, 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸*, 木曾岬町西対海地*, 津市安濃町東観音寺*		
9	8月19日14時07分	福井県嶺北	10km	M4.3
		震度 1 : 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸*, 三重朝日町小向*, 伊賀市島ヶ原*, 伊賀市四十九町*, 伊賀市馬場*		
10	8月24日00時50分	奈良県	43km	M3.4
		震度 2 : 紀宝町神内* 震度 1 : 熊野市紀和町板屋*, 紀宝町鶴殿*, 三重紀北町相賀*		
11	10月09日08時18分	和歌山県北部	62km	M3.5
		震度 2 : 熊野市紀和町板屋* 震度 1 : 尾鷲市南浦*, 紀宝町神内*		
12	10月09日19時33分	三重県北部	14km	M2.6
		震度 1 : 鈴鹿市西条, 亀山市椿世町*		
13	10月16日08時22分	愛知県西部	38km	M3.1
		震度 1 : 鈴鹿市西条		
14	10月23日13時49分	岐阜県美濃中西部	40km	M3.8
		震度 1 : 四日市市新浜町*, 桑名市多度町多度*, 桑名市長島町松ヶ島*, 桑名市中央町*, 鈴鹿市西条, 木曾岬町西対海地*, 東員町山田*, 菰野町潤田*, 三重朝日町小向*, 川越町豊田一色*, いなべ市員弁町笠田新田*, いなべ市大安町丹生川久下*, いなべ市藤原町市場*, いなべ市北勢町阿下喜*, 亀山市椿世町*, 亀山市本丸町*, 津市安濃町東観音寺*, 津市一志町田尻*, 伊賀市四十九町*		

番号	震源時 月日時分	震央地名	深さ (km)	規模 (マグニチュード)
		各地の震度		
15	11月01日07時34分	紀伊水道	46km	M4.9
		震度 2：尾鷲市南陽町、熊野市有馬町*、熊野市紀和町板屋*、 紀宝町神内*、三重紀北町相賀* 震度 1：津市島崎町、津市香良洲町*、津市安濃町東観音寺*、 名張市鴻之台*、伊賀市小田町*、伊賀市島ヶ原*、 伊賀市四十九町*、伊賀市平田*、尾鷲市南浦*、 尾鷲市中央町*、熊野市井戸町*、三重御浜町阿田和*、 紀宝町鶴殿*、三重大紀町錦*、南伊勢町神前浦*、 三重紀北町東長島*、伊勢市岩淵*、伊勢市二見町茶屋*、 伊勢市御園町長屋*、志摩市浜島町浜島*		
16	12月26日04時09分	三重県北部	12km	M2.9
		震度 1：四日市市新浜町*、四日市市諏訪町*、東員町山田*、 菰野町潤田*、三重朝日町小向*		

- ・資料は、後日の調査により変更されることがあります。
- ・*は、三重県または防災科学技術研究所の観測点です。

第8表 2023（令和5）年の特別警報・警報・注意報の発表状況（気象）

種別	月別												備考		
	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	
特別警報	暴風特別警報	0													
	暴風雪特別警報	0													
	大雨特別警報	0													
	大雪特別警報	0													
	高潮特別警報	0													
	波浪特別警報	0													
警報	暴風警報	1								1					
	暴風雪警報	0													
	大雨警報	5						1		4					
	大雪警報	1	1												
	高潮警報	0													
	波浪警報	1									1				
注意報	洪水警報	4						2		2					
	風雪注意報	1	1												
	強風注意報	63	9	6	1	11	4	5	1	2	2	9	8	5	
	大雨注意報	41				1	2	6	4	17	7	2	2		
	大雪注意報	6	3	2										1	
	高潮注意報	26							1	9	14	2			
	波浪注意報	43	2	3	1	6	4	4	1	5	3	6	4	4	
	洪水注意報	18						2		11	5				
	着雪注意報	1	1												
	乾燥注意報	24	3	6	2	5	3					1		4	
	濃霧注意報	39	3	1		5	3	3	4		1	4	10	5	
	霜注意報	6				5	1								
	なだれ注意報	0													
	融雪注意報	0													
	低温注意報	12	7	5											
着氷注意報	0														
雷注意報	69	1	1	2	9	5	7	10	9	11	6	5	3		

※同一種類の警報・注意報を継続する場合に発表された警報・注意報は、発表回数に含めない。

第9表 令和5年災害の被害総括表

災 害 名			2023年01月25日 三重県気象警報・注意報(大雪警報・着雪注意報)	2023年04月26日 三重県気象警報・注意報(大雨注意報)	2023年06月2日 三重県気象注意報(大雨警報・洪水警報)	2023年06月28日 三重県気象警報・注意報(洪水警報)
発 生 年 月 日 時			2023/1/25	2023/4/26	2023/6/2	2023/6/28
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷 軽傷	人 人	2	1	
住家被害	全壊	棟				
		世帯				
		人				
	半壊	棟				
		世帯				
		人				
	一部破損	棟			1	
		世帯			1	
		人			1	
	床上浸水	棟			7	
		世帯			7	
		人			11	
床下浸水	棟			44		
	世帯			44		
	人			80		
その他の	学校	箇所				
	病院	箇所				
	道路	箇所		1	26	
	橋りょう	箇所			1	
	河川	箇所			41	
	港湾	箇所				
	砂防	箇所			1	
	清掃施設	箇所				
	崖くずれ	箇所				
	鉄道不通	箇所				
被害船舶	隻					
水道	戸	572				
非住家被害棟	棟					
り災世帯数	世帯			7		
り災者数	人			11		
被害総額	千円	86,390	8,318	1,705,888		
内訳	一般被害	千円				
	公共文教施設被害	千円				
	農林水産業被害	千円	6,850		265,671	
	公共土木施設被害	千円		8,318		
	その他公共施設被害	千円			1,433,396	
	農林畜水産商工関係被害	千円				
その他	千円	79,540		6,821		
三重県災害対策本部	設置		1/25		6/2	6/28
	廃止		1/25		6/3	6/28

災 害 名			2023年08月07日 三重県気象注意 報(大雨・洪水注 意報)	2023年08月13日 三重県気象注意 報(大雨警報・洪 水警報)	2023年08月16日 三重県気象注意 報(大雨警報・洪 水警報)	2023年08月23日 三重県気象注意 報(大雨警報)
発 生 年 月 日 時			2023/8/7	2023/8/13	2023/8/16	2023/8/23
人的被害	死者		人			
	行方不明者		人			
	負傷者	重傷	人			
		軽傷	人		10	
住家被害	全壊	棟				
		世帯				
		人				
	半壊	棟				
		世帯				
		人				
	一部破損	棟		58		
		世帯		60		
		人		92		
	床上浸水	棟		1		1
		世帯		1		1
		人		1		4
床下浸水	棟		9		2	
	世帯		12		2	
	人		22		2	
その他	学校	箇所		13		
	病院	箇所				
	道路	箇所		31		1
	橋りょう	箇所		1		
	河川	箇所		37		15
	港湾	箇所				
	砂防	箇所		1		2
	清掃施設	箇所		1		
	崖くずれ	箇所				
	鉄道不通	箇所				
	被害船舶	隻		12		
水道	戸		6,116			
非住家被害	棟					
り災世帯数	世帯		1		1	
り災者数	人		1		1	
被害総額	千円		2,444,694		885,686	
内訳	一般被害		千円			
	公共文教施設被害		千円	18,964		
	農林水産業被害		千円	619,244		
	公共土木施設被害		千円	1,561,623		885,686
	その他公共施設被害		千円	55,000		
	農林畜水産商工関係被害その他		千円	189,863		
三重県災害設置			8/9	8/14	8/16	8/24
対策本部廃止			8/9	8/16	8/18	8/25

災 害 名			2023年12月02日 三重県気象警 報・注意報(津波 注意報)				
発 生 年 月 日 時			2023/12/2				
人 的 被 害	死 者 人						
	行 方 不 明 者 人						
	負 傷 者	重 傷 人					
軽 傷 人						1	
住 家 被 害	全 壊	棟 人					
		世帯 人					
		棟 人					
	半 壊	棟 人					
		世帯 人					
		棟 人					
	一 部 破 損	棟 人					
		世帯 人					
		棟 人					
	床 上 浸 水	棟 人					
		世帯 人					
		棟 人					
床 下 浸 水	棟 人						
	世帯 人						
	棟 人						
そ の 他	学 校	箇所					
	病 院	箇所					
	道 路	箇所					
	橋 り よ う	箇所					
	河 川	箇所					
	港 湾	箇所					
	砂 防	箇所					
	清 掃 施 設	箇所					
	崖 く ず れ	箇所					
	鉄 道 不 通	箇所					
	被 害 船	隻					
水 道	戸						
非 住 家 被 害	棟						
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
被 害 総 額	千円						
内 訳	一 般 被 害		千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害		千円				
	農 林 水 産 業 被 害		千円				
	公 共 土 木 施 設 被 害		千円				
	そ の 他 公 共 施 設 被 害		千円				
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害		千円				
	そ の 他		千円				
三 重 県 災 害 設 置		12/2					
対 策 本 部 廃 止		12/2					

防 災 航 空 行 政

第4 防災航空行政

1 概要

近年、気候変動や社会経済の進展などにより、災害の態様もますます複雑、多様化し、また大規模化する傾向にある。

このような状況の中、県民の尊い生命と貴重な財産を守り、県民生活の安全と安定を確保するためには、より質の高い広域的かつ迅速な消防防災活動を展開することが必要となってきた。

このため、本県においては、空中停止、垂直離着陸が可能な防災ヘリコプターを平成5年4月に導入し、県内の消防防災機関と連携のもと、救急救助や消火活動、災害時における被害状況調査、緊急物資の輸送等に活用しており、平成29年9月に新機体に更新し、県内消防防災体制のさらなる充実強化を図っている。

2 防災ヘリコプターの性能・諸元

- (1) 名称 三重県防災ヘリコプター「みえ」
- (2) 機種 レオナルド式 AW139型
- (3) 性能・装備品等 (P. 110～111 参照)

3 防災ヘリコプターの用途

(1) 救急活動

- ア 救急車で搬送するよりも病院到着までの時間を短縮できる傷病者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 移植のための臓器搬送
- オ その他救急活動上、有効と認められる活動

(2) 救助活動

- ア 河川、海等での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ 高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上から収容、搬送が不可能と認められる救助
- カ その他救助活動上、有効と認められる活動

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ウ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- オ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- カ その他災害応急対策活動上、有効と認められる活動

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火
- イ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資器材、消火要員等の輸送
- エ その他火災防御活動上、有効と認められる活動

(5) 広域航空消防防災応援活動

緊急消防援助隊の関係規定及び他県等との相互応援協定等に基づく活動

(6) 防災対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 住民への災害予防の広報
- ウ その他防災対策上、必要と認める活動

4 運航体制

(1) 組織

平成5年4月1日に消防防災課防災航空係（現消防・保安課防災航空班）を設置し、三重県防災航空隊と呼称（県内の消防本部から派遣の消防職員（9名）を県職員に併任発令して構成）

(2) 航空隊基地

津市伊勢湾ヘリポート（三重県津市雲出鋼管町2-2）

(3) 運航管理業務

操縦、整備点検等運航の管理は、中日本航空株式会社に委託

(4) 運航時間

日の出から日没まで

5 緊急運航の要請方法

(1) 要請者

市町長等（消防事務に関する一部事務組合の機関の長を含む）

(2) 要請先

消防・保安課 防災航空班（防災航空隊）に電話及びファックスにより要請

(3) 防災航空隊への連絡方法

- ・ 事務用電話 059-235-2555、2556
- ・ ファックス 059-235-2557
- ・ 緊急運航要請専用電話 059-235-2558
- ・ 防災行政無線ファックス（地上系） 8 * 145

(4) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

ア 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

6 防災ヘリコプターの性能・各種装備品

(1) 概要

- ア 製造会社……………レオナルド S. p. A. 社製 (イタリア)
- イ 型式名……………レオナルド式 AW139型
- ウ 全長／全幅／全高……………16.6m／4.2m／4.9m
- エ 主回転翼……………直径13.8m
- オ エンジン (2基) …… 最大出力3,358SHP

(2) 性能

- ア 最大搭乗者数……………14名 (操縦士含む)
- イ 空虚重量……………約4,600kg
- ウ 最大離陸重量……………6,800kg
- エ 航続距離……………798km
- オ 航続時間……………約3時間53分
- カ 最大速度……………310km/h
- キ 高度限界……………6100m

(3) 主要装備品

[防災用装備品]

- ア 空中消火装置 (バケツ型の消火器具を機体下に吊り下げ、機内より操作して使用)
 - ※ 消火バケツ 容量1,000L
- イ ヘリコプターテレビ伝送システム (可視カメラ・赤外線カメラで撮影した画像を受信局へ送信)
- ウ 投光装置 (サーチライト) (夜間における地上の各種活動支援、捜索等に使用)
- エ 機外拡声装置 (災害時の避難誘導、各種広報等に使用)
- オ ホイスト装置 (隊員の降下・引き上げ、要救助者の救助等を行う装置)
 - ※ 272kg まで吊り上げ可能、ケーブル長約88m
- カ ストレッチャー装置 (救急用ストレッチャー) (救急活動時、傷病者を機内へ収容するために使用)
- キ 無線装置 防災行政用 (150MHz・アナログ)、消防用 (260MHz・デジタル)
防災ヘリコプター通信用 (260MHz・デジタル)

[飛行用装備品等]

- ア 無線装置 (航空用120MHz・アナログ)
- イ 気象用レーダー (経路上及び周辺の気象状況を、夜間及び視野不良状態でも、操縦士が十分に把握できる装置)
- ウ 電波高度計 (電波により高度を求めるものであり、山岳地帯での飛行に有効)
- エ 応答高度計 (航空管制官に機体の位置、高度を知らせる計器で、この計器がないと主要航空管制区域への進入が許可されない)

- オ 機内乗員通話装置（パイロット、乗員等が相互に通話を行うために必要な装置）
- カ 空中衝突警告装置（機体から電波を出すことにより、機体間の位置を把握し、警告することにより衝突を防止する）
- キ 緊急位置発信装置（遭難時において無線電波を発信し、避難位置を知らせるための装置）
- ク ワイヤークッター（コクピットの機外上方と機首下面に鋭い剣先のような刃物で、航行上において索道等に遭遇し危険を回避できない場合にケーブルを切断し、安全を確保する）

(4) 購入価格

機体本体及び特別装備品 1,678,000,000円（消費税込）

(5) 購入先

三井物産株式会社中部支社

(6) 搭載資器材

[救急用資器材]

生体情報モニター 除細動器 蘇生バッグ 自動吸引器 頸椎固定カラー
ソフトシーネ 酸素投与器具一式 その他

[救助用資器材]

エバックハーネス デラックスサバイバースリング レスキュースリング
ヘリタックホットシート ラッピングストレッチャー 折り畳み式バックボード
ヘリハーネス フルボディーハーネス GPS ロープ カラビナ
ライフジャケット ウェットスーツ ドライスーツ マスク フィン
シュノーケル ブーツ グローブ 浮環 その他

[その他資器材]

テント シュラフ ランタン ザック 訓練用ダミー モッコ 物資バック
その他

第1表 令和5年度防災ヘリコプター運航状況(JA119M)

区 分		月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	総 計	
緊 急 運 航	救急活動	件数	4							3	1	3	1	3	15	40件 44:58	
		時間	01:42								01:12	00:05	03:17	00:21	01:28		08:05
	救助活動	件数	4								4	1	4	1	4		18
		時間	04:52								03:46	01:03	07:43	01:07	05:50		24:21
	火災防 御活 動	件数	2									2	2				6
時間		02:38									05:04	03:09			10:51		
災 害 応 急 対 策 活 動	件数										1				1		
	時間										01:41				01:41		
受 援	件数	2	9	6		6	7	2	7			2			41	41件	
災 害 予 防 運 航	自隊訓練	件数	12							18	21		21	13	85	89件 132:53	
		時間	17:12								26:29	30:26		33:57	19:40		127:44
	県 関 係 防 災 訓 練	件数	2								1	1			4		
		時間	01:29								01:13	02:27			05:09		
市 町 村 防 災 訓 練	件数													0			
	時間													00:00			
災 害 危 険 個 所 調 査	件数													0			
	時間													00:00			
そ の 他 運 航	一 般 行 政 飛 行	件数									1				1	21件	
		時間									02:00				02:00	20:14	
	試 験 飛 行 そ の 他	件数		2						4	4	1	9			20	[緊消隊] 8件 7:43
時間			02:20						02:35	04:52	00:21	08:06			18:14		
合 計	件数	24	2	0	0	0	0	4	30	29	18	23	20		150件		
	受 援 件数	2	9	6	0	6	7	2	7	0	2	0	0		41件		
	時間	27:53	02:20	00:00	00:00	00:00	00:00	02:35	37:32	43:07	22:15	35:25	26:58		198:05		
運航実日数	日数	15	2	0	0	0	0	1	16	24	10	15	12		95日		
運航休止日数	日数	7.5	31	30	31	31	30	31	14	2	0	3.2	0		210.7日		

第2表 令和5年度 緊急運航活動概要

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
1	消火	R5.4.1(土)14:55 ○四日市市消防本部 <発生場所> 四日市市 山之一色町地内 三重化成工業所付近	焚火が林野に延焼したとの通報により空中消火の要請があったもの。 現場上空にて火災現場を確認後、情報収集活動を実施。 現場指揮本部からの帰投指示により情報収集活動を終了し、基地帰投する。 出 動 _____ 16:10 現 場 到 着 _____ 16:22 現 場 撮 影 _____ 16:25 現 場 離 脱 _____ 16:45 帰 隊 _____ 17:00	0:50
2	消火	R5.4.4(火)14:00 ○甲賀広域行政組合 消防本部 <発生場所> 滋賀県甲賀市 信楽町牧地内	信楽高原鉄道 紫香楽宮跡駅西側の山から白煙があがっているため上空偵察 及び、必要であれば空中消火の要請があったもの。 滋賀県防災航空隊は奈良県防災航空隊からの応援要請により出動中であったため「三 重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 火災現場上空にて火災状況を目視で確認後、場外離着陸場にてバンビマック スを取り付け後、ため池にて給水し消火活動を実施。合計3回散水後、現場指揮 本部より帰投命令を受け消火活動を終了し、場外離着陸場着陸後、バンビマックスを 取外し、基地帰投する。 出 動 _____ 14:45 現 着 取 付 _____ 15:24 場 外 離 陸 _____ 15:30 現 場 離 脱 _____ 16:15 着 陸 取 外 _____ 16:20 場 外 離 陸 _____ 16:26 帰 隊 _____ 16:45	1:48
3	山岳	R5.4.14(金)10:43 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市五郷地内 三口山山頂付近	熊野市消防本部に「80歳代男性を捜索してほしい」との通報があり要請があった もの。現場上空到着後、航空隊員1名を降下させ要救助者1名を機内収容する。 出 動 _____ 11:58 現 着 捜 索 _____ 12:22 救 助 開 始 _____ 12:37 救 助 完 了 _____ 12:57	0:59
4	救急 救助から の移行	R5.4.14(金)10:43 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市五郷地内 三口山山頂付近	救助後、東紀州(紀南)広域防災拠点に着陸し要救助者を熊野市消防本部救急 隊に引継ぎ、帰投する。 出 動 _____ 12:57 収 容 先 着 _____ 13:05 引 継 完 了 _____ 13:16 帰 隊 _____ 13:45	0:37
5	山岳	R5.4.16(日)12:25 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町 本郷地内 御池岳登山道上	50歳代女性2名が滑落し負傷したとの通報に救助の要請があったもの。 現場上空到着後、航空隊員2名を降下させ、1名は消防隊とともに下山可能なた め、もう1名の要救助者を機内収容する。 出 動 _____ 13:14 現 着 捜 索 _____ 13:35 救 助 開 始 _____ 14:05 救 助 完 了 _____ 14:45	1:31
6	救急 救助から の移行	R5.4.16(日)12:25 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町 本郷地内 御池岳登山道上	救助後、三重県立総合医療センターへ搬送し、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 14:45 収 容 先 着 _____ 14:56 引 継 完 了 _____ 15:03 帰 隊 _____ 15:13	0:21
7	山岳	R5.4.23(日)10:56 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町菰野地内 御在所岳中道登山道 6合目付近	60歳女性が意識消失で下山不能との通報に救助の要請があったもの。 現場上空到着後、航空隊員1名を降下させ要救助者1名を機内収容する。 出 動 _____ 11:40 現 着 捜 索 _____ 11:52 救 助 開 始 _____ 12:15 救 助 完 了 _____ 12:50	1:09

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
8	救急 救助からの 移行	R5.4.23(日)10:56 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町菰野地内 御在所岳中道登山道 6合目付近	救助後、三重県立総合医療センターへ搬送し、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 12:50 収 容 先 着 _____ 12:55 引 継 完 了 _____ 13:05 帰 隊 _____ 13:18	0:19
9	山 岳	R5.4.23(日)15:05 ○甲賀広域行政組合 消防本部 <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 大河原地先 クラ谷分岐から300m 登山道上	61歳男性が雨乞岳に向かう途中で滑落したとの通報に救助の要請があったもの。 滋賀県防災航空隊は他の緊急事案に対応していることから「三重県・滋賀県航 空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 出 動 _____ 15:52 現 着 捜 索 _____ 16:06 救 助 開 始 _____ 16:32 救 助 完 了 _____ 17:05	1:13
10	救急 救助からの 移行	R5.4.23(日)15:05 ○甲賀広域行政組合 消防本部 <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 大河原地先 クラ谷分岐から300m 登山道上	救助後、甲賀消防本部場外に着陸し要救助者を甲賀広域行政組合消防本部救 急隊に引継ぎ、帰投する。 出 動 _____ 17:05 収 容 先 着 _____ 17:12 引 継 完 了 _____ 17:19 帰 隊 _____ 17:37	0:25
11	山 岳	R5.11.18(土)14:55 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市大安町 石樽南地内	53歳男性が滑落し、いびき様の呼吸をしているとの通報に救助の要請があったも の。現場上空到着後、航空隊員2名を降下させ、要救助者を機内収容する。 出 動 _____ 15:18 現 着 捜 索 _____ 15:34 救 助 開 始 _____ 15:48 救 助 完 了 _____ 16:12	0:55
12	救急 救助からの 移行	R5.11.18(土)14:55 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市大安町 石樽南地内	救助後、いなべ市ヘリポートにて要救助者を桑名市消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 16:12 収 容 先 着 _____ 16:18 引 継 完 了 _____ 16:22 帰 隊 _____ 16:39	0:22
13	山 岳	R5.11.19(日)15:44 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町菰野地内 御在所岳裏道登山道 6合目付近	20歳代男性が左膝負傷により歩行不可との通報に救助の要請があったもの。 捜索活動を実施するも要救助者発見には至らず日没時間を考慮し帰投する。 出 動 _____ 15:59 現 着 捜 索 _____ 16:12 現 場 離 脱 _____ 16:27 帰 隊 _____ 16:40	0:41
14	山 岳	R5.11.20(月)13:42 ○郡上市消防本部 <発生場所> 岐阜県郡上市 郡上市役所 南東4,000m	59歳女性が滑落し歩行不可との通報に救助の要請があったもの。 岐阜県防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」及び「若鮎Ⅲ」は耐空検査及び、機体点検整備 のため運休中であることから「四県一市航空消防防災相互応援協定」に基づき 出動する。 出 動 _____ 14:20 現 着 捜 索 _____ 14:58 救 助 開 始 _____ 15:09 救 助 完 了 _____ 15:30	1:10
15	救急 救助からの 移行	R5.11.20(月)13:42 ○郡上市消防本部 <発生場所> 岐阜県郡上市 郡上市役所 南東4,000m	救助後、「中央公園」に着陸し要救助者を郡上市消防本部救急隊に引継ぎ 帰投する。 出 動 _____ 17:05 収 容 先 着 _____ 17:12 引 継 完 了 _____ 17:19 帰 隊 _____ 17:37	0:36

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
16	山岳	R5.11.21(火)14:50 ○伊勢市消防本部 <発生場所> 伊勢市朝熊町 朝熊ヶ岳	74歳男性が下山中、滑落し右下肢骨折疑い、頭部負傷との通報に救助の要請があったもの。 出 動 _____ 15:24 現 着 捜 索 _____ 15:34 救 助 開 始 _____ 15:46 救 助 完 了 _____ 16:24	1:00
17	救急 救助から の移行	R5.11.21(火)14:50 ○伊勢市消防本部 <発生場所> 伊勢市朝熊町 朝熊ヶ岳	救助後、伊勢赤十字病院屋上ヘリポートにて、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 16:24 収 容 先 着 _____ 16:30 引 継 完 了 _____ 16:36 帰 隊 _____ 16:44	0:14
18	災害応急 対策活動	R5.12.3(日)06:00 ○三重県災害対策 本部 <発生場所> 三重県南部地方	三重県災害対策本部の指示を受け、津波注意報発令中に伴い、三重県南部 方面の被害状況等の調査のため、災害応急対策活動を実施した。 出 動 _____ 07:36 映 像 送 信 _____ 08:10 送 信 終 了 _____ 09:12 帰 隊 _____ 09:17	1:41
19	山岳	R5.12.10(日)14:05 ○湖南広域消防局 <発生場所> 滋賀県栗東市 荒張地先 金勝山	4名パーティーの内、40代男性1名が転倒負傷し下山できないとの通報に救助の 要請があったもの。 滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」は、耐空検査のため運休中であることから 「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 出 動 _____ 14:32 現 着 捜 索 _____ 14:50 救 助 開 始 _____ 15:00 救 助 完 了 _____ 15:35	1:03
20	救急 救助から の移行	R5.12.10(日)14:05 ○湖南広域消防局 <発生場所> 滋賀県栗東市 荒張地先 金勝山	救助後、済生会滋賀県病院にて、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 15:35 収 容 先 着 _____ 15:40 済生会滋賀県病院を離陸前に他事案を入電し対応としたため本件活動終了す る。	0:05
21	消火	R5.12.10(日)15:45 ○甲賀広域行政組合 消防本部 <発生場所> 滋賀県甲賀市 土山町鮎河地先	山中から煙があがっているため上空からの偵察の実施要請が甲賀広域行政組合 消防本部から滋賀県防災航空隊に入ったもの。 滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」は、耐空検査のため運休中であることから 「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 三重県防災航空隊は他事案対応により済生会滋賀県病院屋上ヘリポートを離陸 し、現場上空到着後、情報収集活動を実施した。 その後、日没時間及び残燃料から活動限界となり津市伊勢湾ヘリポートに帰投。 出 動 _____ 15:54 現 着 確 認 _____ 16:03 活 動 終 了 _____ 16:25 帰 隊 _____ 16:36	0:42
22	消火	R5.12.11(月)05:30 ○甲賀広域行政組合 消防本部 <発生場所> 滋賀県甲賀市 土山町鮎河地先 旧鮎河小学校から 北東約1.7km山林	「土山町鮎河地先 旧鮎河小学校から北東約1.7kmの山林から白煙があがって いるため上空からの消火活動を実施されたい」との要請が甲賀広域行政組合 消防本部から滋賀県防災航空隊に入ったもの。 滋賀県防災ヘリコプター「琵琶」は、耐空検査のため運休中であることから 「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 散水位置及び給水位置を確認後、場外離着陸場(甲賀青戸ダム円形公園)にて バンビマックスを取り付け後、青戸ダムにて給水し消火活動を実施。 合計18回散水後、本部より帰投命令を受け消火活動を終了し、場外離着陸場着陸後 バンビマックスを取外し、基地帰投する。 出 動 _____ 06:59 現 着 取 付 _____ 07:32 場 外 離 陸 _____ 07:37 散 水 18回 _____ 10,610ℓ 着 陸 取 外 _____ 14:47 場 外 離 陸 _____ 14:52 帰 隊 _____ 15:06	4:22

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
23	消 火	R6.1.2(火)05:00 ○総務省消防庁 <発生場所> 石川県能登半島	令和6年度能登半島地震に伴い、緊急消防援助隊航空部隊として出動し、情報収集活動(消火活動の必要可否判断)を実施したもの。 上空から火災防御活動の必要はなく、輪島消防署場外離着陸場へ着陸し、火災の状況を説明後、小松空港へ着陸する。 小 松 離 陸 _____ 09:27(火災調査) 輪島署着陸 _____ 10:29 輪島署離陸 _____ 10:57 小 松 着 陸 _____ 11:36	1:41
24	救 急	R6.1.2(火)05:00 ○総務省消防庁 <発生場所> 石川県能登半島	令和6年度能登半島地震に伴い、緊急消防援助隊航空部隊として出動し、救急活動を実施したもの。 町野小学校場外離着陸場にて傷病者2名を引継ぎ鞍月セントラルパーク場外離着陸場への傷病者搬送活動を実施したもの。 傷病者を地上消防隊に引継ぎ小松空港に着陸する。 小 松 離 陸 _____ 13:11 町野小着陸 _____ 13:42 町野小離陸 _____ 14:08 収 容 先 着 _____ 14:36 収 容 先 離 陸 _____ 14:47 小 松 着 陸 _____ 14:58	1:10
25	救 助 (その他)	R6.1.2(火)05:00 ○総務省消防庁 <発生場所> 石川県能登半島	令和6年度能登半島地震に伴い、緊急消防援助隊航空部隊として出動したもの。 「頭部を負傷した避難住民が輪島市立鶴巣小学校にいるため、鞍月セントラルパークへ搬送」との指示を受け事案対応する。 1月3日 小 松 離 陸 _____ 09:06 上 空 到 着 _____ 09:40 救 助 完 了 _____ 10:08	1:02
26	救 急 救助からの 移行	R6.1.2(火)05:00 ○総務省消防庁 <発生場所> 石川県能登半島	救助後、鞍月セントラルパークへ着陸し、要救助者を金沢市消防局救急隊へ引継ぎ小松空港へ着陸する。 1月3日 出 動 _____ 10:08 収 容 先 着 _____ 10:37 引 継 完 了 _____ 10:42 小 松 着 陸 _____ 10:53	0:40
27	救 助	R6.1.3(水)14:15 ○奈良県広域消防 組合消防本部 <発生場所> 奈良県吉野郡天川村 栃尾辻付近	男性1名が下山予定日(1月2日)になっても帰ってこないとの通報に救助の要請があったもの。 奈良県防災ヘリコプターは、耐空検査のため運休中であることから「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき出動する。 現場上空到着後、捜索活動を実施するも天候不良により活動を断念し現場指揮本部と調整後、基地帰投する。 出 動 _____ 14:49 現 場 離 脱 _____ 15:31 帰 隊 _____ 15:51	1:02
28	救 助	R6.1.5(金)09:20 ○奈良県広域消防 組合消防本部 <発生場所> 奈良県吉野郡天川村 釈迦ヶ岳付近	男性1名が下山予定日(1月2日)になっても帰ってこないとの通報に救助の要請があったもの。 奈良県防災ヘリコプターは、耐空検査のため運休中であることから「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき出動する。 なお、本事案はNo.27の継続事案である。 現場上空到着後、捜索活動を実施するも発見には至らずその後、奈良県ヘリポートにて燃料給油後、再度捜索を実施したところ、要救助者の所持品と思われるリュックサックを発見するも要救助者の発見には至らず、その後、活動限界となり帰投する。 出 動 _____ 09:59 現 着 捜 索 _____ 10:29 現 場 離 脱 _____ 12:00 奈 良 着 陸 _____ 12:17 奈 良 離 陸 _____ 13:35 現 着 捜 索 _____ 13:50 ザ ッ ク 発 見 _____ 14:26 現 場 離 脱 _____ 14:46 帰 隊 _____ 15:10	3:53

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
29	救 助	R6.1.6(土)08:35 ○奈良県広域消防 組合消防本部 <発生場所> 奈良県吉野郡天川村 釈迦ヶ岳付近	男性1名が下山予定日(1月2日)になっても帰ってこないとの通報に救助の要請 があったもの。 奈良県防災ヘリコプターは、耐空検査のため運休中であることから 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき出動する。 なお、本事案はNo.28の継続事案である。 現場上空到着後、捜索活動を実施するも発見には至らず、その後、活動限界の ため帰投する。 出 動 _____ 09:26 現 着 捜 索 _____ 09:57 現 場 離 脱 _____ 10:44 帰 隊 _____ 11:12	1:46
30	消 火	R6.1.14(日)14:55 ○奈良県広域消防 組合消防本部 <発生場所> 奈良県宇陀市室生 上笠間付近 山林内	山への延焼があり上空からの消火活動の実施要請があったもの。 奈良県防災ヘリコプターは、耐空検査のため運休中であることから 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき出動する。 散水位置及び給水位置を確認後、榛原フレンドパーク場外離着陸場に着陸。 バンビマックスを取り付け、消火活動を実施。 合計2回散水後、榛原フレンドパーク場外離着陸場着陸後、バンビマックスを取外し、 基地帰投する。 出 動 _____ 15:26 現 着 取 付 _____ 15:54 場 外 離 陸 _____ 15:58 散 水 2 回 _____ 1,1500 着 陸 取 外 _____ 16:36 場 外 離 陸 _____ 16:39 帰 隊 _____ 17:01	1:28
31	救 急	R6.1.19(金)05:00 ○総務省消防庁 <発生場所> 石川県能登半島	令和6年度能登半島地震に伴い、緊急消防援助隊航空部隊として出動したもの。 緊急消防援助隊富山県大隊富山市消防局救急隊から要救助者2名を引継ぎ、 金沢市鞍月セントラルパークへ搬送する。 小 松 離 陸 _____ 08:38 収 容 先 着 _____ 09:25 収 容 先 離 陸 _____ 09:44 収 容 先 着 _____ 10:13 引 継 完 了 _____ 10:21 小 松 着 陸 _____ 10:32	1:27
32	救 助	R6.2.10(土)11:35 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町 山口地内 御池岳 白瀬峠付近	女性1名が登山中、両下肢痙攣で下山できないとの通報に救助の要請があった もの。 現場上空到着後、航空隊員1名を降下させ要救助者1名を機内収容する。 出 動 _____ 12:13 現 着 捜 索 _____ 12:31 救 助 開 始 _____ 13:03 救 助 完 了 _____ 13:20	1:07
33	救 急 救助から の移行	R6.2.10(土)11:35 ○桑名市消防本部 <発生場所> いなべ市藤原町 山口地内 御池岳 白瀬峠付近	救助後、三重県立総合医療センターへ搬送し、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 13:20 収 容 先 着 _____ 13:30 引 継 完 了 _____ 13:35 帰 隊 _____ 13:46	0:21
34	救 助	R6.3.13(水)12:15 ○三重紀北消防組合 消防本部 <発生場所> 尾鷲市九鬼町地内 オハイ付近	女性1名が岩場から2m滑落したとの通報に救助の要請があったもの。 現場上空到着後、航空隊員2名を降下させ要救助者1名を機内収容する。 出 動 _____ 13:04 現 着 捜 索 _____ 13:25 救 助 開 始 _____ 13:40 救 助 完 了 _____ 14:17	1:13
35	救 急 救助から の移行	R6.3.13(水)12:15 ○三重紀北消防組合 消防本部 <発生場所> 尾鷲市九鬼町地内 オハイ付近	救助後、東紀州(紀北)広域防災拠点に着陸し要救助者を三重紀北消防組合 救急隊に引継ぎ、帰投する。 出 動 _____ 14:17 収 容 先 着 _____ 14:25 引 継 完 了 _____ 14:33 帰 隊 _____ 14:58	0:33

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
36	救助	R6.3.27(水)13:34 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市紀和町 大河内地内の山林	山林作業中の男性1名が受傷し意識無く、吐血しているとの通報に救助の要請があったもの。 現場上空到着後、航空隊員2名を降下させ要救助者1名を機内収容する。 出 動 _____ 14:11 現 着 捜 索 _____ 14:46 救 助 開 始 _____ 14:56 救 助 完 了 _____ 15:42	1:31
37	救急 救助から の移行	R6.3.27(水)13:34 ○熊野市消防本部 <発生場所> 熊野市紀和町 大河内地内の山林	救助後、東紀州(紀南)広域防災拠点に着陸し要救助者を熊野市消防本部救急隊に引継ぎ、帰投する。 出 動 _____ 15:42 収 容 先 着 _____ 15:47 引 継 完 了 _____ 15:55 帰 隊 _____ 16:25	0:35
38	救助	R6.3.30(土)14:44 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字千草地内 国見岳 割谷の頭付近	男性1名が単独登山中、急斜面を滑落したとの通報に救助の要請があったもの。 現場上空到着後、要救助者を確認。その後、航空隊員1名を現場投入するも現場は急斜面で活動不可と判断。航空隊員1名を機内収容し、再度降下ポイントの選定を行った。その後、航空隊員2名を降下させ、地上での情報収集及び捜索を指示した後、防災ヘリは、燃料補給のため、基地に一時帰還。 その後、降下させた航空隊員から要救助者に接触した旨の連絡を受け、要請消防本部と今後の活動について調整を行い、伊勢湾ヘリポートを離陸、現場上空付近にて救助ポイントを確認するも見当たらず。 また要救助者については航空隊員2名での搬送不可。 活動限界時間を迎えたため航空救助活動を断念し、航空隊員2名を機内収容し基地帰還する。 出 動 _____ 15:14 現 着 捜 索 _____ 15:27 隊 員 投 入 _____ 15:57(1名) 隊 員 回 収 _____ 16:07 隊 員 投 入 _____ 16:21(2名) 現 場 離 脱 _____ 16:28 帰 隊 _____ 16:39 出 動 _____ 17:06 隊 員 回 収 _____ 17:52 現 場 離 脱 _____ 17:53 帰 隊 _____ 18:06	2:25
39	救助	R6.3.31(日)06:10 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字千草地内 国見岳 割谷の頭付近	前日からの継続事案である。 現場上空到着後、要救助者及び地上消防隊を確認。その後、航空隊員1名を降下させエバックハーネスにて要救助者を機内収容する。 出 動 _____ 07:09 現 着 _____ 07:22 隊 員 投 入 _____ 07:30 救 助 完 了 _____ 07:50	0:41
40	救急 救助から の移行	R6.3.31(日)06:10 ○菰野町消防本部 <発生場所> 菰野町大字千草地内 国見岳 割谷の頭付近	救助後、三重県立総合医療センターへ搬送し、医師に引継ぐ。 出 動 _____ 07:50 収 容 先 着 _____ 07:57 引 継 完 了 _____ 08:03 帰 隊 _____ 08:16	0:20

三重県防災通信ネットワーク

第5 三重県防災通信ネットワーク

1 防災通信ネットワークの整備

災害対策基本法及び三重県地域防災計画に基づき、県民の生命、財産の確保及び社会秩序の維持を図るため、昭和49年に、県庁、県出先機関、市町村等防災関係機関、県有自動車等をネットワーク構成局とする地上系防災行政無線を整備した。

平成3年度に地上系幹線設備の更新と衛星系設備の新規導入を行った。

さらに、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓として県庁第2統制局、衛星可搬型地球局、県庁非常用発電機、衛星地球局（防災関係機関33局）を増設する等ネットワークの充実を図った。

平成17年度に地上系の周波数を60MHz帯から260MHz帯へ移行し、デジタル通信技術を活用した防災行政無線（260MHz帯都道府県デジタル総合通信システム）の再整備を行った。

また、専用ネットワーク（有線系通信設備）を構築し、気象庁の「防災情報提供システム」から提供を受けた気象情報や地震情報などを、自動配信するシステムを新設した。

平成22年度に県内15消防本部に可搬型地球局を配備、平成25年度に県庁及び防災関係機関（一部を除く）に衛星系防災行政無線設備を更新した。

一方、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための広域的な活動拠点として、中勢防災拠点、東紀州防災拠点（紀北拠点）、東紀州防災拠点（紀南拠点）、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点及び北勢防災拠点の整備に合わせ、通信手段として防災通信ネットワークを整備した。

また、大規模災害時に医療機関との連携を強化するための通信手段として、災害拠点病院に地上系防災行政無線を整備した。

平成31年度から令和4年度にかけて、老朽化及び電波法改正に伴う新基準への対応のため、地上系防災行政無線及び有線系通信の更新を行った。

2 防災通信ネットワークの運用

現在、有線系及び地上系に自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワーク（衛星系）を加え、大規模災害時でも複数の通信手段を確保できるように運用している。

なお、令和5年度末での無線設備等設置箇所数は次のとおりである。〔第1表〕〔第2表〕〔第3表〕

第1表 防災行政無線箇所数一覧

(令和5年度末現在)

種別等		設置箇所数	設置場所等
地上系設備	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面(中継塔)
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム
	県地域機関 県関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ市民活動ボランティアセンター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)
	国関係	7	津地方气象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支店、NTT西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
携帯型及び車載型	13	県庁、県庁舎(10)、防災ヘリコプター管理事務所、三重大学(勢水丸)	
計	181		
衛星系設備	県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外 9)、防災ヘリコプター管理事務所、消防学校
	市町	31	全市町、伊勢市防災センター、南伊勢病院
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県関係	5	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	可搬型	24	県庁(2)、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、防災ヘリコプター管理事務所、消防本部(15)
計	98		

第2表 有線系設備箇所数一覧

(令和5年度末現在)

種 別 等		設置箇所数	設 置 場 所 等
有 線 系 設 備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県 関 係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理事務所、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	83	

第3表 防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧

(令和5年度末現在)

種 別 等	箇所数	設 置 場 所 等
中 継 所	5	消防学校、青山、朝熊、浅間、長尾
防 災 ヘ リ コ プ タ ー	1	
計	6	

3 防災ヘリコプター通信用無線の整備

県では、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されることから、迅速な対応をするため、防災ヘリコプターを運航しており、平成4年度に県と防災ヘリコプター等との通信用無線設備を整備した。

平成29年度に使用周波数を60MHz帯から260MHz帯に移行し、260MHz帯デジタル方式での再整備を行い、ヘリコプターからのテレビ映像を電送するシステムの整備を行った。

4 市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用

県では、市町村防災行政無線、消防救急無線等の整備費用の低減を図るため、市町の要望に応じ、防災通信ネットワークの活用を進めている。

(1) システム共用

防災通信ネットワークのシステムを共用した鳥羽市の市町村防災行政無線（移動系）が平成19年3月30日、全国に先駆けて開局し、市町村防災行政無線（移動系）が協力して、非常時の情報収集・伝達等が行えることとなった。

このシステムの共用化にあたっては、「非常時の通信に関する応援協定」及び「共用化に関する協定」を締結し、現在、次表のとおりとなっている。〔第4表〕

第4表 市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用

（令和5年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	非常時の通信に関する応援協定	共用化に関する協定	使用する中継局数
鳥羽市	H19. 3. 20	H19. 4. 10 締結	H19. 4. 10 締結	1
大紀町	H20. 3. 24	H20. 3. 24 締結	H20. 3. 24 締結	1
名張市	H21. 10. 6	H21. 3. 10 締結	H21. 3. 10 締結	1
玉城町	H26. 2. 24	H26. 3. 26 締結	H26. 2. 3 締結	1

(2) 施設の共用

防災通信ネットワークの多重回線、局舎、空中線柱、非常用電源設備等を利用した市町村防災行政無線（同報系）等の整備は次表のとおりとなっている。〔第5表〕

第5表 市町村防災行政無線（同報系）

（令和3年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	使用する中継局数
多気町	H20. 7. 16	1
松阪市	H21. 3. 10	1
津市	H22. 2. 3	4
尾鷲市	H26. 4. 1	1

また、消防救急無線の周波数移行及びデジタル方式化に対応するため、平成 19 年 7 月 25 日に三重県消防長会から要望のあった「将来における県防災行政無線施設の使用について」に基づく消防救急無線（共通波）の県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）において、防災通信ネットワーク設備を利用している。

さらに、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）の周波数移行及びデジタル方式化での整備においても、防災通信ネットワーク設備を利用している。

5 市町村防災行政無線等の整備

市町において、住民への情報伝達手段として市町村防災行政無線（同報系）やコミュニティ FM 放送等を、また市町内及び関係機関との通信手段として市町村防災行政無線（移動系）や M C A 無線、 I P 無線等の導入を行っている。

6 防災行政無線局無線従事者資格取得と現況

無線局の管理運用には無線従事者の配置が義務付けられていることから、無線従事者（第 3 級陸上特殊無線技士）養成講習会を開催し無線従事者の確保に努めている。

7 防災通信ネットワークの今後の課題

衛星系防災行政無線設備について、衛星システムの管理運営を行う自治体衛星通信機構は、現行の第 2 世代システムの運営を原則令和 9 年度までで終了し、以降は第 3 世代システムと呼ばれる新規格のみを運営することとしているため、設備の更新を行う必要がある。

8 その他

非常災害時における、円滑な通信を確保するため、非常通信訓練及び非常通信実施体制の総点検を実施した。

保 安 行 政

第6 保安行政

1 高圧ガス指導事業

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、平成8年3月に抜本的改正が行われ、平成9年4月から高圧ガス保安法として施行された。

これは、材料、計装、検査技術といった保安管理技術の高度化の進展を背景とした近年の高圧ガス業務を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、事業者による自主保安体制の推進をめざしたものである。

この改正により、許可対象事業者の範囲の縮小、許可から届出への移行、届出対象の縮小といった各種の規制緩和が行われるとともに、従来行政が行ってきた各種検査についても民間事業者が行えるようになるなど、大幅な制度の見直しとなっている。

本県においても、これらの背景をふまえ、事業者による自主保安活動の推進を働きかけるなど、関係者と一致協力して保安レベルの一層の向上に努めるとともに、事故防止のための諸施策を講じている。

(1) 高圧ガス製造事業所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所の処理量別区分は〔第1表〕に、適用規則別の高圧ガス製造事業所数を〔第2表〕に示す。

第1表 高圧ガス製造事業所処理量別区分

	第一種製造者（許可）	第二種製造者（届出）
一般ガス	処理量100N m ³ /日以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m ³ /日以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値以上	処理量100N m ³ /日未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m ³ /日未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値未満
LPガス	処理量100N m ³ /日以上	処理量100N m ³ /日未満
冷凍	フロン冷媒、二酸化炭素冷媒 又はアンモニア冷媒 50トン/日以上 その他冷媒 20トン/日以上	フロン冷媒（不活性なもの） 20トン/日以上 50トン/日未満 フロン冷媒（不活性なもの以外）、二酸化炭素冷媒又はアンモニア冷媒 5トン/日以上 50トン/日未満 その他冷媒 3トン/日以上 20トン/日未満

第2表 高圧ガス製造事業所数

令和6年3月末現在

形態	適用規則	事業所数	合計
第一種製造	一般則	131	229
	液石則	59	
	一般・液石	12	
	コンビ則	27	
	冷凍則	92	
第二種製造	一般則	297	302
	液石則	5	
	一般・液石	0	
	冷凍則	1,504	

冷凍製造事業所を除く第一種製造事業所は県内に229事業所、第二種製造事業所は302事業所が存在する。

なお、冷凍製造事業所は、第一種製造事業所が92事業所、第二種製造事業所が1,504事業所存在する。(冷凍製造事業所は原則として、一冷凍施設を一事業所として扱っている。)

一方、移動式製造設備である高圧ガスタンクローリーの保有状況をみると、県内の35事業所に200台のタンクローリーがあり、その内訳は〔第3表〕のとおりとなる。液化石油ガスのタンクローリーで全体の4割を占めており、また、使用の本拠地の半数程度は四日市市にある。

第3表 ガス種別移動式製造設備数

令和6年3月末現在

高圧ガス名	車両台数 (台)
液化石油ガス	82
液化酸素	15
液化アンモニア	6
液化窒素	38
液化炭酸ガス	15
液化アルゴン	14
液化天然ガス	30
合計	200

(2) 高圧ガス貯蔵所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所の貯蔵量別区分は〔第4表〕のとおりである。ただし、第一種製造者が製造許可を受けて貯蔵する場合及び液化石油ガス法に基づいて貯蔵する場合は貯蔵所に含まれない。

第4表 高圧ガス貯蔵所貯蔵量区分

	第一種貯蔵所（許可）	第二種貯蔵所（届出）
一般ガス LPガス	貯蔵量1,000m ³ 以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については3,000m ³ 以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合には、所定の計算 式により求められる値以上	貯蔵量300m ³ 以上1,000m ³ 未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300m ³ 以上3,000m ³ 未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合には、所定の計算 式により求められる値未満

注) 液化ガスについては、10kgを1m³とする。

(3) 特定高圧ガス消費者（届出）

特定高圧ガスは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素の6種類並びに特殊高圧ガス（ジシラン、ホスフィン、モノシラン、ジボラン、モノゲルマン、アルシン及びセレン化水素）の合計13種類が指定されている。

これらの圧縮水素を始めとする6種類の高圧ガスは、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備により貯蔵して消費する場合のみ特定高圧ガスとなり、その数量は〔第5表〕のとおりである。一方、特殊高圧ガスは他の高圧ガスより発火性、自燃性、爆発性及び強毒性を有していることから、消費量に関わらず厳しい消費基準が適用されている。

第5表 特定高圧ガス消費者となる貯蔵量

高圧ガスの種類	数 量
圧 縮 水 素	300m ³
圧 縮 天 然 ガ ス	300m ³
液 化 酸 素	3,000kg
液 化 ア ン モ ニ ア	3,000kg
液 化 石 油 ガ ス	3,000kg (一般消費者等が消費する場合は10,000kg)
液 化 塩 素	1,000kg
特 殊 高 圧 ガ ス	数量に関係なく全て

〔第6表〕には適用規則別の貯蔵所数及び特定高圧ガス消費事業所数を示している。県内に第一種貯蔵所は96事業所、第二種貯蔵所は201事業所ある。また、特定高圧ガス消費者は、県内で103事業所ある。

第6表 高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費事業所数

令和6年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	合計
第一種貯蔵	65	22	9	96
第二種貯蔵	168	20	13	201
特定消費	60	38	5	103

(4) 高圧ガス販売事業所（届出）

高圧ガスの販売事業所は、一般ガスと液化石油ガスに大別される。一般ガス販売事業所では、冷媒用のフロン関係の販売事業所が一番多く、次に炭酸ガス、窒素の販売事業所となっている。また、溶断、溶接、雰囲気ガス用として酸素、アセチレン、アルゴン等を販売している事業所が多い。

なお、液化石油ガス販売事業所は、工業用途で販売を行う事業所であり、後述の一般家庭用販売事業所とは異なる。

高圧ガス保安法に基づく届出を行っている販売事業所数を〔第7表〕に示す。

第7表 高圧ガス販売事業所数

令和6年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	冷凍則	合計
販売事業所	836	335	198	165	1,534

(5) 高圧ガス関係試験及び免状交付状況

高圧ガス保安法に基づき実施される試験には、製造保安責任者試験及び販売主任者試験がある。

製造保安責任者は、甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石、特別）、第一種、第二種及び第三種冷凍機械の9種類がある。また、販売主任者は第一種及び第二種販売主任者の2種類がある。

これらの試験に合格した者は、免状の交付を受けることができるが、これらの免状のうち、甲種化学、甲種機械及び第一種冷凍機械免状については、経済産業大臣が交付し、その他の免状については都道府県知事が交付することとなっている。なお、本県では平成10年度から免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

〔第8表〕に各年度の免状交付数を、〔第9表〕に高圧ガス関係試験実施状況を示す。

第8表 製造保安責任者・販売主任者免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乙種化学	52	26	28	29	32
乙種機械	120	50	120	106	89
丙種化学(液石)	38	19	41	24	32
丙種化学(特別)	89	45	78	60	91
第二種冷凍機械	16	14	23	31	29
第三種冷凍機械	50	36	73	49	55
第一種販売主任者	37	16	30	32	20
第二種販売主任者	79	80	71	67	50
合計	481	286	469	398	398

第9表 高圧ガス関係試験実施状況(三重県実施分)

		乙種 化学	乙種 機械	丙種 化学 (液石)	丙種 化学 (特別)	第二種 冷凍 機械	第三種 冷凍 機械	第一種 販売 主任者	第二種 販売 主任者	合計
令和 元 年度	受験者	99	293	120	178	51	114	44	142	1,041
	合格者	50	118	34	89	21	49	36	83	480
	合格率	50.5%	40.2%	28.3%	50.0%	41.1%	42.9%	81.8%	58.4%	46.1%
令和 2 年度	受験者	62	188	76	121	30	124	29	112	742
	合格者	26	49	18	47	14	33	16	68	271
	合格率	41.9%	26.1%	23.7%	38.8%	46.7%	26.6%	55.2%	60.7%	36.5%
令和 3 年度	受験者	72	264	79	132	38	150	46	107	888
	合格者	29	122	41	72	21	77	3	69	464
	合格率	40.3%	46.2%	51.9%	54.5%	55.3%	51.3%	71.7%	64.5%	52.3%
令和 4 年度	受験者	91	252	80	123	64	118	48	129	905
	合格者	25	105	26	60	30	46	30	63	385
	合格率	27.5%	41.7%	32.5%	48.8%	46.9%	39.0%	62.5%	48.9%	42.5%
令和 5 年度	受験者	90	253	81	179	56	130	36	80	905
	合格者	30	91	31	96	30	56	20	38	392
	合格率	33.3%	35.9%	38.2%	53.6%	53.5%	43.0%	55.5%	47.5%	43.3%

(6) 高圧ガス製造施設の保安検査

第一種製造事業者の高圧ガス製造施設は、県、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を原則として毎年1回受けなければならないが、その実施状況は〔第10表〕のとおりである。

なお、本県では、平成3年度からコールドエバポレーター（CE）のみを設置している事業所の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）は、高圧ガス保安協会が主として行っている。

冷凍に係る第一種製造施設の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）については、高圧ガス保安協会三重県冷凍教育検査事務所（以下「冷凍検査事務所」という）がその大半を行っている。また、自ら保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という）も保安検査を実施している。（認定保安検査実施者の制度は、平成9年度から施行されている。）

県では保安検査時において、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合していることの確認検査だけでなく、保安教育、訓練等のソフト面での助言、指導を行い、自主保安意識の向上に努めている。

第10表 年度別高圧ガス施設保安検査数

適用規則		年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		県					
一 般 則	県	96	108	90	113	105	
	高圧ガス保安協会	13	9	9	14	13	
	指定保安検査機関	56	77	84	88	117	
液 石 則	県	40	37	37	36	34	
	指定保安検査機関	19	21	19	18	21	
コ ン ビ 則	県	50	54	41	44	63	
	高圧ガス保安協会	0	0	0	0	0	
	指定保安検査機関	8	7	6	7	9	
	認定保安検査実施者	59	62	59	60	70	
冷 凍 則	県	0	0	0	0	1	
	高圧ガス保安協会	35	32	27	30	27	
合 計		405	407	372	410	460	

(7) 高圧ガス事故

高圧ガス事故（容器喪失・盗難を除く。）は、33件であった。〔第11表〕

本県では高圧ガス各保安団体と協力し、製造事業所の自主保安・自己責任意識の高揚を図るほか、運搬者や販売店の指導、一般消費者に対する啓発活動を実施し、保安意識の向上に努めている。

第 11 表 年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く。）

区分 年度	製造所			販売所			貯蔵所			消費者			運搬中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
R元	22						3									25		
R2	18	1	1							1		1				19	1	2
R3	10	1	1				2									12	1	3
R4	18	1					1		1	1		1				20	1	2
R5	32		1							1		1				33		2

(8) 高圧ガス移動車両路上点検

高圧ガス移動車両路上点検を、三重県内主要道路の 11 箇所で行った。

高圧ガス移動車両 22 台の点検を実施し、違反車両が 7 台あり、違反事項についての改善報告を事業所に提出を求めた。

(9) 高圧ガス保安関係団体

本県の高圧ガス関係の保安団体は、〔第 12 表〕のとおりであり、県と連絡を密に取りながら各種講習会の開催、液化石油ガス販売店の指導等、各高圧ガス事業所の自主保安の推進のための事業を実施している。

なお、三重県高圧ガス地域防災協議会は平成 26 年 5 月 15 日付けで三重県高圧ガス安全協会に統合された。

第 12 表 高圧ガス保安関係団体一覧

(令和 6 年 3 月末現在)

団体名（所在地）	会員等 内容	会員数	電 話
三重県高圧ガス安全協会 四日市市馳出町3-29	コンビナート事業所 一般高圧ガス製造事業所 一般高圧ガス販売・貯蔵・ 消費事業所	216	059-346-1009
三重県高圧ガス溶材組合 四日市市馳出町3-29	一般高圧ガス販売事業所	41	059-346-1009
(一社)三重県LPガス協会 津市柳山津興369の2	液化石油ガス製造事業所 液化石油ガス販売店	448	059-227-6238
三重県冷凍設備保安協会 津市広明町323-1	冷凍製造事業所	117	059-228-2284

2 液化石油ガス指導事業

液化石油ガスは、石油、電気、都市ガスとともに国民生活に不可欠なエネルギーとして広く利用されているが、その反面消費者の不注意による事故も発生するため、消費者の保安を確保することが極めて重要な課題となっている。

こうした事故の防止を図るため、昭和 43 年 3 月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が施行され、消費者保安の確保を図ってきたところ、安全器具の普及等により事故の件数を大幅に減少させることができた。そこで、平成 8 年 3 月には、規制緩和・自主保安を念頭に置いた抜本的な改正が行われ、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。

この法改正では、液化石油ガス販売事業の実態に即した規制体系とし、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制への移行、一定の保安水準を確保するため保安機関制度の創設、バルク供給システムに関する制度の導入のほか、販売事業者の自主保安を促進するための認定販売事業者制度が創設され、高度な保安体制を確保した者については、規制の合理化が行われた。

特に、液化石油ガス販売事業者を消費者保安の総括的推進者として位置づけ、一般消費者等に対する保安啓発、供給設備・消費設備の点検調査、緊急時の対応等の義務を課している。

本県では、これら販売事業者への立入検査により、消費者の保安確保の充実を図るよう指導し、事故の防止に努めている。

(1) 販売事業者の状況

県内のみの販売所を設置して販売事業を行う者については県知事の登録、2 県以上にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者にあつては経済産業大臣等の登録を受ける必要がある。なお、本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については地域防災総合事務所及び地域活性化局が、2 以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については消防・保安課が登録業務を行っている。

知事登録の販売事業者数は 301 で、近年減少傾向にある。また、県下販売店の約 60% は消費者戸数 500 戸未満の比較的小規模な業者であり、容器の配送、供給設備・消費設備の定期点検調査についても外部業者に委託する傾向がある。

特定供給設備については、法改正以前は販売事業許可に含まれていたが、法改正により販売事業が登録制となったことから、特定供給設備ごとの許可となった。〔第 13 表〕〔第 14 表〕

第13表 液化石油ガス販売事業者等数

種別 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
販売事業者（知事登録）	395	319	318	309	301	294
特定供給設備	118	118	121	126	122	117

※特定供給設備

貯蔵能力が容器で 3,000kg 以上、貯槽で 1,000kg 以上である供給設備

第 14 表 管轄別販売事業者・販売所数

令和 6 年 3 月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
販売事業者	10	29	47	34	23	35	66	18	15	17	294
販売所	52	29	47	34	23	35	79	20	15	17	351

（県内に販売所を持つ国登録の事業者は除く）

（2）保安機関の認定

平成 9 年 4 月までに許可を受けていた販売事業者等については、保安機関の認定を受けなくても保安業務を行うことができたが、法改正による経過措置の期間が平成 12 年 3 月 31 日で終了したことにより、県内全ての販売事業者が自ら保安認定を受けるか又は委託することによって保安業務を行っている。

保安機関の認定は、県内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては県知事の認定、販売所の保安業務を 2 県以上にまたがって行う者にあつては経済産業大臣等の認定を受ける必要がある。なお本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては地域防災総合事務所及び地域活性化局が、販売所の保安業務を 2 以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって行う者にあつては消防・保安課が認定業務を行っている。〔第 15 表〕

第 15 表 管轄別保安機関の認定数（事業者数）

令和 6 年 3 月末現在

管轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
保安機関	19	28	42	33	22	33	68	26	15	18	304

(3) 液化石油ガス設備士

昭和 54 年度から液化石油ガス設備士制度が設けられ、硬質管相互の接続作業等、災害発生防止のために重要とされる作業については、液化石油ガス設備士でないと従事できない。

本県では、液化石油ガス設備士免状の交付事務を平成 10 年度から高圧ガス保安協会に委託している。〔第 16 表〕

第 16 表 液化石油ガス設備士免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
交付数	60	55	37	65	51	44

(4) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、料理飲食店等の多数の人が出入りする施設及び共同住宅に、貯蔵量 500kg を超える設備の設置工事等を行った場合には、県知事への届出が義務づけられている。〔第 17 表〕

また、一般消費者等のガス配管等の設備工事を行う業者は、特定液化石油ガス設備工事事業者としての届出をしなければならない。〔第 18 表〕

第 17 表 液化石油ガス設備工事届数

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
届出数	115	103	141	119	116	100

第 18 表 特定液化石油ガス設備工事事業者数

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
届出数	828	843	837	837	831	830

(5) 立入検査等の実施

販売事業者及び保安機関に対する立入検査は主に 2 人の LP ガス点検指導事務支援員が行っているほか、地域防災総合事務所及び地域活性化局による検査も随時実施している。〔第 19 表、第 20 表〕

支援員の指摘事項が最も多い保安業務では、定期点検が期日までに実施されていないことによる指摘が多い。

第19表 立入検査件数

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
販売所	407	402	375	378	375	360
特定供給設備	12	11	8	7	4	5
保安機関	408	403	372	384	370	359
充てん設備	28	24	15	14	4	22
合計	855	840	770	783	753	746

※件数はのべ数

第20表 支援員による立入検査結果

令和5年度

項目		件数	比率(%)
立入検査販売所数		345	—
うちA評価		79	22.9%
うちB評価		202	58.6%
うちC評価		64	18.6%
指摘区分	保安業務	46	13.3%
	安全器具の更新率	11	3.2%
	バルク貯槽告示検査	5	1.5%
	保安教育	4	1.2%
	事業報告書	4	1.2%

※件数はのべ数

指摘区分はC,D評価のワースト5を掲載

(6) 一般消費者等に係る事故発生状況

全国におけるLPガス事故の発生件数は、昭和50年代は毎年500件以上の事故が発生していたが、昭和61年から始まったマイコンメーター等の安全器具普及促進運動に伴って急激に減少し、平成9年には68件と最少の事故件数を記録した。

近年は200件前後で推移しており、令和5年は事故件数が192件と前年より72件減少した。なお、死者数は0人、負傷者数は36人であった。〔第21表〕

県内でのLPガス事故は年間数件程度で推移しており、平成17年以降死者が発生する事故は発生していない。〔第22表〕〔第23表〕

第 21 表 LPガス事故件数（全国・三重県）

年		H30	R元	R2	R3	R4	R5
全 国	事故件数	212	203	198	212	261	192
	死者数	1	1	0	1	0	0
	負傷者数	46	29	31	20	26	36
三 重 県	事故件数	0	1	0	4	7	2
	死者数	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	1	1

※暦年による集計

第 22 表 LPガス事故原因別内訳（令和5年）

現 象 別 事 故 件 数	三 重 県	全 国
漏 え い	1	133
漏 え い 火 災 ・ 爆 発	1	54
C O 中 毒 ・ 酸 欠	0	5
合 計	2	192

※暦年による集計

第 23 表 県内LPガス事故の概要（令和5年）

事故の概要		件数
漏 え い	工事業者が配管を棄損	1
漏えい火災・爆発	機器の腐食劣化及び緊急時対応不備	1
C O 中毒・酸欠	-	0
合計		2

3 銃砲火薬類指導事業

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、廃棄の各段階における指導を実施するとともに、火薬類保安協会が実施する各種講習会を通じて、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図っている。

また、武器等製造法に基づき、猟銃等の製造所、販売所に対する指導を実施し、猟銃等の盗難防止等公共の安全確保に努めている。

(1) 銃砲、火薬類の許認可の状況

火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、消費、廃棄については県知事の所管となっており、製造、販売については消防・保安課が、譲渡、譲受、消費、廃棄については各地域防災総合事務所又は各地域活性化局が事務処理を行っている。また、猟銃等の製造、販売については、消防・保安課が所管している。〔第24表〕〔第25表〕〔第26表〕〔第27表〕

第24表 火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況

区分		年度	R元	R2	R3	R4	R5
煙火製造所	仕掛打揚		3	3	3	3	3
	がん具用		0	0	0	0	0
	計		3	3	3	3	3
販売所	競技用紙雷管のみ		32	32	31	31	31
	その他		17	16	17	17	17
	計		49	48	48	48	48
火薬庫	一級		36	36	34	34	34
	二級		0	0	0	0	0
	三級		1	1	1	1	1
	実包		0	0	0	0	0
	煙火		16	16	15	15	15
	計		53	53	50	50	50
庫外貯蔵所	販売業者		6	6	7	7	7
	土木関係		3	3	3	3	1
	その他		30	30	30	30	31
	計		39	39	40	40	39

※煙火火薬庫の庫数に、がん具煙火貯蔵庫1棟を含めている。

第 25 表 火薬類の許可件数

区分		年度	R 元	R2	R3	R4	R5
譲 渡			3	4	2	6	4
譲 受			79	79	75	74	74
消 費	産業火薬		70	56	62	54	64
	煙 火		130	35	47	86	124

第 26 表 火薬及び爆薬の消費状況

(消費量の単位：トン／年)

区分		年度	R 元	R2	R3	R4	R5
鉱 山	事業者数		0	0	0	0	0
	消費量		0	0	0	0	0
石灰岩	事業者数		3	3	3	3	3
	消費量		488	447	444	440	671
土 木	事業者数		6	5	8	4	4
	消費量		297	20	102	120	46
砕 石	事業者数		24	27	26	24	26
	消費量		245	259	259	207	198
その他	事業者数		0	0	0	1	0
	消費量		0	0	0	0	0
合 計	事業者数		33	35	37	32	33
	消費量		1,030	726	805	767	915

(小数点以下切り上げ)

第 27 表 猟銃等の製造所・販売所数

区分		年度	R 元	R2	R3	R4	R5
製 造 及 び 販 売 所			4	4	4	4	4
製 造 所			0	0	0	0	0
販 売 所			1	1	1	1	1

(2) 火薬類取扱保安責任者等試験

資格制度として甲、乙、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者があり、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者について県として年1回試験を行っていたが、昭和62年度から公益社団法人全国火薬類保安協会に委任し、実施されている。〔第28表〕

第28表 火薬類取扱保安責任者等試験実施状況

区分		年度	R元	R2	R3	R4	R5
丙種火薬類製造 保安責任者	受験者数(人)	0	1	0	0	0	
	合格者数(人)	0	1	0	0	0	
	合格率(%)	—	100	—	—	—	
甲種火薬類取扱 保安責任者	受験者数(人)	33	31	34	39	40	
	合格者数(人)	16	12	19	19	23	
	合格率(%)	48.5	38.7	55.9	50.0	57.5	
乙種火薬類取扱 保安責任者	受験者数(人)	14	15	14	14	14	
	合格者数(人)	7	7	4	5	6	
	合格率(%)	50.0	46.7	28.6	35.7	42.9	
合計	受験者数(人)	47	47	48	52	54	
	合格者数(人)	23	20	23	24	29	
	合格率(%)	47.1	42.6	47.9	46.2	53.7	

(3) 立入検査等の実施

火薬類の保管管理の徹底を図るため、製造施設及び火薬庫について毎年定期的に保安検査を行い、立入検査は消費者については年2回、販売業者、製造業者については年1回実施している。〔第29表〕〔第30表〕

第 29 表 火薬類製造業者等立入検査の実施状況

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
製造業者	4	3	1	5	6
販売業者	13	10	11	11	17
消費者	47	43	125	149	194
火薬庫	64	57	55	62	57
販売業者の庫外貯蔵所	11	5	4	7	10
消費者の庫外貯蔵所	4	3	2	2	2

第 30 表 火薬類製造業者等の違反件数

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
製造業者	0	0	0	0	0
販売業者	0	0	0	0	0
消費者	0	0	0	0	0

4 電気工事業等指導事業

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法の規則にもとづき、電気工事に従事する者の免状の交付と電気工事業の登録等を実施し、さらに電気工事業者及び電気用品販売業者への立入検査を行うことにより、電気工作物及び電気用品に関する事故発生の未然防止を図っている。〔第31表〕〔第32表〕〔第33表〕〔第34表〕〔第35表〕

第31表 第一種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
試験合格者	121	97	167	109	133
講習修了者	0	0	0	0	0
認定によるもの	34	13	21	18	12
計	155	110	188	127	145
累計	10,398	10,508	10,696	10,823	10,968

第32表 第二種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
試験合格者	942	834	1,232	1,071	1,106
養成施設修了者	4	4	1	3	4
認定によるもの	0	0	0	0	0
計	946	838	1,233	1,074	1,110
累計	34,035	34,873	36,106	37,180	38,290

第33表 電気工事業者登録及び届出

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
登録数	205	272	214	235	210
通知数	2	0	3	0	1
みなし登録数	27	40	45	51	32
計	234	312	262	286	243
登録・届出者数	1,846	1,836	1,878	1,911	1,926

(注) 登録には登録更新分が含まれている。

第34表 電気工事業者立入検査等実施状況

区分 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
立入検査件数	8	0	0	7	2
指導件数	8	0	0	7	2
現地調査件数	156	167	175	179	115

第 35 表 電気用品販売業者立入検査実施状況

区分 \ 年度	R 元	R2	R3	R4	R5
立 入 検 査 件 数	16	5	15	11	3
指 導 件 数	0	0	0	0	0

消 防 教 育 訓 練

第7 消防教育訓練

1 教育訓練

教育訓練の目的を達成するため、次に掲げる教育理念に基づき、各教育課程に応じた教育訓練を実施した。

- 1 消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 消防防災活動に必要な規律と節度及び協調性を養成する。
- 3 豊かな人間性、公正明朗な品性と良識を涵養する。
- 4 強靱な体力、気力の錬成と敏活な行動力を養成する。
- 5 社会情勢の変化に即応できる高度な専門的知識と技術を修得させる。
- 6 寮生活を通じ、消防人として必要な協同精神と集団行動の重要性を体得させる。
- 7 地域社会の消防防災活動等に貢献できる人材を育成する。

第1表 教育訓練課程

対象	教育課程		目的	
消防職員	初任	初任科	令和5年4月1日付け新規採用者等を対象に、消防職員として必要な知識・技術全般にわたる基礎教育を行い、また各種講習等を実施して資格の取得を図る。	
	専科	警防科	警防課程	警防業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		火災調査科	火災調査課程	火災調査業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		特殊災害科	特殊災害課程	特殊災害業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		救助科	救助課程	救助業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。また救助隊員の資格を付与する。
			水難救助課程	水難救助業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
	救急科	救急課程	救急業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。また救急隊員の資格を付与する。	
	幹部	中級幹部科	中級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。	
		上級幹部科	上級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。	
	特別	指揮課程	指揮者として必要な現場指揮能力及び専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。	
		指導救命士課程	救急救命士・救急隊員の教育指導及び再教育等を担う人材の育成を図る。	
		気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)	短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。	
		救命士ブラッシュアップ講習	平成27年度以降の救急救命士国家試験合格者に対して、三重県病院前プロトコルに沿った活動ができるよう必要な知識と技術の習得を図る。	
		水難救助教育指導者養成講習	水難救助課程教育にかかる指導者の養成を図る。	
		気管挿管フォローアップ研修	短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。	
		一日入校等	AFT訓練など	
	消防団員	普通	普通科	消防団員に必要な基礎的知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。
		指揮幹部	現場指揮課程	班長、部長の階級の者に対して、必要な知識と技術、指揮監督能力等の向上を図る。
			分団指揮課程・指導員科	副分団長以上の階級の者に対して、訓練担当指導員として必要な知識と技術、指揮力等の向上を図る。
		特別	機関員科	消防団の機関員として必要な基礎的知識と技術及び緊急自動車安全運行要領を修得させ、資質の向上を図る。
	一日入校等		AFT訓練及び警防技術を修得させる。	
その他	自衛消防隊員		自衛消防隊員として必要な消防防災の知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。	
	少年消防クラブ員・子ども会等研修		少年消防クラブ員や子ども会等に対して、消防業務に必要な知識や技術の体験を通じ、防災意識の向上を図る。	
	一般防災教育等		要請のあった市町及び企業等の消防防災担当または一般住民等に対し、消防防災の知識及び技能の修得を図る。	

第2表 令和5年度教育訓練実施状況

R6.3.31

対象	教育課程		実日数 (日)	教育時間 (延時間)	修了者数 (人)	実施期間等	
消防職員	初任	初任科	120	836	64	R5.4.10～R5.12.1	
	専科	警防科	警防課程	10	70	25	R6.1.29～R6.2.9
		火災調査科	火災調査課程	10	70	27	R6.2.26～R6.3.8
		特殊災害科	特殊災害課程	7	49	19	R5.12.7～R5.12.15
		救助科	水難救助課程	10	70	13	R5.5.22～R5.6.2
			救助課程	22	154	27	R5.9.6～R5.10.6
	救急科	救急課程	38	280	66	R5.8.21～R5.10.12	
	幹部	中級幹部科	7	49	20	R6.2.14～R6.2.22	
		上級幹部科	4	28	13	R6.1.9～R6.1.12	
	特別	指揮課程		5	35	20	R6.2.26～R6.3.1
		指導救命士課程		10	100	24	R5.6.5～R5.6.16
		気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)		2	14	10	R5.7.18～R5.7.19
		救命士ブラッシュアップ講習		3	21	30	R6.2.6～R6.2.8
		水難救助課程指導者養成講習		27	189	11	随時実施
気管挿管フォローアップ研修①		1	7	18	R5.6.30		
気管挿管フォローアップ研修②		1	7	12	R5.12.22		
一日入校等				1,040			
小計			277		1,439		
消防団員	指揮幹部	普通科	2	14	25	R5.6.10～R5.6.11	
		現場指揮課程①	2	14	31	R5.10.21～R5.10.22	
		現場指揮課程②	2	14	30	R6.1.20～R6.1.21	
		現場指揮課程③	2	14	-	中止	
		分団指揮課程・指導員科①	2	14	17	R5.10.14～R5.10.15	
		分団指揮課程・指導員科②	2	14	16	R5.10.28～R5.10.29	
	特別	機関員科	2	17	28	R6.2.17～R6.2.18	
		一日入校等			414		
小計			14		561		
その他関係者	自衛消防隊員	一般	2	14	43	R5.11.21～R5.11.22	
		特定	3	21	15	R6.1.10～R6.1.12	
	少年消防クラブ員、子ども会等研修				336		
	一般防災教育等				205		
小計			5		599		
合計			296		2,599		
その他の施設利用者数(人)					5,423	合計	8,022

第3表 消防学校修了者数推移状況

区分	年度	S31～H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	累計
		初任科	27,456	76	72	76	61	54	
専科	190	173		203	186	175	177		
幹部	52	63		49	37	25	33		
特別	1,306	1,353		689	913	1,330	1,165		
小計	1,624	1,661		1,017	1,197	1,584	1,439		
消防団員	普通科	66,297	30	30	0	17	27	25	70,466
	幹部科		75	72	42	37	40	61	
	指導員科		40	37	0	35	32	33	
	機関員科		23	19	11	7	22	28	
	その他		701	961	317	634	399	414	
小計	869	1,119	370	730	520	561			
その他	自衛消防隊員	22,380	55	48	15	22	46	58	25,445
	県職員		114	128	0	0	216	0	
	その他		782	459	152	287	142	541	
	小計		951	635	167	309	404	599	
合計		116,133	3,444	3,415	1,554	2,236	2,508	2,599	131,889

第4表 消防職員教育訓練修了者数（令和元年度～令和5年度）

課程	初任科						警防科警防課程						予防査察科予防査察課程					
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5
津市	8	10	2	6	7	33	4	3	4	2	2	15		2		2		4
四日市市	9	14	14	10	8	55	3	3	3	4	3	16		3		4		7
伊勢市	10		2	7	10	29	2	1	2	2	2	9		2		2		4
桑名市	7	12	6	6	4	35	1	2	1	1	2	7		2		1		3
鈴鹿市	7	5	7	7	6	32	2	2	1	1	1	7		2		1		3
亀山市	1	4	2	4	3	14		1	1	1	1	4		1		1		2
鳥羽市	2	1	2		2	7	1	1	1	1	1	5				1		1
熊野市	2	2	1	1	1	7					1	1		2		2		4
三重紀北	3	2	2		4	11	1	2	3	2	2	10		1		2		3
伊賀市	3	2	2	3	3	13		2	1	1		4		2		2		4
名張市	3	2		1	4	10								1		2		3
松阪地区	11	8	13	1	4	37	4	4	4	4	4	20		4		4		8
志摩市	6	6	3	3	2	20	2	3	3	3	3	14		3		2		5
菰野町		3	2	3	2	10		1	1	1	1	4		1		1		2
紀勢地区		5	3	2	4	14			2	3	2	7				2		2
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	72	76	61	54	64	327	20	25	27	26	25	123		26		29		55

課程	火災調査科火災調査課程						危険物科危険物課程						特殊災害科特殊災害課程					
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5
津市	4		2		2	8		1				1		2	2		2	6
四日市市	3		4		3	10		1		1		2		1	1		1	3
伊勢市	2		2		2	6		2		2		4		2	2		2	6
桑名市	1		2		1	4				1		1			2		2	4
鈴鹿市	2		2		2	6		2		1		3		2	1		1	4
亀山市	1		1		1	3		1		1		2						
鳥羽市	1		1		1	3		1		1		2		1	1		1	3
熊野市	2		2		2	6											1	
三重紀北	1		1		1	3		1		2		3		1	1		1	3
伊賀市	2		2		1	5		2		1		3			1		1	2
名張市	2		2		1	5		1		1		2		1	1		1	3
松阪地区	4		4		4	12		2		2		4		2	2		2	6
志摩市	2		3		2	7				2		2		2	2		2	6
菰野町			1		1	2				1		1		1	1		1	3
紀勢地区	4		5		3	12				2		2		1	1		1	3
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	31		34		27	92		14		18		32		16	18		19	53

課程	救助科救助課程						救助科水難救助課程						救急科救急課程					
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5
津市	4	3	4	2	3	16	2	2	2	2	1	9	8	10	3	6	7	34
四日市市	3	3	3	3	3	15	3	3	3	3	3	15	9	14	14	10	8	55
伊勢市	2	2	4	4	2	14	4	3	2	3	2	14	10		2	7	10	29
桑名市	2	2	1	1	2	8	1	1	1	2	1	6	7	12	6	6	4	35
鈴鹿市	2	2	1	2	2	9	2	2	1	1	1	7	7	5	7	7	7	33
亀山市	2	1	1	1	1	6							1	4	2	4	3	14
鳥羽市	1	1	1	1	1	5		1	1		1	3	2	1	2		2	7
熊野市		1	1	1		3							2	2	1	1	1	7
三重紀北	3	3	3	2	2	13	1		1	1	1	4	3	2	2		4	11
伊賀市	1	2	1	1	2	7							3	2	2	3	3	13
名張市	1	1	2	2	1	7							3	2		1	4	10
松阪地区	4	4	4	4	4	20	3	2				5	11	8	13	1	4	37
志摩市	2	3	3	3	3	14	2	2	2	2	2	10	6	6	3	3	2	20
菰野町	1	1	1	1	1	5								3	2	3	2	10
紀勢地区	3		1	4		8								5	3	2	4	14
その他										1	1	1		1	1	1	1	4
防災航空隊																		
県外							1					1						
計	31	29	31	32	27	150	19	16	13	15	13	76	72	77	63	55	66	333

課程	初級幹部科						中級幹部科						上級幹部科					
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5
津市	1	1		2		4	1	1	2		2	6	1		1		1	3
四日市市	4	4		4		12	1	1	1		1	4	1		1		1	3
伊勢市	2	2		2		6	2	2	2		2	8	2		2		2	6
桑名市	2	2		1		5	2	2	2		2	8						
鈴鹿市	2	2		1		5	2	2	1		1	6	2		1		1	4
亀山市	1			1		2	1		1		1	3			1		1	2
鳥羽市	1	1		1		3	1	1	1		1	4	1		1		1	3
熊野市	1	1		1		3												
三重紀北	2	2		2		6	2	2	3		1	8	1		1		1	3
伊賀市	1	2		1		4	1	2	1		1	5						
名張市	1	3				4	4	2				6						
松阪地区	4	4		4		12	4	4	4		4	16	2		2		2	6
志摩市	2	2		2		6	2	2	2		2	8	1		1		1	3
菰野町							1		1		1	3						
紀勢地区	1			3		4	2	2	2		3	9	1		3		2	6
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	25	26		25		76	26	23	23		22	94	12		14		13	39

課程	指揮課程						はしご自動車講習						救急救命士ブラッシュアップ講習						
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計
津市	2	1	1	1	1	1	6		2				2	2			2	2	6
四日市市	1	1	1	1	1	1	5		1		1		2	6			4	4	14
伊勢市	2	2	2	2	2	2	10		2		2		4	4			2	5	11
桑名市		1	1	1	1	1	4												
鈴鹿市	2	2	1	1	1	1	7		2		1		3	4			4	2	10
亀山市									4		4		8				3	3	6
鳥羽市	1	1	1	1	1	1	5		1		1		2	1			1	1	3
熊野市	2	1	2	2	2	2	9							1					1
三重紀北	2	2	2	2	2	2	10		1		1		2	2			2	1	5
伊賀市	1	2					3							1			2	2	5
名張市	2	1	1	1	1	1	6		1		1		2	3			2	2	7
松阪地区	2	2	2	2	2	2	10		2		2		4	4			5	4	13
志摩市	2	2	2	2	2	2	10							3			2	2	7
菰野町	1	1	1	1	1	1	5		1		1		2	3			3	1	7
紀勢地区	2		3	3	2	2	10							2			1	1	4
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	22	19	20	20	19	100		17		14		31	36				33	30	99

課程	気管挿管追加講習（ビデオ喉頭鏡）						救急救命士処置拡大講習						水難救助教育指導員養成講習						
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5	小計
津市	2	1	1			1	5							2	2	2	2	2	10
四日市市	1	1	1	1	1	1	5							1	1	1	1	1	5
伊勢市	1	1	1			1	4							1	1	1	1	1	5
桑名市	1	1	1	1	1	1	5							1	1	1	1	1	5
鈴鹿市	1	1				4	6							1	1	1	1	2	6
亀山市	1						1												
鳥羽市		1					1							2	1	1	1	1	6
熊野市																			
三重紀北														1	1	1	1	1	5
伊賀市		2	2	2			6												
名張市	1	1	1	1			4												
松阪地区	3	3	3	3	3		15							2	2	2	2	2	10
志摩市	2	2	2	3			9							1	1	1	1	1	5
菰野町																			
紀勢地区	1	1		1			3												
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	14	15	12	12	11		64							12	11	11	11	12	57

課程	指導救急救命士課程						気管挿管フォローアップ研修					
	年度	R元	R2	R3	R4	R5	小計	R元	R2	R3	R4	R5
津市	2		2	2	2	8	2	2	2	2	2	10
四日市市	2		2	2	2	8	1	1	1	1	1	5
伊勢市	2		2	2	2	8	2	2	1	2	2	9
桑名市	1		1	2	3	7	1	1	1	1	1	5
鈴鹿市	2		2	2	2	8	2	2	2	2	1	9
亀山市	1		1	1	1	4	2	2	2	1	2	9
鳥羽市	1		1	1	1	4	1	1	1		1	4
熊野市	1		1	1		3	2	2	1	1	1	7
三重紀北	2		2	2		6			1	1	1	3
伊賀市	1		1	2	2	6	4	4	5	3	4	20
名張市	2		2	2	2	8	2	2	1	2	2	9
松阪地区	2		2	2	2	8	3	3	3	2	2	13
志摩市	2		2		2	6	2	2	2	2	2	10
菰野町				1	1	2			1	2	1	4
紀勢地区	1		1		2	4	3	1	1	2	1	8
その他							7					7
防災航空隊												
県外												
計	22		22	22	24	90	34	25	25	24	24	132

課程	年度別計						県内 消防本部 職員数A	割合 B/A	合計 B
	年度	R元	R2	R3	R4	R5			
津市	45	43	30	31	37	186	366	0.51	186
四日市市	48	52	50	50	41	241	367	0.66	241
伊勢市	48	24	27	40	47	186	199	0.93	186
桑名市	27	39	26	25	25	142	256	0.55	142
鈴鹿市	40	34	28	32	34	168	205	0.82	168
亀山市	11	18	12	22	17	80	86	0.93	80
鳥羽市	16	14	15	10	16	71	46	1.54	71
熊野市	13	11	9	10	9	52	79	0.66	52
三重紀北	24	20	23	20	22	109	107	1.02	109
伊賀市	18	24	18	21	19	100	172	0.58	100
名張市	24	18	10	16	18	86	118	0.73	86
松阪地区	63	54	58	38	43	256	285	0.90	256
志摩市	37	36	31	30	28	162	145	1.12	162
菰野町	6	12	11	18	13	60	56	1.07	60
紀勢地区	20	15	25	25	25	110	89	1.24	110
その他	7	1	1	2	2	13			
防災航空隊									
県外	1					1			
計	448	415	374	390	396	2,023	2,576	0.78	2,009

第5表 消防団員修了者数(令和元年度～令和5年度)

課程	普通科					指揮幹部科										団長科					機関員科					年度別計					合計		
						現場指揮課程					分団指揮課程 ・指導員科																					※両課程修了者 (合計から除く)	
	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5			
津市	3		2	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1								2	2	2	1	1	7	5	9	3	4	28		
四日市市	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													3	1	3	3	3	13		
伊勢市	4			3	4	4				1	4		3	4					3	1						12			6	9	27		
松阪市						5	1		3	3	5		2	3					3					5		3	3	18	1		8	9	36
桑名市			2	1	2	1		1	1	1	3	3			2				1		1			2	1	1	5	2	7	4	3	21	
鈴鹿市	12	11	12	11	13	11	10	6	9	5	8	8	8	4	4	4	2	2		3	6	6	1	6	6	38	17	30	35	34	154		
名張市						7	2	2	3	2		4	4	1	1		2	3			1					2	7	6	3	7	25		
尾鷲市																																	
亀山市	3			5	5	5	3	2		5	2		1	1	2											10	3	3	7	12	35		
鳥羽市						6		1	5											1			1			7	1	1		5	14		
熊野市										2		1	2	2						1						2		1	3	2	8		
いなべ市						18	8	8	14	9		2				2										18	8	10	14	9	59		
志摩市																																	
伊賀市						9	4	9	9	13	9	8	5	2	8					1	2			1	2	20	4	17	16	17	74		
市計	23		16	23	23	63	38	35	37	51	34	32	22	27	15	1	6	10	21	7		8	15	11	4	12	12	142	49	87	102	114	494
木曾町	3		1	2							1		1	1	1											4		2	3	1	10		
東員町	2				1	2				7			5												7	14	4			12	22	38	
菟野町	2			2	2	2	2	2	1	1	2		2	1										1	2	2	6	2	3	7	6	24	
朝日町																																	
川越町																																	
多気町													3																		3	3	
明和町						2	2		2	2		2	2	1			4		1		1	4		2	1	7	2	4	6	3	22		
大台町																																	
玉城町																																	
度会町																																	
大紀町																																	
南伊勢町						3																				3						3	
紀北町																																	
御浜町																																	
紀宝町																																	
町計	7		1	4	4	9	4	2	3	10	3	3	10	6			4		1		1	4		3	10	16	24	4	9	28	35	100	
県計	30		17	27	27	72	42	37	40	61	37	35	32	33	15	1	6	14	21	8		9	19	11	7	22	28	166	53	96	130	149	594

附 表

(附表1) 消防の概要

区分 市町等名		消防本部等					消防団			消防ポンプ		
		消防本部数	消防署数	出張所等数	消防吏員数	普通自動車ポンプ数	分団数	団員数	普通自動車ポンプ数	算定数	整備数	比率 (%)
市	津市	1	4	9	365		73	1,905	21	139	139	100.0
	四日市市	1	3	8	377	8	25	552	24	44	44	100.0
	伊勢市	1	1	6	207	1	22	527	3	54	54	100.0
	松阪市						49	1,203		163	109	66.9
	桑名市	1	3	5	257	9	25	643	2	35	35	100.0
	鈴鹿市	1	2	5	225	7	24	488	3	35	35	100.0
	名張市	1	1	2	120	5	9	391	4	58	59	101.7
	尾鷲市						15	185	1	23	21	91.3
	亀山市	1	1	2	81	4	13	386	1	46	46	100.0
	鳥羽市	1	1	1	47	1	9	443	6	40	40	100.0
	熊野市	1	1	3	80	5	12	348	3	47	47	100.0
	いなべ市						15	320	14	29	30	103.4
	志摩市	1	1	5	146	1	29	619		69	69	100.0
	伊賀市	1	1	7	177	9	11	1,353	3	158	125	79.1
桑名郡	木曾岬町						5	82		5	5	100.0
員弁郡	東員町						4	96	3	7	7	100.0
三重郡	菰野町	1	1		59	1	7	159	10	14	14	100.0
	朝日町						6	61		7	7	100.0
	川越町						11	112		11	11	100.0
多気郡	多気町						8	308		32	29	90.6
	明和町						6	206		32	30	93.8
	大台町						10	310		39	39	100.0
度会郡	玉城町						4	64		6	6	100.0
	度会町						6	165	1	55	55	100.0
	大紀町						7	227	3	40	40	100.0
	南伊勢町						9	449		37	37	100.0
北牟婁郡	紀北町						10	339		37	33	89.2
南牟婁郡	御浜町						4	119	2	9	9	100.0
	紀宝町						4	157	1	22	22	100.0
消防組合	三重紀北消防組合	1	3	1	110	5						
	松阪地区広域消防組合	1	4	5	286	10						
	紀勢地区広域消防組合	1	1	3	85	4						
合計		15	28	62	2,622	70	432	12,217	105	1,256	1,160	92.4

※「消防本部等」の項は、消防防災震災対策現況調査（令和6年4月1日現在）による。

※「消防団」の項は、消防団の組織等に関する概要調査（令和6年4月1日現在）による。

※「消防ポンプ」、「消防水利」の項は、消防施設整備計画実態調査（令和4年4月1日現在）による（※3年に一度実施）。

※「消防費」の項は、地方財政状況調査（令和4年度は令和4年4月1日現在、令和5年度は令和5年4月1日現在）による。

※「消防費歳出決算額」の項の（ ）書きは、組合分と市町分が重複した合計。

※「人口一人当たりの消防費」及び「一世帯当たりの消防費」は、令和4年度については令和5年1月1日現在、令和5年度については令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく合計で割った額。

(附表1) 消防の概要(続き)

区分 市町等名	消防水利			令和4年度消防費				
	算定数	整備数	比率 (%)	消防費歳出 (千円)	基準消防費に 係る (千円)	人口一人 当たり (千円)	一世帯 当たり (千円)	
市	津市	5,443	4,763	87.5	3,941,141	3,542,357	14.5	30.8
	四日市市	3,299	2,963	89.8	5,372,431	3,361,347	17.3	37.2
	伊勢市	1,658	1,004	60.6	2,350,142	1,593,923	19.3	41.9
	松阪市	2,098	1,750	83.4	2,863,010	2,007,693	18.0	38.5
	桑名市	2,204	1,757	79.7	3,358,797	1,705,634	24.1	55.2
	鈴鹿市	2,124	1,653	77.8	3,097,882	2,018,434	15.8	35.1
	名張市	1,214	1,025	84.4	1,167,403	913,583	15.3	33.5
	尾鷲市	411	360	87.6	522,933	316,423	32.0	58.2
	亀山市	943	643	68.2	915,894	718,095	18.5	41.3
	鳥羽市	486	447	92.0	538,336	322,058	31.3	65.4
	熊野市	578	205	35.5	886,605	351,958	56.3	103.8
	いなべ市	1,222	962	78.7	838,276	791,304	18.7	44.3
	志摩市	916	611	66.7	1,666,099	846,389	36.1	73.9
	伊賀市	2,330	1,493	64.1	1,750,138	1,363,797	20.1	43.3
桑名郡	木曾岬町	343	126	36.7	183,549	162,357	30.6	72.8
員弁郡	東員町	426	377	88.5	710,101	400,890	27.4	69.8
三重郡	菰野町	798	758	95.0	634,886	566,249	15.4	37.2
	朝日町	98	104	106.1	202,281	245,123	18.2	46.9
	川越町	231	272	117.7	249,785	286,258	16.1	35.1
多気郡	多気町	94	84	89.4	332,032	323,127	23.7	57.5
	明和町	438	350	79.9	341,046	357,236	14.9	36.1
	大台町	453	308	68.0	450,555	268,341	52.4	110.7
度会郡	玉城町	336	145	43.2	261,972	283,843	17.3	44.7
	度会町	264	123	46.6	188,022	213,509	24.1	60.5
	大紀町	223	229	102.7	501,536	246,606	65.7	130.3
	南伊勢町	377	276	73.2	591,702	307,211	52.7	104.9
北牟婁郡	紀北町	575	491	85.4	814,966	343,287	56.3	104.7
南牟婁郡	御浜町	400	149	37.3	244,741	203,838	30.3	59.7
	紀宝町	274	164	59.9	313,393	251,862	30.0	60.2
消防組合	三重紀北消防組合				604,792			
	松阪地区広域消防組合				2,518,163			
	紀勢地区広域消防組合				802,883			
合計	30,256	23,592	78.0	35,289,654 (39,215,492)	24,312,732	19.9	43.4	

※「消防本部等」の項は、消防防災震災対策現況調査(令和6年4月1日現在)による。

※「消防団」の項は、消防団の組織等に関する概要調査(令和6年4月1日現在)による。

※「消防ポンプ」、「消防水利」の項は、消防施設整備計画実態調査(令和4年4月1日現在)による(※3年に一度実施)。

※「消防費」の項は、地方財政状況調査(令和4年度は令和4年4月1日現在、令和5年度は令和5年4月1日現在)による。

※「消防費歳出決算額」の項の()書きは、組合分と市町分が重複した合計。

※「人口一人当たりの消防費」及び「一世帯当たりの消防費」は、令和4年度については令和5年1月1日現在、令和5年度については令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく合計で割った額。

令和5年度消防費				人口 (令和6年1 月1日現在)	世帯数 (令和6年1 月1日現在)
(決消 算防 費 額 歳 出 千 円)	(額基消 準防 費 財 政 に 係 要 る 千 円)	(り人 の口 の消 一 防 費 当 た 千 円)	(の 一 消 世 防 帯 費 当 た り 千 円)		
4,389,666	3,547,674	16.2	34.0	271,000	128,931
5,076,756	3,337,424	16.5	35.0	307,825	144,983
2,245,991	1,593,538	18.7	40.0	120,306	56,172
2,598,933	2,021,462	16.5	34.9	157,316	74,546
3,051,172	1,696,349	22.0	49.1	138,963	62,092
2,632,137	2,013,284	13.5	29.5	195,589	89,140
1,441,132	922,420	19.2	41.3	75,248	34,857
535,714	320,299	33.7	60.4	15,877	8,864
873,319	730,696	17.7	39.0	49,313	22,382
632,107	327,294	37.5	76.7	16,842	8,241
899,485	355,204	58.8	107.3	15,299	8,385
818,847	805,481	18.3	42.5	44,697	19,277
2,165,673	860,163	48.0	96.4	45,114	22,467
2,575,694	1,377,720	30.0	63.5	85,989	40,589
150,587	166,912	25.4	58.5	5,939	2,576
441,389	409,457	17.1	43.1	25,838	10,245
656,352	578,701	16.0	38.1	41,056	17,228
170,840	246,094	15.4	39.3	11,065	4,348
268,122	288,399	17.1	36.8	15,643	7,290
415,659	325,612	30.1	72.1	13,817	5,767
325,399	363,985	14.2	33.9	22,867	9,604
784,424	270,883	93.3	193.5	8,411	4,053
283,440	286,833	18.8	47.5	15,107	5,965
194,393	215,818	25.2	61.8	7,708	3,144
486,962	249,481	65.9	128.0	7,395	3,804
739,248	310,010	67.7	132.2	10,926	5,590
812,787	344,578	57.5	105.7	14,131	7,688
314,926	205,424	39.7	77.3	7,938	4,074
399,871	253,576	38.8	77.1	10,308	5,184
656,896					
2,562,135					
728,936					
36,381,025 (40,328,992)	24,424,771	20.7	44.5	1,757,527	817,486

(附表2) 令和5年 市町別火災発生件数及び火災による損害額

区分 市町		建物火災		林野火災		車両火災		船舶火災	
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
市	津市	45	168,538	9	0	16	11,439	0	0
	四日市市	34	150,484	3	0	8	2,980	1	691
	伊勢市	15	66,300	1	0	4	1,092	0	0
	松阪市	28	71,269	2	0	6	3,235	0	0
	桑名市	25	203,902	3	0	2	5,780	0	0
	鈴鹿市	22	81,029	1	0	4	490	0	0
	名張市	12	46,064	0	0	1	405	0	0
	尾鷲市	1	659	0	0	1	2,844	1	480
	亀山市	9	1,666	0	0	2	21,284	0	0
	鳥羽市	9	13,852	1	0	1	180	0	0
	熊野市	7	8,474	0	563	0	0	0	0
	いなべ市	7	21,456	1	31	2	77	0	0
	志摩市	9	45,300	0	0	0	0	1	205
	伊賀市	24	178,218	5	491	6	1,430	0	0
	市計	247	1,057,211	26	1,085	53	51,236	3	1,376
町	木曾岬町	1	0	0	0	1	0	0	0
	東員町	1	10	0	0	0	0	0	0
	菰野町	6	6,350	3	0	1	260	0	0
	朝日町	1	4,822	0	0	0	0	0	0
	川越町	1	494	0	0	0	0	0	0
	多気町	2	134	0	0	1	50	0	0
	明和町	6	76,879	1	0	1	0	0	0
	大台町	1	6,800	0	0	0	0	0	0
	玉城町	1	1,366	0	0	0	0	0	0
	度会町	2	151	1	0	0	0	0	0
	大紀町	0	0	0	0	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南勢町)	2	6,357	0	0	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南島町)	3	3,082	0	0	0	0	0	0
	紀北町	2	16,892	0	0	0	0	1	0
	御浜町	2	8,332	0	0	0	0	0	0
紀宝町	0	0	0	0	0	0	0	0	
町計	31	131,669	5	0	4	310	1	0	
県計	278	1,188,880	31	1,085	57	51,546	4	1,376	

(単位：千円)

その他(爆発含)		合計		建物焼損		林野焼損	出火率(件/万人) ※人口1万人当たりの出火件数
件数	損害額	件数	損害額	床面積(m ²)	表面積(m ²)	面積(a)	
71	89,781	141	269,758	2,691	213	82	5.2
33	5,050	79	159,205	1,644	107	137	2.6
15	2,418	35	69,810	1,098	5	1	2.9
18	515	54	75,019	1,600	114	17	3.4
8	459	38	210,141	1,859	426	98	2.7
19	9,542	46	91,061	1,504	178	1	2.3
11	8	24	46,477	661	6	0	3.2
0	0	3	3,983	24	0	0	1.8
10	15,018	21	37,968	42	0	0	4.2
8	0	19	14,032	585	0	1	11.0
2	0	9	9,037	634	0	11	5.7
6	0	16	21,564	229	43	8	3.6
13	412	23	45,917	281	56	0	5.0
48	469	83	180,608	1,915	80	121	9.5
262	123,672	591	1,234,580	14,767	1,228	477	3.8
1	1,600	3	1,600	0	0	0	5.0
1	0	2	10	0	0	0	0.8
5	869	15	7,479	333	5	62	3.6
0	0	1	4,822	196	0	0	0.9
3	129	4	623	5	0	0	2.6
7	2	10	186	0	8	0	7.1
7	139	15	77,018	440	109	2	6.5
3	200	4	7,000	185	0	0	4.7
2	0	3	1,366	0	0	0	2.0
2	0	5	151	12	0	0	6.4
6	0	6	0	0	0	0	7.9
1	0	3	6,357	105	4	16	4.5
3	0	6	3,082	123	0	0	13.0
8	6	11	16,898	602	70	0	7.6
4	59	6	8,391	71	0	11	7.4
5	21	5	21	0	0	0	4.8
58	3,025	99	135,004	2,072	196	91	4.5
320	126,697	690	1,369,584	16,839	1,424	568	3.9

(附表3) 令和5年救急活動状況

区分	消防本部	①~⑪合計	①火災	②自然災害	③水難	④交通	⑤労働災害
救急 出動 件数	津市	18,110	14	0	10	1,037	149
	四日市市	17,602	44	0	5	1,109	165
	伊勢市	9,615	41	7	5	580	59
	桑名市	11,593	58	0	8	643	146
	鈴鹿市	11,632	23	0	5	780	100
	名張市	4,377	2	0	0	182	27
	亀山市	2,557	6	0	1	199	39
	鳥羽市	1,604	4	0	4	45	17
	熊野市	2,367	2	0	6	93	16
	志摩市	4,893	3	0	9	164	37
	伊賀市	5,759	37	0	2	358	93
	菰野町	1,780	2	0	0	124	33
	三重紀北 消防組合	2,524	1	0	5	82	24
	松阪地区広域 消防組合	16,180	45	0	6	843	67
	紀勢地区広域 消防組合	1,945	1	0	7	71	33
合計	112,538	283	7	73	6,310	1,005	
搬送 件数	津市	15,656	11	0	5	854	143
	四日市市	15,511	6	0	4	937	162
	伊勢市	8,810	2	4	2	488	57
	桑名市	10,795	7	0	1	587	140
	鈴鹿市	10,671	4	0	3	709	99
	名張市	3,868	1	0	0	154	25
	亀山市	2,359	1	0	0	167	38
	鳥羽市	1,454	4	0	4	40	16
	熊野市	2,090	0	0	1	77	15

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
72	2,975	28	140	11,923	1,762	2,454
137	2,695	51	122	12,040	1,234	2,091
67	1,389	17	51	6,805	594	805
28	1,656	30	82	7,662	1,280	798
92	1,684	46	66	7,915	921	961
28	625	4	29	3,155	325	509
3	436	1	17	1,747	108	198
4	343	1	5	1,119	62	150
7	359	1	20	1,675	188	277
12	780	2	16	3,380	490	264
11	864	13	43	3,770	568	1,008
3	270	4	16	1,258	70	93
15	383	5	18	1,766	225	144
114	2,324	37	83	11,691	970	743
4	327	1	7	1,299	195	120
597	17,110	241	715	77,205	8,992	10,615
69	2,591	23	96	10,176	1,688	
135	2,439	36	85	10,580	1,127	
63	1,304	14	40	6,298	538	
26	1,564	25	56	7,147	1,242	
89	1,568	40	42	7,237	880	
26	558	3	17	2,777	307	
3	414	1	12	1,616	107	
4	306	1	3	1,017	59	
7	325	0	11	1,469	185	

(附表3) 令和5年救急活動状況

区分	消 防 本 部	①～⑪合計	①火 災	②自然災害	③水 難	④交 通	⑤労働災害
搬 送 件 数	志 摩 市	4,629	2	0	5	141	36
	伊 賀 市	4,751	5	0	1	291	86
	菰 野 町	1,687	1	0	0	113	32
	三 重 紀 北 消 防 組 合	2,380	1	0	2	69	23
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	15,437	4	0	2	765	67
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	1,825	1	0	4	55	32
	合 計	101,923	50	4	34	5,447	971
搬 送 人 員	津 市	15,740	11	0	5	920	143
	四 日 市 市	15,610	7	0	4	1,013	162
	伊 勢 市	8,849	2	4	2	516	57
	桑 名 市	10,871	7	0	1	648	140
	鈴 鹿 市	10,755	4	0	3	779	99
	名 張 市	3,886	1	0	0	162	25
	亀 山 市	2,382	1	0	0	189	38
	鳥 羽 市	1,461	5	0	4	42	16
	熊 野 市	2,097	0	0	1	83	15
	志 摩 市	4,647	2	0	5	153	36
	伊 賀 市	4,781	5	0	1	319	86
	菰 野 町	1,709	1	0	0	131	32
	三 重 紀 北 消 防 組 合	2,383	1	0	2	71	23
	松 阪 地 区 消 防 組 合	15,525	4	0	2	834	67
	紀 勢 地 区 消 防 組 合	1,837	1	0	4	65	32
合 計	102,533	52	4	34	5,925	971	

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
12	740	1	9	3,199	484	
10	725	7	29	3,046	551	
2	256	3	13	1,198	69	
14	369	5	13	1,669	215	
113	2,257	26	62	11,193	948	
4	311	1	5	1,228	184	
577	15,727	186	493	69,850	8,584	
69	2,598	23	96	10,184	1,691	
135	2,444	36	85	10,596	1,128	
64	1,308	15	40	6,302	539	
27	1,569	25	56	7,156	1,242	
89	1,570	41	42	7,248	880	
26	563	3	17	2,782	307	
3	414	1	12	1,617	107	
4	321	1	3	1,005	60	
7	325	0	11	1,470	185	
12	741	1	9	3,204	484	
10	726	7	29	3,047	551	
2	258	3	13	1,200	69	
15	369	5	13	1,669	215	
113	2,260	26	62	11,208	949	
4	311	1	5	1,230	184	
580	15,777	188	493	69,918	8,591	

(附表4) 令和5年事故種別救助出動件数及び救助活動件数

消防本部	救助種別 件数区分	火 災		交通事故	水難事故	風水害等 自然事故
		建 物	建物以外			
津 市	出動件数	1	2	83	8	0
	活動件数	1	2	45	5	0
四日市市	出動件数	5	0	38	6	0
	活動件数	5	0	21	5	0
伊勢市	出動件数	0	0	38	4	7
	活動件数	0	0	15	4	6
桑名市	出動件数	0	0	55	6	0
	活動件数	0	0	24	5	0
鈴鹿市	出動件数	1	0	27	3	0
	活動件数	1	0	14	1	0
名張市	出動件数	1	0	6	0	0
	活動件数	1	0	4	0	0
亀山市	出動件数	0	0	12	2	0
	活動件数	0	0	6	2	0
鳥羽市	出動件数	0	0	4	3	1
	活動件数	0	0	2	1	0
熊野市	出動件数	0	0	5	3	0
	活動件数	0	0	3	3	0
志摩市	出動件数	0	0	15	5	1
	活動件数	0	0	7	3	1
伊賀市	出動件数	0	0	34	5	0
	活動件数	0	0	11	5	0
菰野町	出動件数	0	0	10	0	0
	活動件数	0	0	4	0	0
三重紀北 消防組合	出動件数	0	0	11	3	0
	活動件数	0	0	8	2	0
松阪地区 広域消防組合	出動件数	7	0	68	6	0
	活動件数	7	0	44	6	0
紀勢地区 広域消防組合	出動件数	0	0	10	5	0
	活動件数	0	0	7	2	0
出動件数合計		15	2	416	59	9
活動件数合計		15	2	215	44	7

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

※火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

機 械 に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	そ の 他 の 事 故	合 計
7	71	0	0	37	209
2	56	0	0	30	141
5	45	1	0	20	120
3	31	1	0	16	82
1	18	0	0	13	81
1	13	0	0	9	48
3	2	0	0	24	90
1	1	0	0	19	50
3	26	0	0	15	75
2	19	0	0	13	50
1	24	2	0	10	44
1	23	1	0	10	40
1	8	0	0	3	26
1	4	0	0	3	16
0	4	0	0	1	13
0	3	0	0	1	7
0	0	0	0	3	11
0	0	0	0	3	9
0	4	0	0	18	43
0	4	0	0	11	26
4	17	1	0	4	65
3	13	1	0	3	36
0	3	1	0	20	34
0	2	1	0	17	24
0	1	0	0	11	26
0	1	0	0	9	20
4	39	4	0	37	165
2	33	4	0	18	114
0	0	1	0	12	28
0	0	1	0	6	16
29	262	10	0	228	1,030
16	203	9	0	168	679

(附表5) 階級別消防職員及び消防団員数

団体名	消 防 職 員										
	合 計	消 防 防 防					消 防 防 防				
		消 防 総 監	消 防 司 監	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	
市	津 市	369 (16)			1	12	27 (1)	34	119 (3)	103 (6)	
	四 日 市 市	378 (17)			1	5	19	56 (1)	101 (5)	116 (6)	
	伊 勢 市	219 (6)			1	2	13	22	29	78 (4)	2 (1)
	松 阪 市										
	桑 名 市	259 (9)			1	3	14	41	78 (3)	74 (3)	2
	鈴 鹿 市	226 (6)			1	5	13	35	72	54 (1)	
	名 張 市	120 (4)				1	9	22	38	18	
	尾 鷲 市										
	亀 山 市	81 (2)					1	24	20	18	1 (1)
	鳥 羽 市	48 (1)					1	5	14	11	6
	熊 野 市	80					1	9	41	14	5
	い な べ 市										
	志 摩 市	149 (6)				1	7	14	41	46 (1)	
伊 賀 市	178 (7)				1	11	42	60	35 (4)	3 (1)	
桑名郡	木 曾 岬 町										
員弁郡	東 員 町										
三重郡	菰 野 町	59					1	11	15	10	8
	朝 日 町										
	川 越 町										
多気郡	多 気 町										
	明 和 町										
	大 台 町										
度会郡	玉 城 町										
	度 会 町										
	大 紀 町										
	南 伊 勢 町										
北牟婁郡	紀 北 町										
南牟婁郡	御 浜 町										
	紀 宝 町										
消防組合	三 重 紀 北	110				1	7	13	29	25	1
	消 防 組 合										
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	288 (8)			1	3	13	35 (1)	68	81 (2)	13
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	85					1	13	23	26	
合 計	2,649 (82)			6	34	138 (1)	376 (2)	748 (11)	709 (27)	41 (3)	

() 内は女性消防職員数であり、内数である。

(令和6年4月1日現在)

消防職員		消防団員									
吏員	その他職員	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	条例定数	兼務者 水防団員
消防士											
69 (6)	4	1,905 (138)	1	37	73	73	162	335	1,224	2,287	1,905
79 (4)	1 (1)	552 (37)	1	4	25	25	50	99	348	620	552
60 (1)	12	527 (20)	1	8	23	48	45	46	356	559	527
		1,203 (85)	1	18	49	52	68	146	869	1,420	1,203
44 (2)	2 (1)	643 (10)	1	12	29	33	37	85	446	776	643
45 (5)	1	488 (21)	1	6	24	24	24	70	339	505	488
32 (4)		391 (23)	1	2	9	9	26	64	280	500	391
		185 (12)	1	3	13	11	17	23	117	220	185
17 (1)		386 (17)	1	6	13	26	44	46	250	415	386
10 (1)	1	443 (13)	1	5	16	9	28	74	310	490	443
10		348 (19)	1	2	12	11	36	61	225	500	348
		320 (8)	1	8	14	14	14	35	234	327	320
37 (4)	3 (1)	619 (10)	1	9	28	41	61	89	390	695	619
25 (1)	1 (1)	1,353 (21)	1	3	11	24	36	104	1,174	1,410	1,353
		82	1	1	5	5		25	45	82	82
		96 (10)	1	1	4	4		10	76	98	96
14		159 (1)	1	2	7	10		10	129	168	159
		61	1	2	5	6			47	62	61
		112	1	2	11	11		11	76	118	112
		308 (22)	1	3	8	16		27	253	330	308
		206 (6)	1	1	6	6	29	29	134	225	206
		310 (23)	1	3	10	10		34	252	405	310
		64 (7)	1	1	4			6	52	70	64
		165	1	1	5	5	1	35	117	165	165
		227	1	5	7	7	21	35	151	320	227
		449 (15)	1	3	9	9	31	72	324	470	449
		339 (21)	1	4	10	10	32	63	219	400	339
		119 (6)	1	1	4	4	4	8	97	150	119
		157 (9)	1	2	4	4	15	25	106	185	157
34											
72 (4)	2 (1)										
22											
570 (33)	27 (5)	12,217 (554)	29	155	438	507	781	1,667	8,640	13,972	12,217

()内は女性消防団員数であり、内数である。

※消防団員の階級の基準（昭和39年12月8日消防庁告示第5号）第1条に規定のない階級（例：指揮隊長）を定めている市町にあっては、その階級に属する者は直近下位の階級に含めて集計している。

(附表6) 消防ポンプ等現有状況

区分 市町等名		消 防 本 部 ・ 署 現 有										
		普通消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	水槽付消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	はしご付消防 (ポンプ) 自動車				(屈折はしご付消防 ポンプ)自動車	大型 高所放水 車	泡原 液搬送 車	化学 消防自 動車	救急 自動 車
				18m 以下	24m	30m	38m 以上					
市	津市		19			1	1				2	17
	四日市市	8	9			1	1	1	1	2	2	14
	伊勢市	1	8			1					1	9
	松阪市											
	桑名市	9	6			1		1			3	10
	鈴鹿市	7	6			1		1			1	10
	名張市	5	1			1					1	6
	尾鷲市											
	亀山市	4				1					1	4
	鳥羽市	1	1			1					1	3
	熊野市	5	1									5
	いなべ市											
	志摩市	1	6									8
	伊賀市	9	2					1				10
桑名郡	木曾岬町											
員弁郡	東員町											
三重郡	菰野町	1	1			1						4
	朝日町											
	川越町											
多気郡	多気町											
	明和町											
	大台町											
度会郡	玉城町											
	度会町											
	大紀町											
	南伊勢町											
北牟婁郡	紀北町											
南牟婁郡	御浜町											
	紀宝町											
消防組合	三重紀北合 消防組	5	3						1		1	7
	松阪地区広 域消防組合	10	4				1				1	14
	紀勢地区広 域消防組合	4	3									5
合 計		70	70			9	3	4	2	2	14	126

※令和6年度消防防災・震災対策現況調査及び令和6年度消防団の組織概要等に関する調査による。

※はしご付消防(ポンプ)自動車、屈折はしご付消防(ポンプ)自動車には、ポンプ付でない車両を含む。

(令和6年4月1日現在)

消 防 本 部 ・ 署 現 有						消 防 団 現 有					
指 揮 車	消 防 艇	救 助 工 作 車	小型動力ポンプ			普通消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	水槽付消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	化学 消防 自動車	小型動力ポンプ		
			積 載 車	車 両 不 積 載	手 引 動 力 ポ ン プ				積 載 車	車 両 不 積 載	手 引 動 力 ポ ン プ
2		2				21			85	44	
5		3				24	1			4	
1		1				3			42		
									98	15	
2		2	3			2			24		
1		1	2	6	2	3			21		
2		1				4			33	1	17
						1			16	2	
1		1		6		1			33	3	8
1						6			23	7	
						3			23	39	
						14	1		11		
1		1	6						59	1	2
1		1		10		3			100		
									5	1	
						3	2				
1		1				10			2		
							1		5	1	
							1		11		12
									29		
									8	21	23
									37	4	
									4	3	
						1			1	38	
						3			32	11	
									46	21	
									25		
						2			6	4	
						1	1		7		
1		1		5							
1		2									
		1									
20		18	11	27	2	105	7		786	220	62

(附表7) 消防水利等現有狀況

区分 市町等名		合計	消 火 栓			防 火 水 槽 及 び 井 戸						
						小 計				公 設		
			小計 公設 私設			防 火 水 槽				井戸	防 火 水 槽	
						100m ³ 以上	60~ 100m ³ 未満	40~ 60m ³ 未満	20~ 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60~ 100m ³ 未満
市	津 市	9,254	7,874	7,553	321	43	117	861	264		11	79
	四日市市	6,666	5,911	5,911		48	58	369	69	47	45	51
	伊勢市	1,826	1,031	1,031		17	6	418	66	253	15	5
	松阪市	5,501	4,703	4,676	27	26	43	557	124		13	24
	桑名市	4,234	3,304	3,301	3	3	27	439	46		3	27
	鈴鹿市	3,138	2,668	2,668		23	11	312	91		23	11
	名張市	1,931	1,312	1,312		6	27	504	30		1	16
	尾鷲市	705	626	617	9	10	1	17		19	10	1
	龜山市	1,283	612	612		17	22	501	131		7	6
	鳥羽市	569	451	443	8	3	9	88	15		1	6
	熊野市	418	248	244	4			70	25			
	いなべ市	2,570	2,001	2,001		2	3	501	38		2	3
	志摩市	1,400	1,170	1,161	9	3	4	193	1		3	4
	伊賀市	2,071	1,177	1,177		8	43	835			8	43
桑名郡	木曾岬町	173	125	125				33	1			
員弁郡	東員町	1,126	921	921		3	4	84	8		3	4
三重郡	菰野町	1,847	1,456	1,445	11	12	4	51	56		9	4
	朝日町	262	222	222				27	7			
	川越町	576	545	545			2	23		3		2
多気郡	多気町	1,064	867	867		9	4	68	116		6	4
	明和町	1,235	800	793	7		3	129	34	238		1
	大台町	421	116	116				239	46			
度会郡	玉城町	314	162	162		4	6	86	50		2	3
	度会町	517	419	419		1	1	90	4		1	1
	大紀町	968	693	693		3	2	109	56	4	1	2
	南伊勢町	610	475	475			1	63	10	6		1
北牟婁郡	紀北町	1,046	845	841	4		6	56	25	82		6
南牟婁郡	御浜町	602	492	492		1		31	36	1	1	
	紀宝町	463	360	360			4	34	58			4
合 計		52,790	41,586	41,183	403	242	408	6,788	1,407	653	165	308

(令和6年4月1日現在)

防 火 水 槽 及 び 井 戸								そ の 他						
公 設			私 設					小 計	河 川 ・ 溝 等	海 ・ 湖	プ ー ル	壕 ・ 池 等	下 水 道	そ の 他
防火水槽		井戸	防 火 水 槽				井戸							
40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満		100m ³ 以上	60～ 100m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満								
730	190		32	38	131	74		95			95			
270	37	47	3	7	99	32		164	70	18	62	14		
410	66	253	2	1	8			35			23			12
459	111		13	19	98	13		48			39			9
322	46				117			415	343		41	31		
312	91							33	14			4		15
381	20		5	11	123	10		52	47		4	1		
17		19						32	16		16			
302	91		10	16	199	40								
67	10		2	3	21	5		3			3			
62	21				8	4		75	43	14	14	2		2
501	38							25			20		3	2
109	1				84			29	7	12	5	3		2
827					8			8			8			
33	1							14	12		2			
84	8							106	100		6			
22	47		3		29	9		268	218		9	41		
27	6					1		6			3	3		
23		3						3			3			
46	116		3		22									
72	32	236		2	57	2	2	31	16	15				
239	46							20			19			1
42	47		2	3	44	3		6	1		5			
90	4							2			2			
107	56	2	2		2		2	101	72	20	9			
63	10	6						55	10	39	4	2		
52	24	82			4	1		32		22	9	1		
29	34	1			2	2		41	19		4	18		
34	56					2		7			7			
5,732	1,209	649	77	100	1,056	198	4	1,706	988	140	412	120	3	43

(附表8) 非常勤消防団員の報酬及び出動手当

市町名	区分	年 額 報 酬				
		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長
津 市		143,500	99,000	57,500	40,000	37,500
四日市市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
伊勢市		84,500	71,000	52,500	47,500	39,000
松阪市		120,000	69,000	50,500	45,500	37,000
桑名市		180,000	160,000	75,000	57,000	40,000
鈴鹿市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
名張市		90,500	73,000	50,500	45,500	37,500
尾鷲市		88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
亀山市		145,000	113,000	82,000	45,500	45,000
鳥羽市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
熊野市		88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
いなべ市		200,000	170,000	110,000	850,000	70,000
志摩市		250,000	200,000	79,000	45,500	37,500
伊賀市		90,000	70,000	50,500	45,500	39,000
桑名郡	木曾岬町	120,000	85,000	70,000	50,000	
員弁郡	東員町	170,000	135,000	110,000	85,000	
三重郡	菰野町	186,000	128,000	105,000	87,000	
	朝日町	130,000	90,000	75,000	59,000	
	川越町	130,000	90,000	75,000	59,000	
多気郡	多気町	90,000	65,000	50,000	45,000	40,000
	明和町	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
	大台町	90,000	69,000	50,500	45,500	
度会郡	玉城町	112,000	87,000	62,000		
	度会町	120,000	87,000	63,000	51,000	42,000
	大紀町	135,000	95,000	65,000	60,000	48,000
	南伊勢町	159,000	99,000	77,000	67,000	50,000
北牟婁郡	紀北町	88,000	70,000	52,000	42,000	31,000
南牟婁郡	御浜町	87,000	65,000	52,000	42,000	32,000
	紀宝町	87,000	65,000	52,000	42,000	32,000
平均値		121,155	92,103	64,552	79,375	39,432
中央値		112,000	73,000	52,500	45,500	37,500

※令和6年度消防団の組織等に関する概要調査による。

※「出動報酬」を日額で定めていない場合は、8時間の出動に換算した額。

※平均値・中央値は、報酬・手当を定めている団体の平均値・中央値である。

(令和6年4月1日現在)

(単位：円)

年額報酬		出勤報酬(1日あたり)			
班長	団員	火災	風水害等	警戒	訓練
37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000
37,000	36,500	10,000	10,000	4,000	4,000
39,000	38,000	8,000	8,000	5,000	5,000
37,000	36,500	8,100	8,100	8,100	3,500
40,000	36,500	8,000	8,000	2,800	4,000
37,000	36,500	8,000	8,000	5,000	5,000
37,000	36,500	8,000	8,000	3,500	3,500
30,000	25,000	8,000	8,000	8,000	4,100
41,000	36,500	8,000	8,000	4,000	4,000
37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000
30,000	25,000	8,000	8,000	4,500	4,500
60,000	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000
37,000	36,500	8,000	8,000	3,000	3,000
37,000	36,500	8,000	8,000	8,000	4,000
40,000	40,000	8,000	8,000	5,000	5,000
60,000	40,000	8,000	8,000	5,000	5,000
76,000	70,000	8,000	8,000	1,000	2,000
	45,000	8,000	8,000	3,000	4,000
50,000	45,000	8,000	8,000	3,000	4,000
40,000	36,500	8,000	8,000	2,500	2,500
37,000	36,500	8,264	8,264	8,264	8,264
40,000	36,500	8,000	8,000	6,000	6,000
43,500	36,500	5,000	5,000	3,100	3,100
42,000	36,500	8,000	8,000	8,000	7,000
44,000	36,500	8,000	8,000	5,000	5,000
42,000	36,500	8,000	8,000	8,000	8,000
30,000	25,000	8,000	8,000	8,000	4,100
30,000	25,000	8,000	8,000	5,000	5,000
30,000	25,000	8,000	8,000	5,000	5,000
40,732	36,672	7,978	7,978	5,026	4,571
38,000	36,500	8,000	8,000	5,000	4,100

(附表9) 無線通信施設及び火災通報施設等の現況

	消防及び救急業務用無線局						救急指令装置		
	固定局及び基地局			移動局			小計 (a)+(b)	用救急指令専 (a)	置消防指令装 (b)
	固定局	基地局	携帯基地局	陸上移動局	携帯局	船舶航空機局			
市	津市		5		318				
	四日市市		1		311				
	伊勢市		2		209				
	松阪市								
	桑名市		2		184				
	鈴鹿市		3		162				
	名張市		1		105				
	尾鷲市								
	亀山市	12	4		45				
	鳥羽市		2		16	35			
	熊野市		3		56				
	いなべ市								
	志摩市		2		67				
	伊賀市		1		157		8		8
町	木曾岬町								
	東員町								
	菰野町		2		90				
	朝日町								
	川越町								
	多気町								
	明和町								
	大台町								
	玉城町								
	度会町								
	大紀町								
	南伊勢町								
	紀北町								
	御浜町								
紀宝町									
消防組合	三重紀北		5		126		1		1
	消防組								
	松阪地区広域	2	3		202		8		8
消防組合									
紀勢地区広域		3		37					
消防組合									
合計	14	39		2,085	35		17		17

※令和6年度消防防災・震災対策現況調査による。

(令和6年4月1日現在)

受信装置 (基)	火災報知機			テレビ監視装置	望 楼			電 話			
	発 信 機				小 計 (e)+(f)	体 制 を と つ て (e)	そ の 他 (f)	消防機関にあるもの			
	小 計 (c)+(d)	公 衆 用 (基) (c)	自 衛 用 (基) (d)					小 計 (回線)	知 火 災 報 知 電 話 (回線)	消 防 電 話 (回線)	加 入 電 話 (回線)
				1				92	12		80
								170	14	10	146
								95	24	1	70
								80	16		64
				1				104	12		92
1	8		8					31			31
								28	4	24	
1	1	1						35	22	1	12
1	3	3						46	4	2	40
								62	20		42
								63	14		49
								1	1		
4	22	22									
								14			14
								17	4		13
				1				88	6		82
1	2		2					25	18		7
23	51	26	25	3				951	171	38	742

(附表10) 主な事故種別区分による月別出動件数

【令和5年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比
三重県	急病	7,519	70.1%	5,389	68.5%	5,698	66.8%	5,476	66.5%	5,732	66.7%	5,928	67.7%
	年間構成比	9.7%		7.0%		7.4%		7.1%		7.4%		7.7%	
	交通事故	530	4.9%	420	5.3%	507	5.9%	525	6.4%	512	6.0%	535	6.1%
	年間構成比	8.4%		6.7%		8.0%		8.3%		8.1%		8.5%	
	一般負傷	1,600	14.9%	1,194	15.2%	1,290	15.1%	1,308	15.9%	1,387	16.1%	1,274	14.6%
	年間構成比	9.4%		7.0%		7.5%		7.6%		8.1%		7.4%	
	その他	1,084	10.1%	859	10.9%	1,031	12.1%	924	11.2%	959	11.2%	1,018	11.6%
	年間構成比	9.1%		7.2%		8.7%		7.8%		8.1%		8.5%	
	(うち転院搬送)	760	7.1%	644	8.2%	728	8.5%	673	8.2%	670	7.8%	713	8.1%
	年間構成比	8.9%		7.6%		8.6%		7.9%		7.9%		8.4%	
合計	10,733	100.0%	7,862	100.0%	8,526	100.0%	8,233	100.0%	8,590	100.0%	8,755	100.0%	
年間構成比	9.5%		7.0%		7.6%		7.3%		7.6%		7.8%		
全国	急病	472,647	69.6%	360,884	66.8%	378,941	65.9%	366,012	65.5%	399,393	66.7%	408,465	67.6%
	年間構成比	9.1%		7.0%		7.3%		7.1%		7.7%		7.9%	
	交通事故	29,455	4.3%	27,055	5.0%	31,808	5.5%	32,343	5.8%	33,340	5.6%	32,939	5.5%
	年間構成比	7.4%		6.8%		8.0%		8.1%		8.3%		8.2%	
	一般負傷	105,552	15.5%	88,003	16.3%	93,064	16.2%	91,721	16.4%	93,147	15.6%	89,005	14.7%
	年間構成比	8.9%		7.4%		7.9%		7.7%		7.9%		7.5%	
	その他	71,899	10.6%	64,437	11.9%	71,235	12.4%	68,345	12.2%	72,559	12.1%	73,798	12.2%
	年間構成比	8.2%		7.3%		8.1%		7.8%		8.3%		8.4%	
	(うち転院搬送)	47,553	7.0%	42,278	7.8%	45,720	8.0%	43,359	7.8%	45,608	7.6%	46,447	7.7%
	年間構成比	8.5%		7.6%		8.2%		7.8%		8.2%		8.3%	
合計	679,553	100.0%	540,379	100.0%	575,048	100.0%	558,421	100.0%	598,439	100.0%	604,207	100.0%	
年間構成比	8.9%		7.1%		7.5%		7.3%		7.8%		7.9%		

【令和4年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比
三重県	急病	5,872	68.2%	5,130	67.6%	5,438	67.1%	5,066	65.6%	5,478	66.7%	5,449	67.0%
	年間構成比	8.1%		7.0%		7.5%		7.0%		7.5%		7.5%	
	交通事故	488	5.7%	395	5.2%	445	5.5%	474	6.1%	481	5.9%	525	6.5%
	年間構成比	7.9%		6.4%		7.2%		7.7%		7.8%		8.5%	
	一般負傷	1,348	15.7%	1,106	14.6%	1,207	14.9%	1,208	15.6%	1,370	16.7%	1,232	15.2%
	年間構成比	8.5%		7.0%		7.6%		7.6%		8.6%		7.8%	
	その他	905	10.5%	959	12.6%	1,013	12.5%	976	12.6%	890	10.8%	921	11.3%
	年間構成比	7.3%		7.7%		8.2%		7.9%		7.2%		7.4%	
	(うち転院搬送)	672	7.8%	659	8.7%	734	9.1%	678	8.8%	608	7.4%	611	7.5%
	年間構成比	8.1%		8.0%		8.9%		8.2%		7.3%		7.4%	
合計	8,613	100.0%	7,590	100.0%	8,103	100.0%	7,724	100.0%	8,219	100.0%	8,127	100.0%	
年間構成比	8.0%		7.1%		7.6%		7.2%		7.7%		7.6%		
全国	急病	400,506	58.9%	364,730	67.5%	365,333	63.5%	350,416	62.8%	365,488	61.1%	375,684	62.2%
	年間構成比	8.2%		7.5%		7.5%		7.2%		7.5%		7.7%	
	交通事故	28,099	4.1%	24,050	4.5%	28,934	5.0%	30,743	5.5%	32,252	5.4%	33,735	5.6%
	年間構成比	7.3%		6.3%		7.6%		8.0%		8.4%		8.8%	
	一般負傷	99,911	14.7%	80,271	14.9%	85,164	14.8%	84,082	15.1%	88,258	14.8%	87,294	14.5%
	年間構成比	9.1%		7.3%		7.7%		7.6%		8.0%		7.9%	
	その他	71,221	10.5%	63,838	11.8%	71,022	12.4%	67,662	12.1%	70,377	11.8%	72,576	12.0%
	年間構成比	8.3%		7.4%		8.2%		7.9%		8.2%		8.4%	
	(うち転院搬送)	47,199	7.0%	42,359	7.8%	46,085	8.0%	43,384	7.8%	43,151	7.2%	43,405	7.2%
	年間構成比	8.8%		7.9%		8.6%		8.1%		8.0%		8.1%	
合計	599,737	88.3%	532,889	98.6%	550,453	95.7%	532,903	95.4%	556,375	93.0%	569,289	94.2%	

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比
7,968	72.4%	8,333	73.3%	6,730	69.9%	5,948	65.5%	5,826	65.4%	6,658	67.6%	77,205	68.6%
10.3%		10.8%		8.7%		7.7%		7.5%		8.6%		100.0%	
558	5.1%	505	4.4%	518	5.4%	567	6.2%	566	6.4%	567	5.8%	6,310	5.6%
8.8%		8.0%		8.2%		9.0%		9.0%		9.0%		100.0%	
1,440	13.1%	1,502	13.2%	1,373	14.3%	1,608	17.7%	1,524	17.1%	1,610	16.3%	17,110	15.2%
8.4%		8.8%		8.0%		9.4%		8.9%		9.4%		100.0%	
1,043	9.5%	1,027	9.0%	1,002	10.4%	963	10.6%	987	11.1%	1,016	10.3%	11,913	10.6%
8.8%		8.6%		8.4%		8.1%		8.3%		8.5%		100.0%	
700	6.4%	723	6.4%	698	7.3%	705	7.8%	725	8.1%	771	7.8%	8,510	7.6%
8.2%		8.5%		8.2%		8.3%		8.5%		9.1%		100.0%	
11,009	100.0%	11,367	100.0%	9,623	100.0%	9,086	100.0%	8,903	100.0%	9,851	100.0%	112,538	100.0%
9.8%		10.1%		8.6%		8.1%		7.9%		8.8%		100.0%	
514,932	70.3%	547,593	71.5%	449,049	68.9%	408,851	65.4%	402,334	65.9%	465,393	66.9%	5,174,494	67.7%
10.0%		10.6%		8.7%		7.9%		7.8%		9.0%		100.0%	
35,218	4.8%	34,513	4.5%	33,475	5.1%	36,409	5.8%	35,700	5.8%	37,322	5.4%	399,577	5.2%
8.8%		8.6%		8.4%		9.1%		8.9%		9.3%		100.0%	
101,567	13.9%	102,596	13.4%	95,469	14.7%	106,438	17.0%	102,183	16.7%	116,652	16.8%	1,185,397	15.5%
8.6%		8.7%		8.1%		9.0%		8.6%		9.8%		100.0%	
80,950	11.1%	81,612	10.7%	73,421	11.3%	73,433	11.8%	70,591	11.6%	76,810	11.0%	879,090	11.5%
9.2%		9.3%		8.4%		8.4%		8.0%		8.7%		100.0%	
47,920	6.5%	48,993	6.4%	44,924	6.9%	46,947	7.5%	45,755	7.5%	50,863	7.3%	556,367	7.3%
8.6%		8.8%		8.1%		8.4%		8.2%		9.1%		100.0%	
732,667	100.0%	766,314	100.0%	651,414	100.0%	625,131	100.0%	610,808	100.0%	696,177	100.0%	7,638,558	100.0%
9.6%		10.0%		8.5%		8.2%		8.0%		9.1%		100.0%	

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比
7,226	70.2%	8,175	72.7%	6,264	68.9%	5,639	65.2%	5,794	66.1%	7,252	67.5%	72,783	64.7%
9.9%		11.2%		8.6%		7.7%		8.0%		10.0%		100.0%	
537	5.2%	559	5.0%	514	5.7%	574	6.6%	528	6.0%	632	5.9%	6,152	5.5%
8.7%		9.1%		8.4%		9.3%		8.6%		10.3%		100.0%	
1,377	13.4%	1,287	11.5%	1,285	14.1%	1,428	16.5%	1,320	15.1%	1,673	15.6%	15,841	14.1%
8.7%		8.1%		8.1%		9.0%		8.3%		10.6%		100.0%	
1,153	11.2%	1,217	10.8%	1,027	11.3%	1,010	11.7%	1,120	12.8%	1,190	11.1%	12,381	11.0%
9.3%		9.8%		8.3%		8.2%		9.0%		9.6%		100.0%	
722	7.0%	684	6.1%	636	7.0%	679	7.8%	789	9.0%	812	7.6%	8,284	7.4%
8.7%		8.3%		7.7%		8.2%		9.5%		9.8%		100.0%	
10,293	100.0%	11,238	100.0%	9,090	100.0%	8,651	100.0%	8,762	100.0%	10,747	100.0%	107,157	95.2%
9.6%		10.5%		8.5%		8.1%		8.2%		10.0%		100.0%	
496,294	67.7%	515,009	67.2%	390,134	59.9%	381,107	61.0%	394,250	64.6%	485,679	69.8%	4,884,630	64.0%
10.2%		10.5%		8.0%		7.8%		8.1%		9.9%		100.0%	
33,685	4.6%	31,312	4.1%	32,289	5.0%	35,801	5.7%	34,496	5.7%	36,905	5.3%	382,301	5.0%
8.8%		8.2%		8.4%		9.4%		9.0%		9.7%		100.0%	
92,051	12.6%	88,670	11.6%	86,117	13.2%	100,436	16.1%	94,222	15.4%	114,805	16.5%	1,101,281	14.4%
8.4%		8.1%		7.8%		9.1%		8.6%		10.4%		100.0%	
78,001	10.7%	74,212	9.7%	70,263	10.8%	71,634	11.5%	71,829	11.8%	78,725	11.3%	861,360	11.3%
9.1%		8.6%		8.2%		8.3%		8.3%		9.1%		100.0%	
45,321	6.2%	43,058	5.6%	42,279	6.5%	44,427	7.1%	45,883	7.5%	50,808	7.3%	537,359	7.0%
8.4%		8.0%		7.9%		8.3%		8.5%		9.5%		100.0%	
700,031	95.6%	709,203	92.6%	578,803	88.9%	588,978	94.2%	594,797	97.4%	716,114	102.9%	7,229,572	94.7%

(附表11) 消防本部別防火対象物数

防火対象物の区分		消防本部名	津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	名張市	亀山市	
1項	イ	劇場等	16	20	18	5	6	5	1	
	ロ	公会堂等	237	199	141	151	122	91	38	
2項	イ	キャバレー等	6	0	0	2	1	0	0	
	ロ	遊技場等	20	19	16	22	18	7	2	
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	0	0	0	0	
	ニ	カラオケボックス等	8	10	2	3	7	2	1	
3項	イ	料理店等	8	3	0	8	3	1	0	
	ロ	飲食店	257	325	135	165	151	61	67	
4項		百貨店等	436	541	255	294	410	136	104	
5項	イ	旅館等	53	52	81	35	40	20	21	
	ロ	共同住宅等	3,023	3,912	731	1,584	2,264	426	395	
6項	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	20	5	1	10	6	2	2
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1	2	2	4	2	0	0
		(3)	病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所(2)に掲げるものを除く、有床助産所	27	19	15	12	19	2	3
		(4)	無床診療所、無床助産所	175	190	90	98	128	43	28
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	124	134	58	110	49	33	31
		(2)	救護施設	0	0	0	0	0	0	0
		(3)	乳児院	2	2	2	0	0	0	0
		(4)	障害児入所施設	5	2	0	1	0	1	0
		(5)	障害児支援施設等	25	24	9	13	7	12	1
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター等	73	71	39	65	65	16	28
		(2)	更生施設	0	0	0	0	0	0	0
		(3)	保育所等	95	97	56	54	62	24	20
		(4)	児童発達支援センター等	25	16	7	5	16	6	1
		(5)	身体障害者福祉センター等	79	79	26	48	34	17	3
	ニ	幼稚園等	53	55	13	20	28	6	9	
7項		学校	520	415	186	228	159	95	90	
8項		図書館等	16	13	15	8	9	5	5	
9項	イ	特殊浴場	2	5	1	3	0	1	0	
	ロ	一般浴場	4	2	3	2	3	2	1	
10項		停車場	10	10	5	8	3	3	3	
11項		神社・寺院等	191	202	71	157	23	34	34	
12項	イ	工場等	1,282	2,306	554	1,489	504	257	581	
	ロ	スタジオ	0	0	1	1	2	0	0	
13項	イ	駐車場等	133	151	25	83	7	29	48	
	ロ	航空機格納庫	3	0	6	0	0	0	0	
14項		倉庫	991	1,876	405	824	529	181	404	
15項		事務所等	1,621	1,951	491	971	477	230	537	
16項	イ	特定複合用途防火対象物	816	709	401	348	711	196	197	
	ロ	非特定複合用途防火対象物	425	347	120	213	116	61	109	
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0	0	0	
(16の3)項		準地下街	0	0	0	0	0	0	0	
17項		文化財	15	5	5	6	0	2	11	
18項		アーケード	30	19	0	1	0	0	1	
19項		山林	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			10,827	13,788	3,986	7,051	5,981	2,007	2,776	

(令和6年3月31日現在)

鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	菰野町	三重紀北 消防組合		松阪地区広域 消防組合	紀勢地区広域 消防組合	合 計
2	1	4	1	0	2	0	24	0	105
22	26	75	142	38	70	69	196	69	1,686
1	0	0	0	0	1	1	2	1	15
0	1	13	7	4	4	1	18	1	153
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	0	1	1	0	6	0	43
1	0	0	12	0	2	0	14	0	52
31	15	38	70	38	21	10	189	10	1,583
28	40	105	146	65	49	39	356	37	3,041
146	34	251	36	31	51	20	52	19	942
137	134	185	540	271	127	41	1,683	42	15,495
0	1	1	0	2	3	0	23	0	76
0	0	0	1	0	0	0	28	0	40
0	7	5	8	0	0	1	6	1	125
10	18	37	44	17	14	8	111	9	1,020
12	21	33	42	12	34	18	125	19	855
0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	0	0	0	0	0	1	0	10
0	3	2	4	8	5	6	14	6	139
5	20	29	26	4	17	7	66	7	538
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	21	15	36	15	15	10	61	10	596
0	2	0	4	1	0	0	19	0	102
7	7	9	17	5	6	5	50	7	399
1	4	2	4	0	3	0	23	0	221
50	78	61	115	39	38	37	267	37	2,415
8	6	5	13	4	3	3	17	3	133
0	0	0	2	0	0	1	3	1	19
6	2	1	1	3	2	0	7	0	39
1	1	2	9	2	3	1	17	0	78
37	33	78	116	40	31	48	240	46	1,381
77	198	281	1,071	182	193	207	1,764	208	11,154
0	0	0	0	0	0	0	3	0	7
6	7	26	39	20	11	6	42	6	639
0	0	0	0	0	0	0	1	0	10
34	179	222	651	111	108	110	768	103	7,496
84	217	458	734	137	192	193	921	190	9,404
91	142	334	189	45	120	82	504	82	4,967
30	125	155	61	28	52	37	171	37	2,087
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	3	30	0	0	0	34	0	116
0	0	0	0	0	0	0	10	0	61
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
837	1,345	2,430	4,171	1,125	1,178	961	7,836	951	67,250

(附表12) 消防本部別5階以上（地階を除く）防火対象物数

防火対象物の区分		消防本部名	津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	名張市	亀山市	
1項	イ	劇場等	1	2	0	0	0	0	0	
	ロ	公会堂等	0	1	0	0	0	0	0	
2項	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ	遊技場等	0	0	0	1	0	0	0	
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	0	0	0	0	
	ニ	カラオケボックス等	0	1	0	0	0	0	0	
3項	イ	料理店等	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ	飲食店	2	18	3	0	0	0	0	
4項		百貨店等	4	1	0	4	3	1	0	
5項	イ	旅館等	20	25	16	14	13	3	9	
	ロ	共同住宅等	231	448	69	131	129	24	26	
6項	イ	(1)	避難のために患者の介助が必要な病院	1	2	0	8	1	2	0
		(2)	避難のために患者の介助が必要な有床診療所	0	1	1	0	0	0	0
		(3)	病院(1)に掲げるものを除く)、有床診療所(2)に掲げるものを除く)、有床助産所	13	6	3	1	2	0	0
		(4)	無床診療所、無床助産所	0	2	0	1	0	0	0
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	4	7	0	8	1	4	0
		(2)	救護施設	0	0	0	0	0	0	0
		(3)	乳児院	0	0	0	0	0	0	0
		(4)	障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0
		(5)	障害児支援施設等	0	0	0	0	0	0	0
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター等	1	5	1	0	2	0	0
		(2)	更生施設	0	0	0	0	0	0	0
		(3)	保育所等	0	1	0	0	0	0	0
		(4)	児童発達支援センター等	0	0	0	0	0	0	0
		(5)	身体障害者福祉センター等	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	幼稚園等	0	0	0	0	0	0	0	
7項		学校	40	20	2	3	7	3	1	
8項		図書館等	0	1	0	0	0	0	0	
9項	イ	特殊浴場	0	0	0	0	0	0	0	
	ロ	一般浴場	0	0	0	0	0	0	0	
10項		停車場	0	0	0	0	0	0	0	
11項		神社・寺院等	1	1	0	2	0	0	0	
12項	イ	工場等	9	40	1	17	3	3	8	
	ロ	スタジオ	0	0	0	0	0	0	0	
13項	イ	駐車場等	9	3	0	3	0	0	0	
	ロ	航空機格納庫	0	0	0	0	0	0	0	
14項		倉庫	1	6	0	2	0	0	1	
15項		事務所等	75	69	14	16	8	4	1	
16項	イ	特定複合用途防火対象物	66	104	23	25	33	8	3	
	ロ	非特定複合用途防火対象物	27	75	8	9	7	3	0	
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0	0	0	
(16の3)項		準地下街	0	0	0	0	0	0	0	
17項		文化財	0	0	0	0	0	0	0	
18項		アーケード	0	0	0	0	0	0	0	
19項		山林	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			505	839	141	245	209	55	49	

(令和6年3月31日現在)

鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	菰野町	三重紀北 消防組合	松阪地区広域 消防組合	紀勢地区広域 消防組合	合 計
0	0	0	0	0	0	0	0	3
1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	0	0	1	0	0	1	0	25
0	0	0	0	0	0	0	0	13
36	1	25	6	8	2	11	0	189
22	5	25	39	11	3	87	0	1,250
0	0	0	0	1	1	9	0	25
0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	1	1	3	0	0	1	0	31
0	0	0	0	0	0	0	0	3
1	0	0	1	2	2	1	1	32
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	3	0	81
0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	5	1	0	14	0	102
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	16
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	1	0	0	0	13
2	4	5	6	1	0	14	1	220
2	1	6	7	1	0	15	0	294
1	1	1	4	1	0	1	1	139
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	14	63	76	27	9	159	3	2,459

(附表13) 主な消防用設備の設置状況

令和6年3月31日現在

消防法施行令 別表第1の 防火対象物の区分	消防用設備		屋内消火栓設備					スプリンクラー設備					自動火災報知設備				
	事項	設置 必要数	設置数	特例に よるもの	設置率 (%)	違反数	設置 必要数	設置数	特例に よるもの	設置率 (%)	違反数	設置 必要数	設置数	特例に よるもの	設置率 (%)	違反数	
1 項	イ	劇場等	65	62	3	100	0	19	17	2	100	0	93	92	1	100	0
	ロ	公会堂等	109	102	6	99	1	6	5	1	100	0	682	658	24	100	0
2 項	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	100	0	
	ロ	遊技場等	42	41	0	98	1	14	14	0	100	0	142	140	0	99	2
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	2	2	0	100	0	0	0	0	0	0	43	43	0	100	0
3 項	イ	料理店等	4	3	1	100	0	0	0	0	0	41	39	0	95	2	
	ロ	飲食店	22	18	3	95	1	2	2	0	100	0	554	521	28	99	5
4項		百貨店等	221	215	4	99	2	161	161	0	100	0	1,596	1,573	17	100	6
5 項	イ	旅館等	257	252	1	98	4	44	42	2	100	0	1,410	1,338	50	98	19
	ロ	共同住宅等	598	247	350	100	1	83	36	47	100	0	4,498	3,297	1,190	100	11
6 項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	20	20	0	100	0	56	53	1	96	0	74	74	0	100	0
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3	3	0	100	0	11	11	0	100	0	31	29	0	94	2
		(3) 病院(①)に関するものを除く、有床診療所(②)に関するものを除く、有床診療所	33	33	0	100	0	53	53	0	100	0	123	123	0	100	0
		(4) 無床診療所、無床助産所	15	15	0	100	0	2	2	0	100	0	426	412	12	100	2
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	41	41	0	100	0	805	803	0	100	2	838	837	0	100	1
		(2) 救護施設	2	2	0	100	0	2	2	0	100	0	2	2	0	100	0
		(3) 乳児院	1	1	0	100	0	3	3	0	100	0	6	6	0	100	0
		(4) 障害児入所施設	4	4	0	100	0	11	11	0	100	0	10	10	0	100	0
		(5) 障害児支援施設等	3	3	0	100	0	118	117	1	100	0	141	141	0	100	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	32	32	0	100	0	33	33	0	100	0	346	343	0	99	3
		(2) 更生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 保育所等	63	62	1	100	0	6	6	0	100	0	488	488	0	100	0
		(4) 児童発達支援センター等	5	5	0	100	0	0	0	0	0	0	38	36	2	100	0
		(5) 身体障害者福祉センター等	90	90	0	100	0	10	10	0	100	0	341	334	6	100	1
ニ	幼稚園等	45	45	0	100	0	2	2	0	100	0	192	192	0	100	0	
7項		学校	1,041	1,035	5	100	1	1	1	0	100	0	1,883	1,879	2	100	2
8項		図書館等	33	31	2	100	0	0	0	0	0	92	92	0	100	0	
9 項	イ	特殊浴場	6	6	0	100	0	0	0	0	0	17	17	0	100	0	
	ロ	一般浴場	5	4	1	100	0	0	0	0	0	16	16	0	100	0	
10項		停車場	9	6	3	100	0	0	0	0	0	25	25	0	100	0	
11項		神社・寺院等	113	110	1	98	2	2	2	0	100	0	126	123	1	98	2
1 2 項	イ	工場等	1,966	1,603	115	87	248	48	47	0	98	1	6,052	5,578	193	95	281
	ロ	スタジオ等	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5	5	0	100	0	
1 3 項	イ	駐車場等	3	3	0	100	0	0	0	0	0	221	212	8	100	1	
	ロ	航空機格納庫	2	0	2	100	0	0	0	0	0	9	9	0	100	0	
14項		倉庫	813	680	52	90	81	20	19	0	95	1	2,952	2,770	93	97	89
15項		事務所等	682	575	92	98	15	17	17	0	100	0	2,434	2,257	162	99	15
1 6 項	イ	特定複合用途防火対象物	245	236	9	100	0	234	231	3	100	0	2,775	2,278	463	99	34
	ロ	非特定複合用途防火対象物	95	78	6	88	11	3	2	1	100	0	496	459	26	98	11
(16の2)項		地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	100	0	
(16の3)項		準地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17項		文化財	3	3	0	100	0	0	0	0	0	96	90	5	99	1	
合	計		6,694	5,668	657	94	369	1,766	1,702	58	100	4	29,322	26,544	2,285	98	490

(注) 設置率は、特例によるものを含みます。

(附表14) 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期

市町名	管轄消防本部	公表制度の実施・検討状況	実施時期	制度の概要及び公表対象物掲載ページURL
桑名市・いなべ市・員弁郡東員町・桑名郡木曾岬町	桑名市消防本部	実施済	平成30年4月	https://www.city.kuwana.lg.jp/shobovobo/anzen/shoubou/23-71295-241-574.html
三重郡朝日町・三重郡川越町	四日市市消防本部	実施済	平成29年10月	https://yokkaichisyoubou.jp/sys/wp-content/uploads/2024/02/ihan-list.pdf
三重郡菟野町	菟野町消防本部	実施済	令和2年4月	http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/simple/taisyoubutu.pdf
鈴鹿市	鈴鹿市消防本部	実施済	平成30年4月	https://www.city.suzuka.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/001/890/kouhyou0507.pdf
亀山市	亀山市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/
津市	津市消防本部	実施済	平成30年4月	https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/simple/tsufire-kouhyou.pdf
松阪市・多気郡多気町・多気郡明和町	松阪地区広域消防組合消防本部	実施済	平成30年4月	http://www.mie-matsusaka119.jp/tatemono/iudai/
伊勢市・度会郡玉城町・度会郡度会町	伊勢市消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.city.ise.mie.jp/syoubou/kasaiyobo/1005549.html
鳥羽市	鳥羽市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.toba.mie.jp/kurashi/anzen_anshin/shobo_kyukyu/kasai_yobo/3607.html
志摩市・度会郡南伊勢町	志摩市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.shima.mie.jp/material/files/group/73/syoubouhoureiihanntaisyoubutuitirann.pdf
多気郡大台町・度会郡南伊勢町・度会郡大紀町	紀勢地区広域消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/09prev.html#yb_02
尾鷲市・北牟婁郡紀北町	三重紀北消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	http://www.kihokufd119.jp/ihantaishou/pdf_data/kouhyou_taishoubutu.pdf
熊野市・南牟婁郡御浜町・南牟婁郡紀宝町	熊野市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.kumano.lg.jp/prevention/?content=46
伊賀市	伊賀市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.iga.lg.jp/0000004589.html
名張市	名張市消防本部	実施済	令和2年4月	https://www.city.nabari.lg.jp/s069/ihantaishoutsuitiranhyou.pdf

※ 公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報。(重大な消防法令違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置等という。)

※ 公表する内容は管轄の消防本部により異なる。(建物名、住所、違反の内容等)

(附表15) 危険物施設数の推移

年 度	製造 所の 別 計	製 造 所	貯 蔵 所							
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 貯 外 貯 蔵 所	貯 蔵 所		屋 貯 内 貯 蔵 所	地 貯 下 貯 蔵 所	簡 貯 易 貯 蔵 所
						準 特 定	特 定			
平成8	12,976	187	9,170	1,366	3,679		402	264	1,738	90
9	13,032	192	9,229	1,368	3,689		402	281	1,752	91
10	13,004	195	9,229	1,358	3,675		398	290	1,746	83
11	12,950	196	9,189	1,347	3,646	174	398	288	1,742	81
12	12,899	196	9,140	1,348	3,600	148	397	296	1,763	76
13	12,837	193	9,086	1,330	3,567	147	395	285	1,743	71
14	12,728	185	9,001	1,307	3,513	144	392	277	1,735	72
15	12,723	186	9,020	1,316	3,471	129	381	287	1,736	66
16	12,576	188	8,910	1,316	3,393	128	378	300	1,716	59
17	12,440	189	8,803	1,310	3,353	127	370	303	1,695	57
18	12,288	191	8,695	1,323	3,304	130	362	311	1,649	55
19	12,097	189	8,550	1,304	3,234	128	360	317	1,621	52
20	11,841	197	8,371	1,306	3,137	127	359	315	1,584	53
21	11,573	192	8,194	1,286	3,085	127	359	311	1,543	51
22	11,399	193	8,098	1,292	3,041	127	359	306	1,497	50
23	11,153	192	7,905	1,290	2,970	127	359	294	1,447	45
24	11,001	195	7,808	1,296	2,923	124	353	294	1,400	43
25	10,818	192	7,671	1,282	2,870	127	353	297	1,354	43
26	10,625	191	7,539	1,274	2,818	126	338	290	1,320	39
27	10,540	193	7,472	1,267	2,793	126	338	290	1,295	36
28	10,487	193	7,441	1,281	2,752	117	336	291	1,276	37
29	10,314	192	7,306	1,275	2,695	116	324	287	1,252	35
30	10,220	195	7,246	1,275	2,656	115	320	283	1,229	36
令和元年	10,099	197	7,184	1,271	2,612	114	316	279	1,206	35
2	10,021	200	7,135	1,255	2,592	115	316	278	1,176	34
3	9,920	202	7,052	1,263	2,558	114	314	276	1,153	32
4	9,788	202	6,945	1,267	2,502	114	313	273	1,127	32
5	9,767	201	6,940	1,308	2,461	116	308	265	1,110	33

(令和6年3月31日現在)

貯蔵所			取扱所						事業所
移動 貯蔵 場所	被 率 引	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 販 売 一 取 扱 種 所	第 販 売 二 取 扱 種 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
									1,609
1,633	210	415	3,611	1,784	23	6	72	1,726	4,548
1,703	245	374	3,580	1,766	23	5	72	1,714	4,539
1,712	244	373	3,565	1,738	23	5	72	1,727	4,487
1,714	253	343	3,563	1,712	22	5	72	1,752	4,477
1,764	263	326	3,558	1,700	21	5	72	1,760	4,355
1,784	272	313	3,542	1,679	21	5	72	1,765	4,297
1,836	282	308	3,517	1,664	19	5	71	1,758	4,291
1,826	304	300	3,478	1,636	19	5	72	1,746	4,183
1,783	298	302	3,448	1,626	19	5	71	1,727	4,172
1,749	303	304	3,402	1,605	18	5	69	1,705	4,154
1,729	284	293	3,358	1,573	17	5	69	1,694	4,176
1,679	289	297	3,273	1,524	17	5	67	1,660	4,136
1,628	283	290	3,187	1,484	17	5	66	1,615	4,106
1,614	278	298	3,108	1,445	17	5	66	1,575	4,045
1,569	259	290	3,056	1,403	17	5	65	1,566	3,949
1,560	272	292	2,998	1,369	16	5	64	1,544	3,856
1,530	291	295	2,955	1,348	16	5	63	1,523	3,800
1,510	305	288	2,895	1,321	16	5	63	1,490	3,719
1,506	306	285	2,875	1,304	15	5	62	1,489	3,712
1,524	298	280	2,853	1,292	15	5	62	1,479	3,602
1,494	314	268	2,816	1,267	14	5	62	1,468	3,510
1,501	328	266	2,779	1,250	14	5	62	1,448	3,463
1,517	338	264	2,718	1,219	14	5	60	1,420	3,353
1,536	359	264	2,686	1,198	14	5	60	1,409	3,291
1,509	359	261	2,666	1,185	13	4	60	1,404	3,230
1,476	337	268	2,641	1,166	13	4	60	1,398	3,204
1,501	334	262	2,626	1,160	13	4	58	1,391	3,193

(附表16) 令和5年度消防本部別危険物施設数及び事業所数

区分 消防本部	合計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内貯蔵所	屋貯外 タ蔵 ン ク所	標準		屋内 内 タ蔵 ン ク所	地貯 下 タ蔵 ン ク所	簡貯 易 タ蔵 ン ク所
						特 定	特 定			
津市	867	9	594	153	82	0	0	19	194	2
四日市市	3881	129	3062	367	1558	91	305	60	137	14
伊勢市	379	2	262	51	40	1	0	8	88	3
桑名市	987	20	667	123	207	1	2	41	120	3
鈴鹿市	497	1	292	103	63	0	0	4	69	2
名張市	193	5	122	48	14	0	0	3	38	2
亀山市	338	2	210	58	61	0	0	41	37	0
鳥羽市	182		131	12	52	0	0	8	38	3
熊野市	148		83	8	17	6	0	5	25	0
志摩市	237		137	11	35	0	0	4	70	0
伊賀市	767	23	514	185	130	0	0	8	121	0
菰野町	176	1	119	33	17	0	0	4	32	2
三重紀北 消防組合	198		135	19	42	0	0	9	22	0
松阪地区広域 消防組合	749	6	503	112	107	17	1	48	103	2
紀勢地区広域 消防組合	116		68	6	32	0	0	1	10	0
合計	9,715	198	6,899	1,289	2,457	116	308	263	1,104	33

(令和6年3月31日現在)

貯 蔵 所			取 扱 所						事 業 所
移貯 動 タ蔵 ン ク所	被 牽 引	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 販 売 一 取 扱 種 所	第 販 売 二 取 扱 種 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
124	27	20	264	142	1	1	0	120	426
809	275	117	690	190	4	0	57	439	641
66	7	6	115	65	1	0	0	49	200
131	7	42	300	117	0	0	0	183	409
42	1	9	204	110	1	0	0	93	239
9	0	8	66	28	0	0	0	38	89
8	0	5	126	49	0	0	0	77	109
16	0	2	51	32	0	0	0	19	67
27	1	1	65	33	1	0	0	31	72
16	0	1	100	60	0	0	1	39	125
47	0	23	230	111	0	2	0	117	307
27	0	4	56	33	0	1	0	22	110
35	1	8	63	39	1	0	0	23	62
117	14	14	240	112	4	0	0	124	277
17	0	2	48	37	0	0	0	11	43
1,491	333	262	2,618	1,158	13	4	58	1,385	3,176

消 防 防 災 年 報

令和7年3月

三 重 県 防 災 対 策 部

(問い合わせ先)

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 消 防 ・ 保 安 課 (059)224-2108

防 災 対 策 総 務 課 (059)224-2181

災 害 対 策 推 進 課 (059)224-2189

災 害 即 応 ・ 連 携 課 (059)224-2186

地 域 防 災 推 進 課 (059)224-2184

〒513-0012 鈴鹿市石薬師町452番地

電話 三 重 県 消 防 学 校 (059)374-1821